

第6次弟子屈町総合計画

(案)

令和4（2022）年1月

弟子屈町

【目次】

第I編 基本構想

第1部 総論

第1章 第6次総合計画策定の趣旨.....	2
第1節 策定の趣旨.....	2
第2節 計画の位置付け.....	3
第3節 計画の基本姿勢.....	4
第2章 第6次総合計画の構成と期間.....	5
第1節 構成.....	5
第2節 期間.....	6
第3節 マネジメントサイクルによる行政評価と進行管理の推進.....	7
第3章 本町を取り巻く環境.....	8
第4章 まちづくりに向けての町民意向.....	10
第5章 本町の課題.....	12

第2部 基本構想

第1章 基本理念と将来像.....	20
第1節 まちづくりの基本姿勢.....	20
第2節 基本理念.....	20
第3節 将来像.....	21
第2章 主要指標.....	22
第3章 土地利用方針.....	23
第1節 土地利用に関する本町の計画.....	23
第2節 第6次弟子屈町総合計画における土地利用の方針.....	23
第4章 まちづくりの基本目標.....	25
第5章 施策の大綱.....	27

第Ⅱ編 前期実行計画

第1部 重点プロジェクト

第1章 重点プロジェクトの目的・位置付け.....	36
第1節 重点プロジェクトの目的.....	36
第2節 重点プロジェクトの位置付け.....	36
第2章 重点プロジェクトの内容と評価指標.....	38
①「まちづくり」プロジェクト.....	38
②「ひとづくり」プロジェクト.....	41
③「しごとづくり」プロジェクト.....	43
④「くらしづくり」プロジェクト.....	45
⑤「行財政運営」プロジェクト.....	47
第2部 前期実行計画	49
前期実行計画の施策体系.....	50

第1章 人と自然が共生する ^{まち} 夢づくり.....	55
第1節 環境保全の推進.....	56
1 脱炭素社会の推進.....	56
2 循環型社会の推進.....	58
3 環境保全の推進.....	60
4 生物多様性保全の推進.....	62
5 景観保全の推進と公園の充実.....	65
第2節 生活環境の充実と向上.....	68
1 防災対策と強靱化の推進.....	68
2 消防力の強化と救急体制の充実.....	70
3 防犯対策と交通安全の推進.....	73
4 安心できる消費生活の確保.....	75
5 公衆衛生の強化と充実.....	77
第3節 環境と共生する基盤の整備.....	79
1 市街地整備の推進.....	79
2 道路の利便性の向上.....	81
3 住宅環境の充実.....	83
4 上水道と温泉の保全.....	85
5 下水道整備の推進.....	87
6 公共交通の維持.....	89

第2章 活力・活気・雇用を生み出す ^{まち} 夢づくり	91
第1節 基幹産業のさらなる強化	92
1 農業生産基盤の強化	92
2 農業経営力の強化	95
3 森林の保全と適切な利活用の推進	98
4 観光まちづくりの推進	101
第2節 雇用を支える産業力の向上	105
1 商工業の活性化の推進	105
2 水産資源の保全に向けた取り組みの推進	108
3 人手不足の解消と企業・事業所の誘致	110
第3章 誰もが安心して暮らせる ^{まち} 夢づくり	113
第1節 健康づくりの推進と医療の充実	114
1 健康づくりの推進	114
2 安心できる医療環境の推進	117
3 感染症対策の強化	119
第2節 子育て・福祉環境の充実	121
1 豊かに暮らせる福祉の充実	121
2 子育て支援の充実	124
3 子育て環境の充実	127
4 安心して暮らせる高齢者福祉の充実	130
5 社会参加を進める障がい者（児）福祉の充実	133
6 介護支援の充実	136
第4章 豊かな心を育て、文化を大切に ^{まち} する夢づくり	139
第1節 学び環境の充実	140
1 生きる力を育む学校教育の充実	140
2 学校教育環境の充実	143
3 青少年の健全育成	147
第2節 生涯学習の推進と文化の継承	149
1 生涯学習のまちづくり	149
2 生涯スポーツの推進	152
3 文化・芸術の継承	155
4 文化財の適切な保全と活用	158

第5章 行動する人を育てる ^{まち} 夢づくり.....	161
第1節 協働の推進.....	162
1 ネットワークづくりの推進.....	162
2 全ての住民が活躍できる社会の推進.....	165
第2節 交流の推進.....	168
1 互いに支え合うコミュニティの充実.....	168
2 地域間交流の推進と国際化対応.....	170
3 人権を守る取り組みの推進.....	173
第6章 誰でも参加することができる ^{まち} 夢づくり.....	175
第1節 安定した行財政の運営.....	176
1 信頼される行政組織づくり.....	176
2 健全な財政運営の推進.....	179
3 自治体間連携の推進.....	182
第2節 住民と行政の新たな架け橋づくり.....	184
1 住民に役立つ広報・広聴の推進.....	184
2 デジタル・ガバメントの推進.....	186

第 I 編

基本構想

第 1 部 総論

第1章 第6次総合計画策定の趣旨

第1節 策定の趣旨

本町では、平成24（2012）年3月に、「水と森と人が共に輝き、活力あふれる自立したまち」をまちの将来像とする第5次弟子屈町総合計画を策定し、これまでの本町の発展を基礎として、より飛躍していくことを目指し、特色を活かしたまちづくりを住民一丸となって推進してきました。

この将来像（コンセプト）は、

1. 「水」と「森」に代表される豊かな自然環境を守っていくことが弟子屈町の基本姿勢であること
2. 「活力あふれる自立したまち」に向けて、各種産業の振興や育成、起業支援など雇用の創出と循環型社会の構築に重点をおくこと
3. これらの実現に向けて、すべては「人」が重要であり、「人」を育て「人」が関わりあうことで水も森もそして「人」も輝くものであること

の3点を表現したものであり、将来像（コンセプト）の理念を実現していくことによって住民が自信を持って誰もが自慢し誇れるまちとなることを目指してきました。

この考えに基づき本町は、多くの住民が活躍できる環境が醸成されてきましたが、この「第5次弟子屈町総合計画」が令和3（2021）年度をもって計画期間が終了するため、令和4（2022）年度から令和11（2029）年度を計画期間とした「第6次弟子屈町総合計画」を策定するものとします。

「第6次弟子屈町総合計画」では「第5次弟子屈町総合計画」で得られた成果を踏まえ、新たな本町を創出するための行政運営における最上位の計画として策定するものとします。

なお、人口減少が進む中、本町ではその克服と地方創生を目的として第1期「てしかがまち・ひと・しごと創生戦略」を「第5次弟子屈町総合計画」と並行して推進してきましたが、第1期「てしかがまち・ひと・しごと創生戦略」も令和3（2021）年度をもって計画期間が終了することから、第2期創生戦略を「第6次弟子屈町総合計画」における重点プロジェクトとして総合計画の前期基本計画に位置付け、両計画を一体的に策定するものとします。

第2節 計画の位置付け

「第6次弟子屈町総合計画」は、弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例に基づく、これからの弟子屈町の総合的かつ計画的なまちづくり計画であり、本町が策定する計画の最上位に位置するものです。（弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例、第3条）

この計画には、8年間の長期的視点に立ち、本町の目指す「まちの将来像」としてのまちづくりの基本的方向や、行財政運営の指針などを示しています。（弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例、第4条）

弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例

（平成23年12月13日 弟子屈町条例第18号）

（総合計画の位置付け）

第3条 総合計画は、政策、施策及び事務事業（以下「政策等」という。）を網羅した総合的かつ計画的なまちづくり計画として、本町が策定する計画の最上位に位置するものとする。

（総合計画策定の目的）

第4条 総合計画は、まちづくりの基本的方向を示すとともに、まちづくりにおける町民の行動の指針及び町の機関の行財政運営の指針等を示すことを目的として策定する。

（総合計画の構成及び期間）

第5条 総合計画は、基本構想、実行計画及び事務事業計画で構成し、各々の期間は、その策定の際に町長が定める。

（総合計画策定の手順）

第6条 町長は、総合計画を策定するときには、町民参加の手続きをとらなければならない。

2 町長は、総合計画のうち、基本構想を策定及び改定するときには、議会の議決を経なければならない。

（総合計画策定の組織）

第7条 町長は、総合計画策定に関する意見を求めるための組織として、町民が参加する弟子屈町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 町長は、総合計画策定を円滑に進めるため、策定事務を行う組織を設置する。

3 町長は、審議会と別に町民からの意見を聞く組織を設置することができる。

4 前3項の組織及びその運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

第3節 計画の基本姿勢

「第6次弟子屈町総合計画」は、次の事項を基本姿勢とします。

①現行基本構想の将来像を継承した計画

現行の総合計画の基本構想に定める将来像「水と森とひとが輝き、活力あふれる自立したまち」は、20～30年の将来を見据え、多くの住民の参画のもと策定したものであり、その根幹となる考え方は大きく揺らぐものではありません。そのため第6次総合計画の策定においては、社会・経済情勢の変化をとらえながらも、現行の将来像の根幹となる考え方を継承する計画とします。

また、住民の普遍的な希望である「豊かさ」や「幸せ」を感じることができるよう、具体的な将来像を示し、その実現のための施策や事務事業などを進める計画とします。

さらに、施策については、それぞれの実現のための指標であるKGI^{*}やKPI^{*}を示すことで、事務事業をチェックし、改善に取り組むことのできる計画とします。

②成熟期に的確に対応した計画づくり

人口減少・少子高齢化の進展・公共施設の更新等、成熟社会の到来に備え、町ではこれまでも一定の取組を進めてきました。このことを踏まえ、これまでの成長を前提とした計画からより一層の転換を図り、限られた行政資源を最大限に活用し、メリハリのある行政運営を推進することを地域全体で共有できる計画とします。

③時代の変化に柔軟に対応できる計画づくり

社会・経済情勢が急速かつ大きく変化をする中で、時代の潮流や本町を取り巻く環境、多様化する住民ニーズ等を機敏かつ的確に捉え、町政に反映できるよう、時代の変化に柔軟に対応できる計画とします。

④町民参加による計画づくり

目指すべき将来の方向性を共有し、その実現に向けた協働のまちづくりを地域全体で推進するため、計画策定の段階からより多くの住民が参画し、住民と町が一体となった計画とします。

⑤実現性・実効性を確保した計画づくり

少子高齢化の影響により、社会保障関係経費が増加する一方で、町税収入は大きく伸びず、財政の硬直化が進んでおり、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されます。

こうした状況を改めて認識したうえで、将来における財政状況を十分に想定し、政策・施策の実現性及び事業の実効性を確保した計画とします。

⑥目標を明確にし、成果によるマネジメントが行える計画づくり

厳しい財政状況において、何を目的に何を目標にするのかを明確にし、成果や結果にコミットすることを重視した行政運営を推進することができるとする計画とします。

^{*}KGI Key Goal Indicator の略。「重要目標達成指標」と訳され、最終的に達成すべき目標を表す指標のことをいう。

^{*}KPI Key Performance Indicator の略。「重要業績評価指標」と訳され、目標達成に必要なプロセスを具体化するための指標のことをいう。

第2章 第6次総合計画の構成と期間

第1節 構成

弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例、第5条において「総合計画は、基本構想、実行計画及び事務事業計画で構成し、各々の期間は、その策定の際に町長が定める。」としており、第6次弟子屈町総合計画においては、その構成を3層構造とします。

また、並行して推進する第2期てしかが まち・ひと・しごと創生戦略は、第6次総合計画の重点プロジェクトとして位置付け、構成するものとします。

基本構想

本町が目指すべきまちづくりの基本理念と将来像、将来指標、土地利用の方向性、まちづくりの基本方針と施策の大綱等を長期的視点で示すものです。

実行計画

基本構想で目指すまちづくりの実現に向け、まちづくりの基本目標に対応して設定する政策ごとに、目指す姿、施策等の取組内容を中期的視点で示すとともに、取り組みの進捗を把握する指標を設定します。

基本構想の期間は全体で8年間とし、前期4年間と後期4年間に分け、前期が終了する中間時点で見直しを行います。

なお、計画を先導する重点的な施策及び事業を重点プロジェクトとして、実行計画の冒頭に示しています。

事務事業計画

2年間の短期的視点で、施策を実現するための具体的な手段や手法である事務事業を示すとともに、毎年度見直し（ローリング）を行います。（*ローリング方式*による2年計画）

基本構想

- 基本理念、将来像
- 将来指標
- 土地利用の方向性
- 基本目標
- 施策の大綱 等

実行計画

- 重点プロジェクト
（＝創生戦略）
- 政策
 - ・取組の方針
 - ・目指す姿
 - ・施策
 - ・指標
 - ・主な推進事業 等

事務事業計画

- 事務事業
 - ・事務事業の内容
 - ・指標
 - ・事業予算 等

*ローリング方式 ローリングとは、転がること、回転する（させる）ことの意。ローリング方式とは、毎年度、施策・事業の見直しや部分的な修正を行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれを防ぐ手法。

第2節 期間

弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例、第5条において「総合計画は、基本構想、実行計画及び事務事業計画で構成し、各々の期間は、その策定の際に町長が定める。」としています。

第6次弟子屈町総合計画においては、社会情勢が急激な変化することを想定し、柔軟に対応するため、令和4（2022）年度から令和11（2029）年度の8か年計画とします。

〔第6次弟子屈町総合計画 各階層の期間〕

	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
基本構想	基本構想							
実行計画	前期実行計画				後期実行計画			
重点PT	前期重点プロジェクト				後期重点プロジェクト			
事務事業計画	前期第1次			後期第1次				
	[継続・修正] ↓			[継続・修正] ↓				
	前期第2次		後期第2次					
	[継続・修正] ↓		[継続・修正] ↓					
	前期第3次			後期第3次				

〔参考：第2期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略の期間〕

	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
創生戦略	第2期計画				第3期計画（予定）			

第3節 マネジメントサイクルによる行政評価と進行管理の推進

本町の目指す「将来像」を実現するために、第6次弟子屈町総合計画を行政運営上の最上位計画として位置付け、まちづくりのロードマップ*として活用します。

このため、各年度の執行方針や行財政計画はこの計画に基づいて策定し、町の内部組織等もこの計画を達成するための組織に位置付けます。

また、第6次弟子屈町総合計画以外に行政で策定される各種の計画は、この総合計画を達成するための計画として、総合計画に記載されている内容や期間などと体系づけをして実行することとします。

①マネジメントサイクルによる行政評価の実施

P D C Aサイクル（Plan：計画立案、Do：実行、Check：評価、Action：改善）による行政マネジメントを推進し、住民が現状以上に満足するための成果を提供するために、行政評価を行うものとします。

行政評価は、実行計画を評価する「施策評価」と事務事業計画を評価する「事務事業評価」を行います。

※「事務事業評価」においては、「将来像」を実現するために設定した**施策推進の手段としての事務事業を直接の評価対象**とします。

（行政運営上行っている経常的、恒常的な事務事業は「事務事業評価」の対象から除くものとします。）

②進行管理の実施

P D C Aサイクルはその性格上、「Check：評価」と「Action：改善」を各年度末から新年度初頭に行わざるを得ないことから、「改善」（*取組内容の改善、事務事業の差替等）を行うために1年間のタイムラグ*を生じることがあり、機動的な行政運営の実行を阻害する懸念があります。（次年度の実施事業は、当該年度の期間中に検討するため。）

そのため本町では、年度の期首及び期中において、施策や事務事業の進捗を適切に管理（マネジメント）するため、進行管理を行います。

〔事務事業のサイクルからみた年度スケジュールと、行政評価及び進行管理の連動〕

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
事務事業		新年度予算検討			議決	事業執行（4月～翌年3月）						
事務事業評価	Plan：計画立案					Do：実行（4月～翌年3月）						
						Check：評価				Action：改善		
進行管理	次年度 Plan に早期反映					期首確認						
	期中確認		期末（確認）									

*ロードマップ 中長期的な目標を時系列に並べてやるべきことを管理する行程表のこと。

*タイムラグ 互いに関連する事柄の間に起こる、時間のずれのこと。

第3章 本町を取り巻く環境

本町を取り巻く主な社会情勢として以下の内容を念頭に、第6次弟子屈町総合計画を推進するものとします。

①持続ある発展に向けた国内外の取組

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標であるSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)への取り組みが世界で進んでいます。

SDGsは持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、我が国も積極的に取り組んでいます。

②地球環境の変動に対する国内外の取組

令和元(2020)年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みとして、平成27(2015)年にパリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議(通称COP)」で合意されたパリ協定が、平成28(2016)年11月4日に発効しました。

我が国も締結国となり、国際的な枠組みの下、主要排出国が排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長の両立を目指していますが、我が国の中期目標として、令和12(2030)年度の温室効果ガスの排出を平成25(2013)年度の水準から26%削減することが目標として定められました。

③感染症に対する国内外の取組

令和元(2019)年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に発生し、短期間で全世界に広がった新型コロナウイルス感染症は、世界保健機関(WHO)により「COVID-19」と名付けられました。

このウィルスは感染力が強く、全世界の累積感染者数は2億3,100万人を超え、累積死亡者数は470万人を超えています。

また、我が国においても、累積感染者数は170.2万人、累積死亡者数は1.7万人に上っています。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済の活動は麻痺し危機的な状況に陥っている国も多く、我が国でも大都市及びその周辺の自治体に、緊急事態宣言やまん延防止が断続的に発せられ、社会や経済に多大な影響を及ぼしており、私達の生活も脅かされています。

現在、全世界でワクチンの接種が進っていますが、こうした中で、迅速な感染症対策と社会経済の復興が求められています。

④国土強靱化に対する国内の取組

大規模な自然災害が近年発生することが増える中、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害・事故から国民の生命や財産を守る国づくりを進めるため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が平成25(2013)年12月に成立しました。

国では国土強靱化推進本部を設け、おおむね5年ごとに指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、優先順位をつけて強靱化政策を進めています。全域停電が起きた北海道胆振東部地震や西日本豪雨の反省に基づき、更なる対策の強化を進めるとともに、多くの地方自治体も自らの地域の脆弱性を踏まえ、取り組みを進めています。

⑤地方創生に対する国内の取組

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、国では平成26(2014)年にまち・ひと・しごと創生法を成立(施行は平成28(2016)年4月)させ、地域社会における豊かな生活、豊富な人材育成、魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進しています。

国は令和42(2060)年に1億人程度の人口を維持する長期ビジョンと総合的な政策を定め、毎年見直しながら取り組みを進めています。地方自治体も人口ビジョン及び総合戦略を定め、活力ある地域の維持に向けた取り組みを進めています。

⑥デジタル社会の推進に対する国内の取組

国は平成12(2000)年11月に、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)を成立させ、高度情報通信ネットワーク社会の形成を進めてきました。

その後、情報化社会の急激な進展が進む中、超スマート社会^{*}(Society5.0)の到来やその先のDX^{*}(デジタル・トランスフォーメーション)社会の実現を目指して、令和3(2021)年5月に「デジタル社会形成基本法」が成立しました。

この法により、国民の幸福な生活の実現、「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現及び国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展に向けた、デジタル庁の創設、国や自治体のシステムの統一・標準化、マイナンバーカードの普及促進、各種給付の迅速化やスマートフォンによる行政手続きのオンライン化、民間や準公共部門のデジタル化支援等の取り組みを進めています。

^{*}超スマート社会 IoT(Internet of Things)で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出す社会のこと。サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより実現する。

^{*}DX スウェーデンの大学教授のエリック・ストルターマンが提唱した概念であり、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることとされている。

第4章 まちづくりに向けての町民意向

この計画の策定においては、行政組織での議論はもとより、住民（町民アンケート調査及びまちづくり町民会議）、中学生及び高校生（中高生アンケート調査）からの意見を踏まえています。（※以下の調査結果等は、町ホームページにてご覧いただけます。）

町民アンケート調査

①調査の方法

- ◆調査地域 : 弟子屈町全域
- ◆調査対象 : 令和2年12月1日時点で、弟子屈町に居住する18歳以上の住民1,000名を住民基本台帳より無作為抽出
- ◆調査方法 : 郵送による配布・回収
- ◆調査時期 : 令和3年1月8日～令和3年1月18日

②回収状況

- ◇配布数 : 1,000票
- ◇有効回収数 : 394票
- ◇有効回収率 : 39.4%

中高生アンケート調査

①調査の方法

- ◆調査地域 : 弟子屈町全域
- ◆調査対象 : 令和2年12月1日時点で、弟子屈町の中学校と高等学校に通学する、中学生と高校生を対象
- ◆調査方法 : 教員による配布・回収
- ◆調査時期 : 令和3年1月18日～1月28日

②回収状況

- ◇配布数 : 226票 ※内訳（弟子屈中学校135人、川湯中学校15人、弟子屈高校76人）
- ◇有効回収数 : 202票
- ◇有効回収率 : 89.4%

まちづくり町民会議

①実施の概要

○住民ワークショップ形式により、3回の開催で提言書を作成し、町長に提言を実施。

②ワークショップの実施内容

開催テーマと実施内容	
第1回	弟子屈町の強み、弱みの整理 : 町の「伸ばすべきところ」「変えたいところ」
第2回	「理想の未来」を実現するためには？ : 町がこれから「やるべきこと」
第3回	町への提案（まとめ） : 提言書の作成 ※後日町長に提言書の提出。

経済関係団体ヒアリング

①実施の概要

- 本町との関連性の高い主要経済関係団体に対し、計画策定に向けた意見のヒアリングを実施。
- ヒアリング結果については、町の関連課にフィードバック。

②ヒアリングの対象団体と実施日時

対象団体	実施日時
一般社団法人摩周湖観光協会	令和3年10月13日（水） 10：00～11：00
摩周湖農業協同組合	令和3年10月13日（水） 16：00～17：00
弟子屈町商工会	令和3年11月13日（水） 16：00～17：00 ※リモートにより実施

③ヒアリングの内容

	ヒアリング項目
団体の概要	・会員数 ・主な活動 ・団体の抱える問題点・課題
まちづくりについて	・団体を取り巻く地域情勢 ・活かすべき（伸ばすべき）地域の資源・特性や可能性 ・計画に反映すべき点（提案等）
その他個別質問	※まちづくりを進める上で、各団体と町の共通する課題について ヒアリング

第5章 本町の課題

①人口減少の抑止

平成27(2015)年10月1日時点での本町の総人口は7,758人ですが、国立社会保障・人口問題研究所による令和27(2045)年における総人口は、4,040人、令和47(2065)年における総人口は2,252人と推計されています。

平成27(2015)年以降、本町では毎年100人を超える人口減少が続いていますが、本計画の目標年度である令和11(2029)年度においては6,000人以下となることが推計されています。

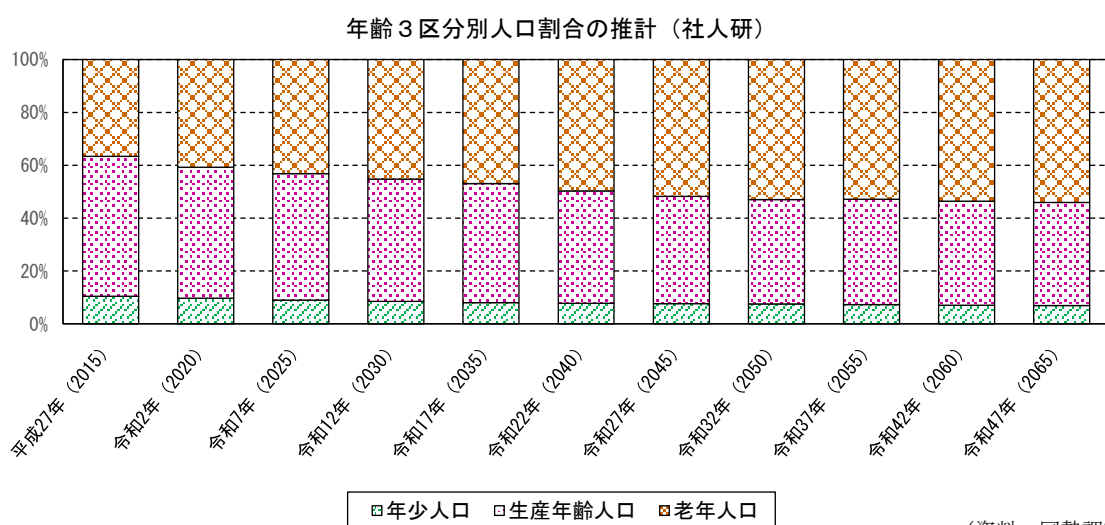
これまでの子育て支援等の取り組みの成果により、毎年30人前後の出生数が見られますが、人口減少の要因として、本町からの転出者が転入者を上回り続けていることがあり、魅力ある本町のポテンシャル(潜在的可能性)の活用による転出者の抑止と転入者の増加を図ることが求められます。

②人口構成の適正化

平成27(2015)年10月1日時点での本町の年齢3区分別人口は、年少人口(0歳～14歳)が807人、生産年齢人口(15歳～64歳)が4,113人、老年人口(65歳以上)が2,838となっています。

国立社会保障・人口問題研究所による推計では、令和27(2045)年における年少人口は309人、生産年齢人口は1,637人、老年人口は2,094人となり、令和47(2065)年における年少人口は155人、生産年齢人口は879人、老年人口は1,218人へと各階層ともに減少することが見込まれます。

特に、本町の生産年齢人口の割合は昭和60(1980)年に67.3%と、昭和30年以降で最も高くなりましたが、平成27(2015)年には53.0%まで低下し、本計画の目標年度である令和11(2029)年度においては老年人口割合と拮抗することが推計されています。

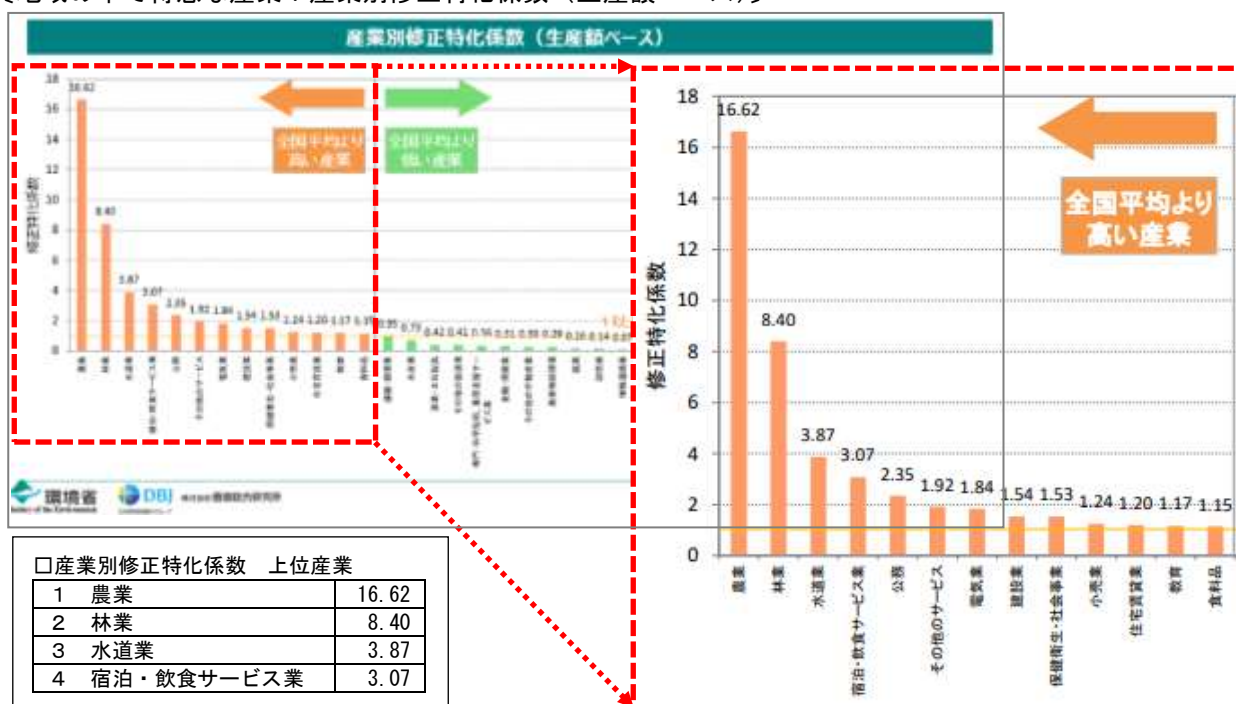


生産年齢人口の減少は、本町の経済活動に必要な人手不足につながるるとともに、まちづくりの担い手が減少することになるため、本町の活力を再度高めるため、生産年齢人口の増加による人口構成の適正化を図ることが求められます。

③産業経済力の強化と域内経済循環の活性化

環境省が提供する「地域経済循環分析【2015年版】」により本町の地域経済の状況を見ると、全国と比較して本町が得意としている産業は、農業、林業、水道業、宿泊・飲食サービス業、公務、その他のサービス等であり、また、域外から所得を獲得している産業は農業、宿泊・飲食サービス業、その他のサービス、水道業、電気業、林業等となっています。これらは、域内での生産額が大きい産業であり、地域で強みのある産業と評価されています。

〔地域の中で得意な産業：産業別修正特化係数（生産額ベース）〕



〔域外から所得を獲得している産業：産業別純移輸出額〕



資料：環境省「地域経済循環分析【2015年版】」ソフトに基づき、事務局作成（一部掲載）

地域が、「自分の足でしっかり立つ」ためには、地域の個性や資源等を活かして、生産や販売により域外から所得を獲得できる強みのある産業が必要ですが、これまで本町は、基幹産業のひとつである農業（酪農業）の強化に努めその成果も表れています。

しかし、本町の個性や資源等を活かした産業である川湯温泉を核とする宿泊・飲食サービス業は一時に比べ停滞しており、域外から所得を獲得できる強みのある産業として再生する必要があります。

〔本町の所得循環構造〕



資料：環境省「地域経済循環分析【2015年版】」ソフトに基づき、事務局作成（一部掲載）

また本町では、生産や販売によって得られた所得よりも、分配されている所得が多いものの、支出では産業別付加価値額の約65%が域外への流出となっています。

さらに、町外からの投資が産業別付加価値額の約2割に止まっている一方、投資の流出率は130%を超えており、非常に高い水準になっていることから、内外からの投資を呼び込んで、より良い循環を構築することが必要となっています。

そのため、依然として農業、宿泊・飲食サービス業を含む観光業は本町経済を支える産業であり、国や道との連携によりさらなる強化、改善を進める必要があるとともに、投資面でも魅力のある町となるよう取り組みを強め、町内経済循環の活性化を推進することが求められます。

④拠点地域の活性化

本町は、弟子屈地区と川湯温泉地区が「まち」を形成する拠点となっています。

弟子屈地区は、公共施設、福祉施設、商業施設、住宅地のほか、道の駅摩周温泉や公園等が集中する地区であり、住民の多くが居住する本町の中心市街地となっています。

また、古くから加州温泉として多くの観光客が訪れ、地域経済にも大きく貢献してきた地域でもあります。中でも中心市街地は、本町の地域特性を踏まえ、将来の望ましい土地利用・都市空間の形成、中心市街地の活性化、公共施設の適切な配置等、身近な生活環境の改善に資するまちづくりの基本方針である都市計画マスタープラン（平成 15 年度～令和 4 年度）に基づき整備が進められてきましたが、人口減少や年代構成の変化、地域経済の低迷と中心市街地の空洞化、公共施設や民間施設の老朽化等、本町の課題の解決に向け、中心市街地を交流人口拡大による地域と観光の交流拠点となる施設等の整備を進める必要があります。

そのため、中心市街地の中心に位置し役場庁舎に近接する営林署跡地に、「弟子屈町中心市街地再構築全体構想」及び「弟子屈町中心市街地再構築基本計画」に基づき、公共施設の統廃合や集約化の視点に立ち、摩周温泉と併せ交流人口拡大による地域と観光の交流拠点となる施設等の整備を推進し、新たな地域拠点とするとともに、摩周温泉としても宿泊施設等の観光での再投資の対象となり得るよう、地域の価値を高める取り組みが必要です。



出典：弟子屈町中心市街地再構築基本計画（令和 3 年 3 月）、p. 18

川湯温泉地区は、湯治場として発展してきましたが、宿泊客の減少が続く地区内の大規模ホテルも廃業や休館などが相次ぎ、宿泊地としての競争力の回復について取り組むことが急務となっています。

こうした中、国（環境省）の国立公園満喫プロジェクト*で阿寒摩周国立公園が事業地区として指定されました。

そのため、川湯温泉街を核とし、その周辺整備を含む「川湯温泉地区景観整備構想」に基づき、川湯温泉地区の再生を強力に推進し、賑わいのある地域拠点とすることが必要です。

本町では、弟子屈地区と川湯温泉地区の 2 つの拠点地域を活性化することにより、まちに活力を取り戻すことが求められます。

*国立公園満喫プロジェクト 2020 年の訪日外国人旅行者数を 4,000 万人とすることを目指して取りまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく 10 の施策のひとつ。国立公園を世界に通用する「ナショナルパーク」としてブランド化することを狙っている。

⑤国土強靱化の推進

平成 25 (2013) 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、平成 26 (2014) 年 6 月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」本計画」という。) が閣議決定されました。策定から 5 年が経過した平成 30 (2019) 年 12 月には「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が閣議決定されました。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、平成 27 (2015) 年 3 月に「北海道強靱化計画」を策定し、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきました。

東日本大震災や平成 28 (2016) 年の豪雨災害、平成 30 (2018) 年の胆振東部地震等の教訓に基づいた国や道の取り組みを踏まえ、本町では、「弟子屈町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきましたが、本町における自然災害に対する脆弱さを改めて検証し、弟子屈町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「弟子屈町強靱化計画」を令和 3 (2021) 年 3 月に策定しました。

本町では、住民が安心安全に暮らせるまちづくりを推進するため、国土強靱化を着実に推進することが求められており、未曾有の大規模自然災害にも耐えられる公共的・公益的な設備や施設の整備のみならず、住民の生命や財産を守る取り組みを進めることが必要です。

⑥自治体 D X の推進

国(総務省)では、令和 22 (2040) 年頃をターゲットに人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方を検討し、「自治体 2040 構想研究会」による報告書をまとめています。

そこでは、我が国の人口は、令和 22 (2040) 年頃には総人口が毎年 100 万人近く減少し、自治体の税収や行政需要に極めて大きな影響を与えることが想定され、その対応としてどのような行政経営改革を進めるかの検討がされました。

その一つの方策として、情報システム等の標準化を行い、A I^{*}・R P A^{*}の導入等を含めたスマート自治体への移行による業務の効率化を図ることが報告されました。

また、令和元年 (2019) 年 12 月以降、世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済の活動は麻痺し危機的な状況に陥りましたが、これによりリモートワークなどの拡大が進み、情報化社会の構築の必要性が痛感されました。

こうしたことを受け、国では令和 3 (2021) 年 5 月に「デジタル社会形成基本法」を成立させましたが、それに先立ち、各地方自治体が、情報システムの標準化、行政手続のオンライン化などについて計画的に取り組む方策を令和 2 (2020) 年 11 月より検討を進め、令和 2 (2020) 年 12 月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション (D X) 推進計画」を策定・公表しました。

^{*}A I Artificial Intelligence の略。「人工知能」と訳され、人が実現するさまざまな知覚や知性をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。

^{*}R P A Robotic Process Automation の略。主に定型作業を、ルールエンジンや A I (人工知能) などの技術を備えたソフトウェアのロボットが代行・自動化する概念と定義されている。

本町においても、住民へのサービスの効率的な提供に向けて情報システムの整備充実を進めてきましたが、本町の情報システムの標準化・共通化の検討・推進、行政手続のオンライン化の推進、A I・R P Aの利用推進等の本町（本庁）のD X体制を推進するとともに、マイナンバーカード[※]の普及促進、デジタル・ディバイド[※]対策の推進、テレワーク[※]の推進等により住民サービスの向上を進める必要があります。

また、初等中等教育においても情報化に向けた大きな流れが始まっています。国においては、教育におけるI C Tを基盤とした先端技術の活用により、多様な子ども達を誰一人取り残すことのない個別最適化された創造性を育む教育の実現に向け、令和元（2019）年12月に「G I G Aスクール構想[※]」が打ち出されました。

本町においてもその取り組みを進めていますが、都市部と地方都市の距離により教育格差が生み出されるよりも、情報化の取り組みによりこれまでの教育格差の縮減につながることから、本町が進めてきた弟子屈教育の充実とともに、家族との連携による情報モラルの意識づくりを進めながら、安心して教育を任せられる取り組みを進める必要があります。

⑦健康づくりと医療の充実

健康寿命が世界一の長寿社会を迎える中、平成19（2007）年に生まれた子供の半数が107歳より長く生きると推計されている「人生100年時代」において、人々は、「教育・仕事・老後」という3つのステージの単線型の人生ではなく、マルチステージの人生を送るようになっていくなると言われています。

長い人生を通して自分の家族を支えなければならないため共働き世帯が増えるなど、家族の在り方も変化していくことから、100年という長い期間をより充実したものとするためには、生涯にわたる学習が重要であり、スポーツや文化芸術活動・地域コミュニティ活動などに積極的に関わることも必要となっています。

そのため、今後、人口が縮減していく本町においても、人と人とのつながりを大切にし、積極的に社会参加することにより、住民の豊かさや幸せが高まる充実したまちを目指すことが必要であり、住民の一人ひとりが健康であり続けられるよう、健康づくりの一層の強化を進める必要があります。

また、住民の健康づくりを進めるとともに、安心できる医療の提供が強く求められています。

これまで本町では、町内医療機関の連携や他地域医療機関との広域連携、救急医療体制の確立に向けた取り組みを進めてきましたが、医師不足等の厳しい状況にある地域医療体制の維持・向上を進める必要があります。

※マイナンバーカード	本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるI Cカードのこと。
※デジタル・ディバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。
※テレワーク	I C T（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。自宅を就業場所とする在宅勤務、施設に依存せず、いつでも、どこでも仕事が可能な状態なモバイルワーク、サテライトオフィス、テレワークセンター、スポットオフィス等を就業場所とする施設利用型勤務等がある。
※G I G Aスクール構想	G I G AとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略。児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。

⑧行政サービスの充実

これまで本町では、住民サービスの向上に向け各種施策や事業を推進してきました。令和2年度に実施した「町民アンケート調査」でも住民の総合的な満足度は上昇していますが、「今後特に必要な取り組み」が示す通り様々な住民ニーズがあり、これからも積極的な取り組みを進める必要があります。

■SDGsと第6次弟子屈町総合計画との関係性について

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略ですが、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す令和12(2030)年までの「持続可能な開発目標」です。これは、発展途上国のみならず先進国を含む国際社会共通の目標であり、17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「だれ一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。

本町の第6次弟子屈町総合計画の取り組みの方向性や内容と、「だれ一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現というSDGsの理念とは、目指すべき方向性が一致しています。

そのため、SDGsのゴール時点の目標年次は令和12(2030)年ですが、その前年の令和11(2029)年が第6次弟子屈町総合計画目標年度であり、持続可能なまちづくりを推進し、同時に、その実現を通してSDGsの達成を目指すものとします。



なお、第6次弟子屈町総合計画で定める施策等については、関係性の高いSDGsのゴールを掲載するものとします。

第 I 編

基本構想

第 2 部 基本構想

第1章 基本理念と将来像

第1節 まちづくりの基本姿勢

100 万年以上の歳月を経て、火山の活動とともに、世界有数の透明度を誇る摩周湖や、千島火山帯に属する高原地帯にある、日本最大のカルデラ湖である屈斜路湖が形成されてきた台地にある本町は、原始の自然を残す「阿寒摩周国立公園」の 56%を有しており、恵まれた自然景観や自然資源を大切に守り続けながらまちづくりを進めてきました。

しかしながら、現在本町ではその豊かな地域資源に恵まれているにも関わらず、人口減少や地域経済の縮減が続いており、そして本町を取り巻く社会情勢や時代の変化も急激に進んでいます。

こうした中、時代の趨勢に取り残されることなく、より確実に持続可能なまちづくりを進めながら、人口が減少傾向を続ける中においても、自然と共に生き、住民の豊かさや幸せが高まる充実したまちを目指すために、臨機応変に対応する柔軟な姿勢でまちづくりに臨むことが必要となっています。

そのため、本計画（第6次弟子屈町総合計画）の計画期間を、令和4（2022）年度から令和11（2029）年度の8か年とし、まちづくりを進めるものとします。

第2節 基本理念

これまで本町が掲げてきた、

- 「水」と「森」に代表される豊かな自然環境を守っていく
- 雇用の創出と循環型社会の構築に重点を置く
- 「人」を重視し、輝く人を育てる

とする3つの基本姿勢を継続し、さらに発展させていくとともに、持続可能なまちであり続けるために、

- 人口減少の抑止につながる、変革的な取り組みを進める
- 全ての住民が、地域のまちづくりに関わる誇りを持つ

ことによって、町外から訪れる人との関わりを深めながら、子どもから高齢者までのすべての世代で、

- すべての住民が、暮らしに満足を感じ、次代に夢を託せるまちづくり

を基本理念（道しるべ）とします。

第3節 将来像

基本理念に基づき、本計画（第6次弟子屈町総合計画）の将来像を

**「水」と「森」を守り、「人」が共に輝く、
誇りと活力あふれる 夢づくりのまち 弟子屈**

とし、私たちのまちづくりに向けた取り組みのコンセプト（ベースとする考え方・構想）を、

誇りと活力あふれる ^{まち}夢づくり

とします。

第2章 主要指標

本町の総人口は、平成27(2015)年の国勢調査で7,758人を数えましたが、その推計結果から将来人口は人口減少が想定されました。

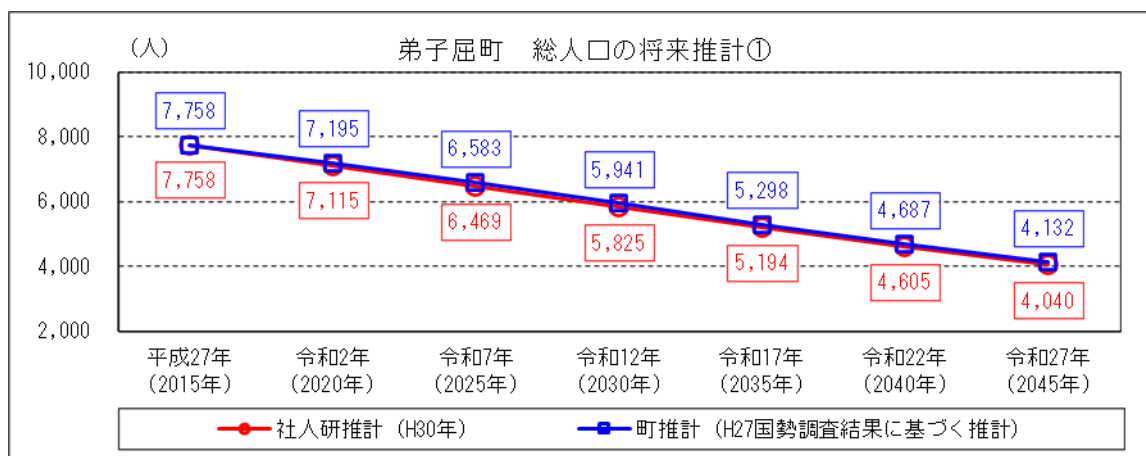
そして、令和2(2020)年の国勢調査では6,955人と、平成27(2015)年の国勢調査における令和2(2020)年推計値7,195人よりも減少数が増加する結果となりました。

そのため、今後さらに転出者の抑制と転入者の増加、出生数の増加を図ることにより、第6次弟子屈町総合計画の目標年度における総人口を6,200人とします。

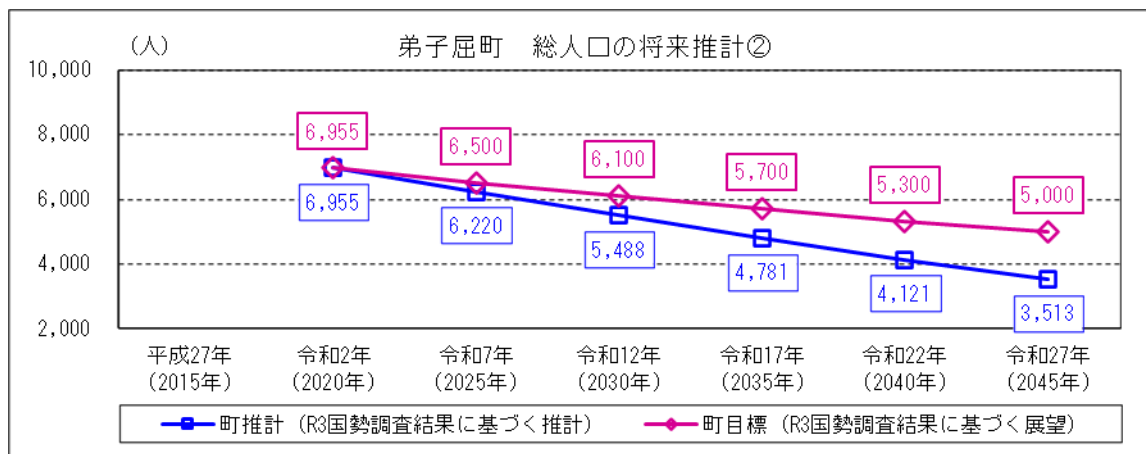
なお、世帯当たりの人員数は今後も減少を続けるものとします。

	実績値	推計値		
	国勢調査 (平成27年)	基準値 (令和2年)	中間値 (令和7年)	目標値 (令和11年)
総人口	7,758人	6,955人	6,600人	6,200人
年少人口	807人	613人	530人	500人
生産年齢人口	4,113人	3,450人	3,270人	3,100人
老年人口	2,838人	2,892人	2,800人	2,600人
世帯数	3,509世帯	3,339世帯	3,200世帯	3,050世帯
世帯当たり人員数	2.21人/世帯	2.08人/世帯	2.06人/世帯	2.04人/世帯

〔平成27年国勢調査結果に基づく総人口の将来推計〕



〔令和2年年国勢調査結果に基づく総人口の将来推計と展望〕



第3章 土地利用方針

第1節 土地利用に関する本町の計画

本町では都市計画区域内における都市計画に関する基本的な方針として「弟子屈町都市計画マスタープラン」を策定しています。

弟子屈町都市計画マスタープランは、都市計画区域内において、本町の地域特性を踏まえ、将来の望ましい土地利用・都市空間の形成、中心市街地の活性化、公共公益施設の適切な配置等、身近な生活環境の改善に資するまちづくりの基本方針となっており、平成15(2003)年度から令和4(2022)年度の弟子屈町の市街地整備の基本的な方針を定めています。

また、本町では、平成29(2017)年3月に「弟子屈町土地利用計画」を策定し、主に町内における利用目的が定められていない地域について、今後どのように土地利用を進めて行くかの方針を定めました。

農用地については、農業と農業以外との土地利用の調整を図り、長期にわたって総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域の整備について必要な農業施策を計画的、集中的に実施することによって、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的として、土地利用の方向性、農業近代化施設や農業生産基盤の整備計画など、農業の振興を図るために必要な事項を定めた「農業振興地域整備計画」が定められています。

第2節 第6次弟子屈町総合計画における土地利用の方針

平成29(2017)年8月に「阿寒国立公園」は、摩周湖(弟子屈町)・神の子池(清里町)周辺まで含まれる区域拡張に伴い、1市10町に跨る総面積91,413haの広さを持つ「阿寒摩周国立公園」へ名称が変更され、国立公園内のほぼ9割以上が未開発地域として手つかずの自然保護地域として保全されています。

本町地域が対象区域に拡張されたのは、これまで本町が、他の地域にはない本町独自の美しい自然や景観を守るため様々な取り組みを行ってきた結果であり、また、今後も本町の土地利用にあたっては、この自然環境や景観を次代に継承することを第一に考えることが重要です。

そのため、「弟子屈町都市計画マスタープラン」、「弟子屈町土地利用計画」、「農業振興地域整備計画」等各種計画によって本町の土地利用方針は定められていますが、各計画の見直し時には、本町の「自然」と「景観」を守ることを基本とし、以下の方針との整合を図るものとします。

〔市街地地域〕

- まちなかでの居住性の向上を推進するため、用途地域を定期的に見直し、快適に暮らせる定住環境の形成を進めるとともに、移住・定住の促進を図ります。
- 効率的な社会基盤の整備により都市機能を高め、公共施設、福祉施設等の機関の集積化を進め、コンパクトシティ化を推進します。

〔集落的地域〕

- 地域資源を活用した個性ある暮らしやすい集落づくりに向け、地域住民との協働により集落整備を進めます。
- 遊休地等の利用を促進し、移住・定住の誘導を図ります。

〔商業地域〕

- 既存の商業店舗の活性化と、新たな事業を起業しやすい土地利用の弾力化により、活力ある商店街や商業地域づくりを進めます。
- 郊外型の商業施設に対しては、景観形成と一体となった施設整備を促進します。

〔工業地域〕

- 企業や事業所の進出を促進する、誘致地域の整備を推進します。

〔農業地域〕

- 安定した農業経営の実現や新規就農者の支援を図るため、離農予定地や遊休地などの効率的な活用や生産基盤の整備を進めます。
- ゆとりある住環境の整備を促進するなど、農業と住環境が調和した農村定住を進めます。

〔森林・原野地域〕

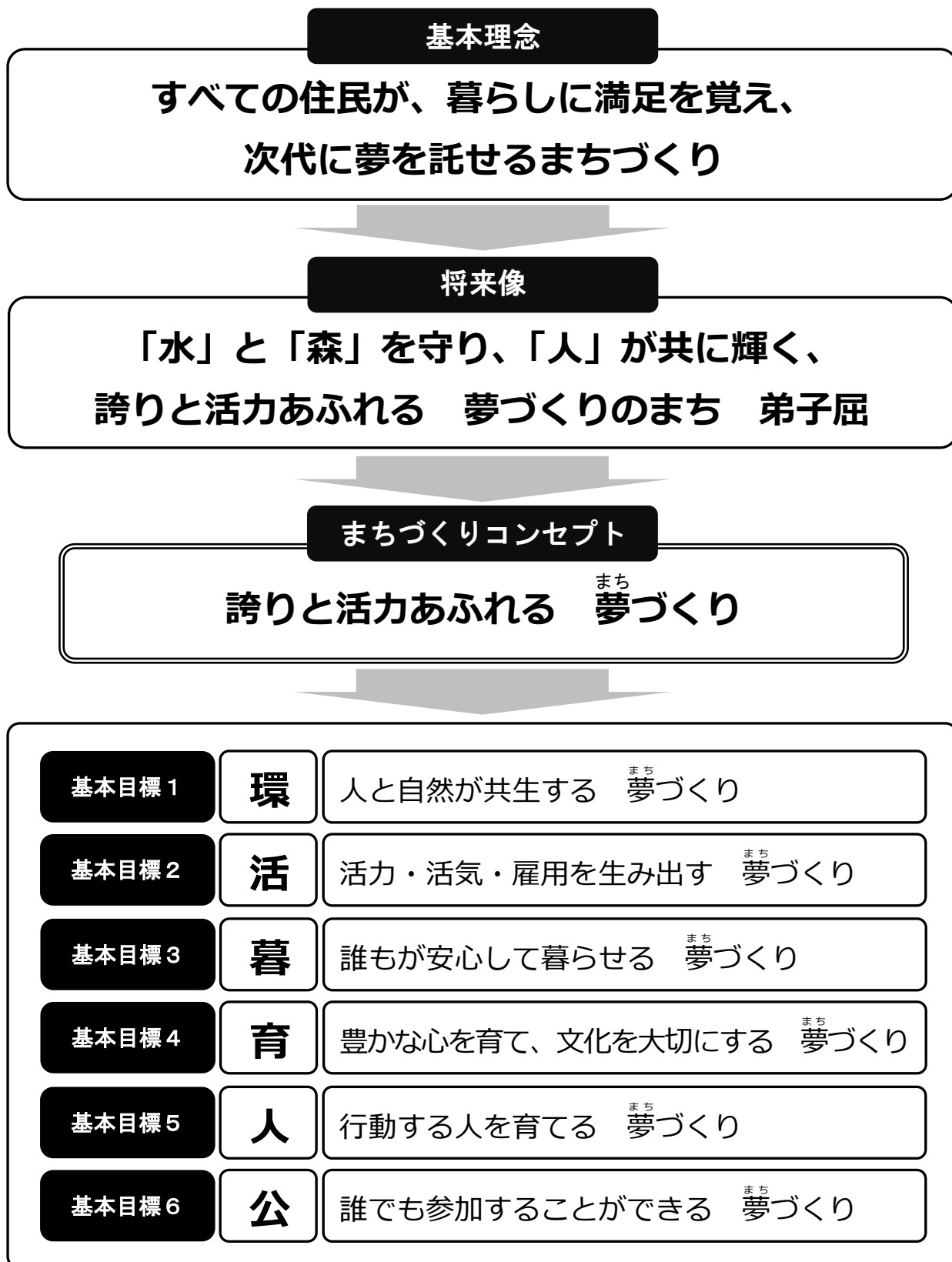
- 森林や河川などの自然環境に配慮しながら、住民や観光交流客が森林や水辺に親しめる空間を創出します。
- 森林の保全と造林を進めます。
- 本町の自然・景観の保護の観点から適切な利用に向けた取り組みを行います。

〔観光交流地域〕

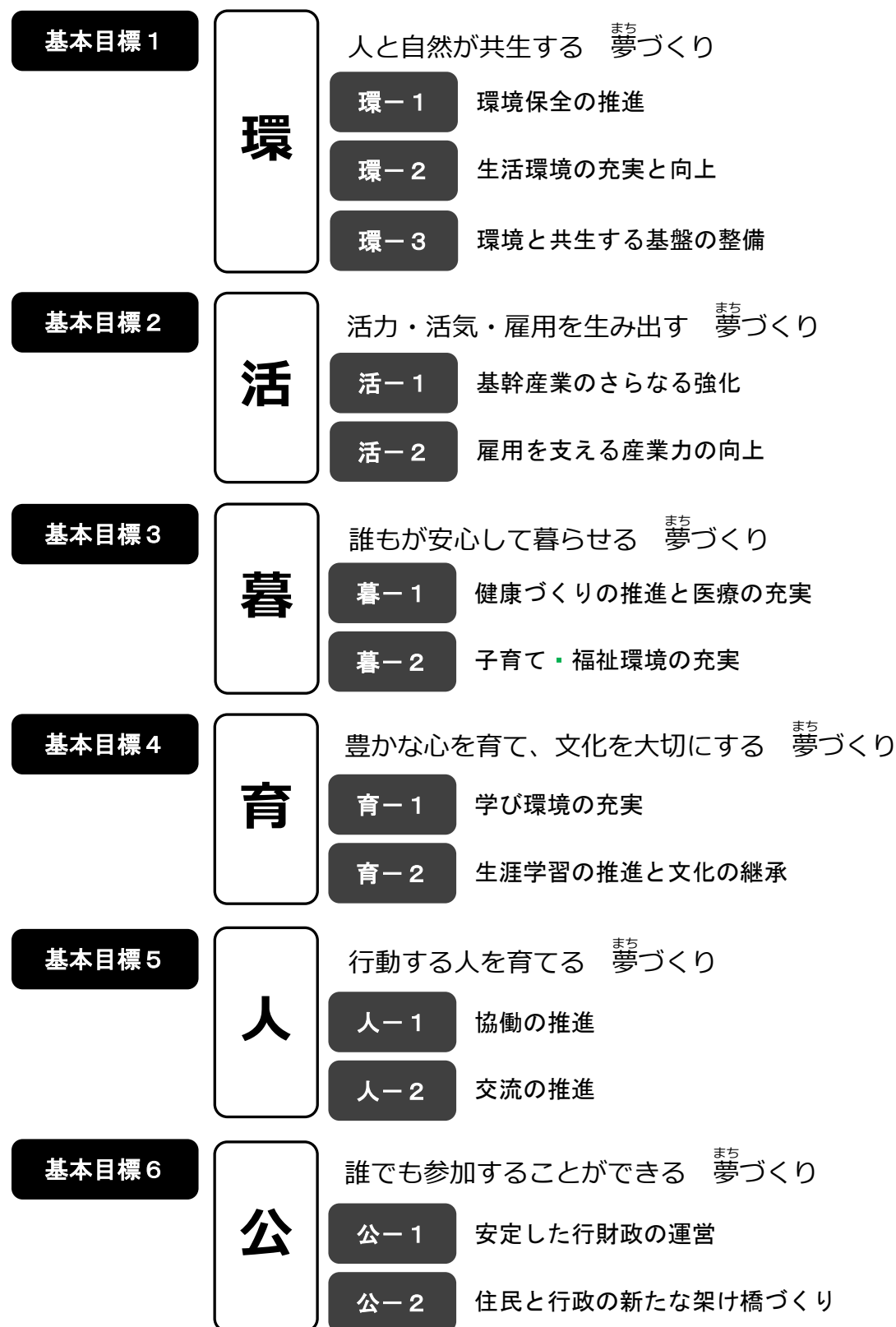
- 豊かな自然と優れた景観を生かした観光推進地域の充実を図ります。

第4章 まちづくりの基本目標

「基本理念」に基づく「将来像」の実現と、に向けて、次の6つのまちづくりの基本目標を定めます。



また、まちづくりの基本目標を複数のユニット（取組分野）に分けて、目指す方向を明確に示します。



第5章 施策の大綱

基本目標 1

人と自然が共生する まち夢づくり

環

本町の豊かな自然環境は、町にとって二つとない財産であり、これらの恵まれた環境を次代に残すことは本町に住む私たちの大きな役割の一つです。

その役割を果たすため、本町では令和3（2021）年12月に「ゼロカーボンシティ」宣言を行いました。そのため、地球環境の変動に対する本町としての取り組みの強化に向け、「環境保全の推進」によるまちづくりを進めます。

また、美しい自然環境の中で心豊かに生活を営み続けるために、本町の強靱化を進めるとともに、私たちの生活が安全であり続けられるよう、「生活環境の充実と向上」によるまちづくりを進めます。

さらに、本町が守り続けてきた自然環境は、私たちの生活を豊かに彩り多くの稔りをもたらしてきましたが、その一方で、生活の利便性を向上する必要があることから、自然を壊すことなく、「環境と共生する基盤の整備」によるまちづくりを進めます。

環-1 環境保全の推進

環境を保全し、景観を守るなどの「環境保全の推進」を図ることによって、自然と寄り添って人々が暮らせるまちづくりを進めます。そのため、

- ①脱炭素社会の推進
- ②循環型社会の推進
- ③環境保全の推進
- ④生物多様性保全の推進
- ⑤景観保全の推進と公園の充実

を取り組みの項目として定め、人と自然が共生するまちづくりの実現に努めます。

環-2 生活環境の充実と向上

自然に配慮し、自然と共生する生活を営めるよう「生活環境の充実と向上」を図ることによって、自然の中で人々が安全に、そして安心して暮らせるまちづくりを進めます。そのため、

- ①防災対策と強靱化の推進
- ②消防力の強化と救急体制の充実
- ③防犯対策と交通安全の推進
- ④安心できる消費生活の確保
- ⑤公衆衛生の強化と充実

を取り組みの項目として定め、人と自然が共生するまちづくりの実現に努めます。

自然環境を破壊することなく、利便性の高いコンパクトなまちとなるよう「**環境と共生する基盤の整備**」を進めることによって、自然と共存し続ける持続可能なまちづくりを進めます。そのため、

- ①市街地整備の推進
- ②道路の利便性の向上
- ③住宅環境の充実
- ④上水道と温泉の保全
- ⑤下水道整備の推進
- ⑥公共交通の維持

を取り組みの項目として定め、人と自然が共生するまちづくりの実現に努めます。

本町を取り巻く厳しい経済・社会環境が続く中で、農業、林業、及び観光業は基幹産業として本町の経済を支えてきました。

しかしながら、環太平洋地域による経済連携協定への参加により、今後、ものばかりでなく、知的財産、サービス、投資など様々な分野で自由貿易の拡大による経済活動の活発化が進む一方で、本町経済に大きな影響が出る事が予想されています。

そのため、これまで本町経済の牽引役であった産業をさらに強化するため、「**基幹産業のさらなる強化**」によるまちづくりを進めます。

また、長期継続的な人口の減少は、一部の産業を除き、本町の多くの産業に厳しい状況をもたらし続けていることから、改めて多くの人や労働者を引き付ける取り組みを進め、「**雇用を支える産業力の向上**」によるまちづくりを進めます。

活-1 基幹産業のさらなる強化

農業及び林業のさらなる活性化と、観光業の再活性化を力強く推進する「**基幹産業のさらなる強化**」を進めることによって、活力と活気のみなぎるまちづくりを進めます。

そのため、

- ①農業生産基盤の強化
- ②農業経営力の強化
- ③森林の保全と適切な利活用の推進
- ④観光まちづくりの推進

を取り組みの項目として定め、活力・活気・雇用を生み出すまちづくりの実現に努めます。

活-2 雇用を支える産業力の向上

より多くの人働き続け、住み続けるために、就業機会を多く提供する「**雇用を支える産業力の向上**」を図ることによって、活気と賑わいに満ちたまちづくりを進めます。

そのため、

- ①商工業の活性化の推進
- ②水産資源の保全に向けた取り組みの推進
- ③人手不足の解消と企業・事業所の誘致

を取り組みの項目として定め、活力・活気・雇用を生み出すまちづくりの実現に努めます。

健康寿命が世界一の長寿社会を迎える我が国は、「人生 100 年時代」に備えて様々な取り組みが進んでいますが、住民一人ひとりが自分の健康に関心を持って生活し、安定した社会保険制度や地域医療を利用しながら、生涯を通じて心身ともに健やかに暮らすことのできる地域社会を目指す必要があります、「健康づくりの推進と医療の充実」によるまちづくりを進めます。

また、すべての住民が地域の中で、安心して自立した生活を送ることができるよう、お互いを理解しあい、地域で支え合う、快適に住み続けられるまちづくりを進めるとともに、安心して子どもを産み育てる環境のさらなる強化が必要であり、「子育て・福祉環境の充実」によるまちづくりを進めます。

暮-1 健康づくりの推進と医療の充実

住民の誰もが心身ともに健康な生活を送ることができるための支援を行い、必要な医療が提供され、感染症への対策が十分に行われる「健康づくりの推進と医療の充実」を図ることによって、不安のない日常生活が営めるまちづくりを進めます。

そのため、

- ①健康づくりの推進
- ②安心できる医療環境の推進
- ③感染症対策の強化

を取り組みの項目として定め、誰もが安心して暮らせるまちづくりまちづくりの実現に努めます。

暮-2 子育て・福祉環境の充実

安心して子育てができ、子どもが健やかに成長する支援を行うとともに、高齢者や障がい者が健康で、積極的に社会参加することができるよう「子育て・福祉環境の充実」を図ることによって、互いに支え合うまちづくりを進めます。そのため、

- ①豊かに暮らせる福祉の充実
- ②子育て支援の充実
- ③子育て環境の充実
- ④安心して暮らせる高齢者福祉の充実
- ⑤社会参加を進める障がい者（児）福祉の充実
- ⑥介護支援の充実

を取り組みの項目として定め、誰もが安心して暮らせるまちづくりまちづくりの実現に努めます。

令和2（2020）年度以降、初頭中等教育における新学習指導要領に基づく新たな教育内容による教育が始まりましたが、従来の日本型学校教育（クラスを集団として育てる教育）を発展させた、新しい時代の学校教育を実現する必要があると言われており、今後、GIGAスクール構想の推進や、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを往還的に進める取り組みなどが求められています。

こうした中、本町では、次代を担う子ども達に、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育成するため、「信頼される学校づくり」と「学校・家庭・地域の連携強化」に向けて学校教育を推進してきましたが、時代環境に合わせ本町の教育をより良くするために、「**学び環境の充実**」によるまちづくりを進めます。

また、生涯学習の充実、及び文化・芸術などに親しむ機会の提供などを通じて、誰もが学習意欲を持ち、生涯にわたり豊かで充実した人生を送ることができるよう、「**生涯学習の強化と文化の継承**」によるまちづくりを進めます。

育－1 学び環境の充実

子ども達が学ぶことの喜びと大切さを覚える学習環境の充実と、家庭と地域社会が連携し子ども達の健全な成長を促す「**学び環境**」のさらなる充実を図ることによって、本町で学び続けるまちづくりを進めます。

そのため、

- ①生きる力を育む学校教育の充実
- ②学校教育環境の充実
- ③青少年の健全育成

を取り組みの項目として定め、豊かな心を育て、文化を大切にするまちづくりの実現に努めます。

育－2 生涯学習の推進と文化の継承

生涯にわたり学び続けることやスポーツに親しめる環境の充実と提供を進めるとともに、文化や芸術、歴史のある文化財等の豊かな文化資源を享受できる「**生涯学習の推進と文化の継承**」を図ることによって、本町で学ぶことの誇りと、本町への愛着がさらに高まるまちづくりを進めます。

そのため、

- ①生涯学習のまちづくり
- ②生涯スポーツの推進
- ③文化・芸術の継承
- ④文化財の適切な保全と活用

を取り組みの項目として定め、豊かな心を育て、文化を大切にするまちづくりの実現に努めます。

本町では、魅力ある地域づくりのために、様々な年代、様々な組織や産業におけるまち全体の人材育成と、その人材が活躍できる場の確保に努めてきました。

こうした取り組みをさらに進め、多様化する住民ニーズに官民が力を合わせて対応し、地域の課題を解決する「協働の推進」によるまちづくりを進めます。

また、本町の魅力を多くの人に伝え、観光を中心とする交流人口の増加や、様々なつながりを拡大する中で本町との関係が深まる関係人口の増加など、地域全体の活性化へつながる「交流の推進」によるまちづくりを進めます。

人-1 協働の推進

本町をより素晴らしくしたいと思う多様な住民を増やし、これまで以上にその力と活力を結び付ける仕組みの充実と活動を支援する「協働の推進」を図ることによって、誰もが活躍できるまちづくりを推進します。

そのため、

①ネットワークづくりの推進

②全ての住民が活躍できる社会の推進

を取り組みの項目として定め、行動する人を育てるまちづくりの実現に努めます。

人-2 交流の推進

人と人とのつながりを大切にし、支え合う地域のコミュニティが活発にあり続け、互いの人権が尊重される環境づくりを進めるとともに、町外のより多くの方が本町に関心を持ち、訪れる人との交流がさらに拡大する「交流の推進」を図ることによって、誰もが親しく触れ合うまちづくりを推進します。

そのため、

①互いに支え合うコミュニティの充実

②地域間交流の推進と国際化対応

③人権を守る取り組みの推進

を取り組みの項目として定め、行動する人を育てるまちづくりの実現に努めます。

少子高齢化による労働力人口の減少と転出人口の継続が続く本町では、人手不足と税収の減少という自治体経営の大きな不安定要因につながりつつあります。

本町を取り巻くこうした厳しい社会環境下においても、持続可能な自治体経営を進めていく必要があります。

そのため、さらなる行政の効率化と財政基盤の強化に努め、多様化する住民ニーズに応える「安定した行財政の運営」を強固にするまちづくりを進めます。

また、住民に身近な行政運営を推進するとともに、国が掲げるデジタル社会の目指すビジョンである「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の実現を図り、「住民と行政の新たな架け橋づくり」によるまちづくりを進めます。

公-1 安定した行財政の運営

本町の取り組みに誰もが参加でき、住民と地域を守る堅実・堅牢で時代の変化にも柔軟に対応できる「安定した行財政の運営」を進めることによって、住民の信頼と負託に応える持続可能なまちづくりを推進します。

そのため、

- ①信頼される行政組織づくり
- ②健全な財政運営の推進
- ③自治体間連携の推進

を取り組みの項目として定め、誰でも参加することができるまちづくりの実現に努めます。

公-2 住民と行政の新たな架け橋づくり

町の取り組みを住民に適切に伝え、また、住民の行政に対するニーズや期待を的確に把握するための取り組みを継続するとともに、住民が情報化社会のメリットを享受できる、「住民と行政の新たな架け橋づくり」を進めることによって、超スマート社会の進展に対応するまちづくりを推進します。

そのため、

- ①住民に役立つ広報・広聴の推進
- ②デジタル・ガバメントの推進

を取り組みの項目として定め、誰でも参加することができるまちづくりの実現に努めます。

【施策の大綱に関連するSDGs項目 (Goal)】

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
基本目標 1 人と自然が共生するまちづくり																	
環-1 環境保全の推進		●				●	●		●		●	●	●	●	●		
環-2 生活環境の充実と向上	●		●	●			●	●			●	●	●			●	
環-3 環境と共生する基盤の整備	●					●			●		●			●			
基本目標 2 活力・活気・雇用を生み出すまちづくり																	
活-1 基幹産業のさらなる強化	●	●						●	●		●	●	●		●	●	●
活-2 雇用を支える産業力の向上								●						●			
基本目標 3 誰もが安心して暮らせるまちづくり																	
暮-1 健康づくりの推進と医療の充実			●														
暮-2 子育て・福祉環境の充実	●		●	●							●					●	
基本目標 4 豊かな心を育て、文化を大切にすまちづくり																	
育-1 学び環境の充実		●		●													
育-2 生涯学習の推進と文化の継承				●													
基本目標 5 行動する人を育てるまちづくり																	
人-1 協働の推進				●	●												●
人-2 交流の推進					●			●			●					●	●
基本目標 6 誰でも参加することができるまちづくり																	
公-1 安定した行財政の運営			●					●	●	●	●					●	●
公-2 住民と行政の新たな架け橋づくり											●					●	

※施策の大綱に関連するゴールは、前期実行計画の各項目において設定した17のゴール、及び169のターゲットを精査した上で設定しています。

	1. 貧困をなくそう		2. 飢餓をゼロに		3. すべての人に健康と福祉を
	4. 質の高い教育をみんなに		5. ジェンダー平等を実現しよう		6. 安全な水とトイレを世界中に
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに		8. 働きがいも経済成長も		9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
	10. 人や国の不平等をなくそう		11. 住み続けられるまちづくりを		12. つくる責任 つかう責任
	13. 気候変動に具体的な対策を		14. 海の豊かさを守ろう		15. 陸の豊かさも守ろう
	16. 平和と公正をすべての人に		17. パートナリーシップで目標を達成しよう		

第Ⅱ編

前期実行計画

第1部 重点プロジェクト

第1章 重点プロジェクトの目的・位置付け

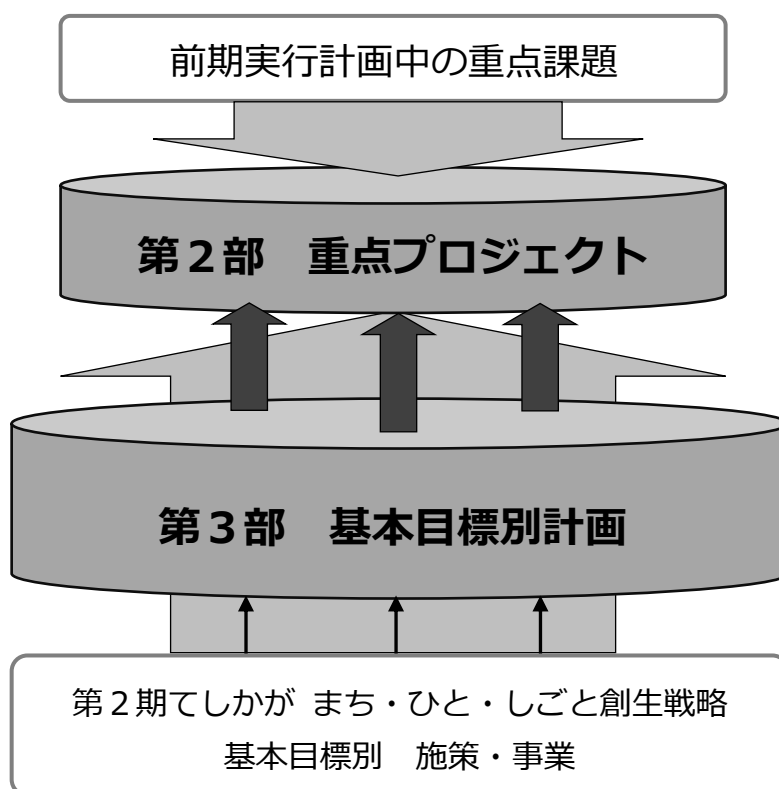
第1節 重点プロジェクトの目的

第2期でしかが まち・ひと・しごと創生戦略の方向性と、「第6次弟子屈町総合計画 前期実行計画」で設定された取組内容を踏まえ、「第6次弟子屈町総合計画 基本構想」の基本理念及び将来像の実現に向けて、効果的な取り組みによる、本計画推進の先導的な役割を果たすものとして設定します。

第2節 重点プロジェクトの位置付け

重点プロジェクトは、「まちづくり」「ひとづくり」「しごとづくり」「くらしづくり」及び「行財政運営」の5つのカテゴリーに分けた施策・事業群であり、本計画の期間における重点課題に対応するものです。

また、重点プロジェクトは、「第6次弟子屈町総合計画 前期実行計画」中に位置付けられ、「基本目標別計画」で設定されているとともに、「第2期でしかが まち・ひと・しごと創生戦略」で設定されている「施策・事業」で構成されています。



なお、重点プロジェクトの評価は、「K G I（重要目標達成指標）」と「K P I（重要業績評価指標）」に基づき行われます。

※K G I Key Goal Indicator の略。「重要目標達成指標」と訳され、最終的に達成すべき目標を表す指標のことをいう。

※K P I Key Performance Indicator の略。「重要業績評価指標」と訳され、目標達成に必要なプロセスを具体化するための指標のことをいう。

■重点プロジェクトの体系

本計画の実現を先導する重点プロジェクトの体系は、以下のとおりとします。

①「まちづくり」プロジェクト

①-1 自然と共生した景感（景観）形成プロジェクト

①-2 川湯温泉街再生プロジェクト

①-3 中心街再構築プロジェクト

②「ひとづくり」プロジェクト

②-1 人財育成活用プロジェクト

②-2 アイヌ政策推進プロジェクト

③「しごとづくり」プロジェクト

③-1 地熱活用プロジェクト

③-2 地域特産品ブランド化プロジェクト

④「くらしづくり」プロジェクト

④-1 ICT・IoTを活用したスマートタウンプロジェクト

④-2 ウィズコロナ、アフターコロナプロジェクト

⑤「行財政運営」プロジェクト

⑤-1 財政安定化とふるさと納税プロジェクト

第2章 重点プロジェクトの内容と評価指標

重点プロジェクトの内容と評価指標（KGI・KPI）は、以下のとおりです。

①「まちづくり」プロジェクト

◎「まちづくり」プロジェクトを構成する、以下の

- ①-1 自然と共生した景感（景観）形成プロジェクト
- ①-2 川湯温泉街再生プロジェクト
- ①-3 中心街再構築プロジェクト

の推進により、「稼ぐ力の増強」を目指します。

KGI（重要目標達成標）	基準値	目標値
観光入込数	88.8万人 (R元年度)	90.0万人 (R7年度)

①-1 自然と共生した景感（景観）形成プロジェクト

施策1：統一感を持った景観づくり

- 街並み景観の統一に向けた、市街地における景観に配慮した建築物の整備促進。
- 魅力ある風景づくりに向けた、農業地における、美しい自然景観と緑肥作付けなどにより創出する農業景観の融和推進。

推進事業：●景観改善事業

- ひまわり植栽事業

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
市街地での景観ポイント箇所（指定）	0箇所 (R2年度)	10箇所 (R7年度)
ひまわりの植栽面積（累計）	3ha (R3年度)	15ha (R7年度)

施策2：大気・水・土壌等の環境の維持

- 摩周湖とその周辺流域の環境保全に向け、摩周湖環境保全連絡協議会参加自治体の連携・協力により摩周湖水質調査の実施と、その取り組みによる地域の振興。

推進事業：●摩周湖モニタリング調査事業

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
摩周湖モニタリング調査の実施	1 (R3年度)	1 (R7年度)

施 策 3 : 域内消費の推進

- 町内店舗や商店街、街並みの改善により、地元での消費購買による地域内経済の循環の促進。
- コミュニティビジネスなどの育成に向け、チャレンジショップ等の起業や出店体験しやすい環境の整備。

推進事業 : ●空き店舗活用促進事業
●企業振興促進制度

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
年間商品販売額	8,108 百万円 (H28 年度)	8,500 百万円 (R7 年度)
新規起業数 (累計)	1 事業所 (R3 年度)	5 事業所 (R7 年度)

①-2

川湯温泉街再生プロジェクト

施 策 1 : 川湯温泉街の再整備

- 川湯温泉街の再整備に向け、国立公園満喫プロジェクトに基づく廃ホテルの解体促進や、宿泊施設 (ホテル) の誘致。

推進事業 : ●川湯温泉街の再整備事業

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
人気温泉地ランキング (川湯温泉)	57 位 (R2 年度)	30 位 (R7 年度)

施 策 2 : ブランドの再強化

- 多様化する観光客のニーズに対応し、SNSの活用、ファンクラブの創設及び情報発信等による効果的なマーケティングとプロモーションの強化。
- 滞在型観光の推進に向けたアクティビティの開発と充実、及びWi-Fi 拡充や電子決済等の環境整備、多言語化情報発信の推進。

推進事業 : ●デジタルマーケティング等 I C T 推進事業

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
弟子屈なび閲覧数	32 万 PV (R2 年度)	35.2PV (R7 年度)

施策1：中心市街地の再構築による地域商工業の振興

- 中心市街地へのコンパクトシティ化を進めるため、誘導施設となる新複合施設の整備。
- 住民及び観光客を市街地に誘導する仕組みづくり。

推進事業：●新複合施設整備事業

●中心市街地エリアマネジメント事業

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
新複合施設の整備率	0.0% (R2年度)	100.0% (R7年度)
立地適正化計画の策定率	0.0% (R2年度)	100.0% (R7年度)

施策2：街中での賑わいの創出

- 空き地や空き店舗、休業施設の利活用により、サービス関連の事業所や飲食・物販施設の立地促進による、弟子屈地区や川湯地区の市街地の賑わい創出。

推進事業：●空き店舗活用促進事業

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
新規起業数（累計）	1事業所 (R3年度)	5事業所 (R7年度)

② 「ひとづくり」プロジェクト

◎ 「ひとづくり」プロジェクトを構成する、以下の

②-1 人財育成活用プロジェクト

②-2 アイヌ政策推進プロジェクト

の推進により、「多くの人を引き付ける魅力の向上」を目指します。

KGI（重要目標達成標）	基準値	目標値
関係人口数	100.2 万人 (R2 年度)	156.6 万人 (R7 年度)

②-1 人財育成活用プロジェクト

施 策 1：人材が活躍できる仕組みづくり

■地域づくり活動を支援し、地域づくりの経験をもつ人材の育成、及びその人材が自主的に活躍できる機会の創出。

推進事業：●地域づくり推進事業

●人材育成支援事業

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
人材育成支援事業（累計）	350 件 (R3 年度)	750 件 (R7 年度)

施 策 2：人・団体・地域のネットワーク形成

■地域で活躍する人材、団体、地域を結ぶネットワーク化。

■ノウハウを持つ人材・団体・企業などの情報のデータベース化と活用。

■必要な人材の弟子屈町への定住につながる、地域づくりの担い手としての活動や、都市部との地域間交流の推進。

推進事業：●地域おこし協力隊推進事業

●人財バンク制度事業

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
地域おこし協力隊員の起業件数 (累計)	8 件 (R3 年度)	15 件 (R7 年度)
人財バンク登録件数	14 件 (R3 年度)	20 件 (R7 年度)

施 策 3 : 交流人口及び関係人口の拡大

■関係人口を増加させ、移住・定住を促進するために、町と関係するさまざまな取り組みの実施。

推進事業 : ●移住定住促進事業

●U I J ターン新規就業支援事業

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
関係人口数	100.2 万人 (R2 年度)	156.6 万人 (R7 年度)
U I J ターン新規就業支援事業	0 人 (R2 年度)	3 人 (R7 年度)

②-2

アイヌ政策推進プロジェクト

施 策 1 : アイヌ民族資料館の保全と活用

■アイヌ民族の歴史や文化を伝える資料、展示機能の充実を図るとともに、屈斜路コタンアイヌ民族資料館施設の改修等の実施。

■来館者増加に向け、一般来館者の利用の他、児童生徒の学習にも幅広く活用される内容の充実。

推進事業 : ●アイヌ民族資料館増改築事業

●コタンアイヌ民族資料館プロモーション事業

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
アイヌ民族資料館増改築	0.0% (R3 年度)	100.0% (R7 年度)
屈斜路コタンアイヌ民族資料館 入館者数	7,179 人 (R 元年度)	10,000 人 (R7 年度)

③ 「しごとづくり」プロジェクト

◎ 「しごとづくり」プロジェクトを構成する、以下の

③-1 地熱活用プロジェクト

③-2 地域特産品ブランド化プロジェクト

の推進により、「ブランドの再生・向上」を目指します。

KGI（重要目標達成標）	基準値	目標値
関連ブランド販売額	1億円 (R2年度)	5億円 (R7年度)



③-1 地熱活用プロジェクト

施策1：再生可能エネルギーの活用

■2050年カーボン・ニュートラルの実現に向けて、町内の温泉や地熱などの再生可能エネルギー資源の把握と、活用に向けた取り組みの推進。

推進事業：●地熱資源開発事業

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
地熱発電を主目的とした生産井の数	0本 (R3年度)	2本 (R7年度)

③-2 地域特産品ブランド化プロジェクト

施策1：地域特産品のブランド化と販売強化

■新たな特産品の地域ブランドとしての定着へ向け、摩周メロン、摩周そば、摩周和牛、葡萄色の且（ワイン）など既存特産品の安定生産と販路拡大。

推進事業：●摩周メロンブランド化事業

●摩周そばブランド化強化事業

●摩周和牛流通対策事業

●弟子屈ワイン事業

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
摩周メロン販売高	23,439千円 (R2年度)	25,000千円 (R7年度)
摩周そば販売高	145,686千円 (R2年度)	150,000千円 (R7年度)
摩周和牛の町内取扱い累計店舗数	0件 (R2年度)	5件 (R7年度)
弟子屈ワイン出荷本数	1,652本 (R2年度)	5,000本 (R7年度)

施 策 2 : 弟子屈産チーズの開発

■弟子屈産チーズの製造拠点となる川湯ふるさと館の改修・設備導入と、作り手となる技術者の確保。

■開発した製品の販売計画の検討と、町内外での販路開拓の推進。

推進事業 : ●川湯ふるさと館改修事業

●弟子屈産チーズ販路開拓事業

K P I (重要業績評価指標)	基準値	目標値
川湯ふるさと館改修整備率	0.0% (R2 年度)	100.0% (R7 年度)
弟子屈産チーズの販売額	0 千円 (R3 年度)	10,000 千円 (R7 年度)

④ 「くらしづくり」プロジェクト

◎ 「くらしづくり」プロジェクトを構成する、以下の

④-1 ICT・IoTを活用したスマートタウンプロジェクト

④-2 ウィズコロナ、アフターコロナプロジェクト

の推進により、「Society5.0^{*}推進のまち」の実現を目指します。

KGI（重要目標達成標）	基準値	目標値
SNSフォロワー・登録者数 ※YouTube、Twitter、LINE 合計	4,755 人 (R3 年度)	10,000 人 (R7 年度)

④-1

ICT・IoTを活用したスマートタウンプロジェクト

施策1：情報化推進による住民サービスの向上

■全住民のマイナンバーカード保有の推進により、地域社会のデジタル化を集中的に推進。

■デジタルデバйд対策の推進に向け、行政手続・サービスの利用方法等に関する助言・相談等の実施と、窓口での適切な対応。

推進事業：●マイナンバーカード普及事業

●デジタルデバйд対策事業

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
マイナンバーカード普及率	19.9% (R2 年度)	40.0% (R7 年度)
スマートホン活用講習会参加者 (累計)	0 人 (R3 年度)	1,000 人 (R7 年度)

施策2：行政手続のオンライン化の推進

■行政手続31項目について、マイナンバーカードによるオンライン手続の検討・推進

推進事業：●オンライン手続検証事業

●システムの検討、更新事業

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
オンライン手続検証数	0 (R3 年度)	31 (R7 年度)
システム更新数	0 (R3 年度)	20 (R7 年度)

^{*}Society5.0

Societyとは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会を言い、5.0とは、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

施 策 3 : スマート自治体の推進

■弟子屈町DX計画を策定と、AI・RPA等のICTを活用した業務プロセスの検討

推進事業：●弟子屈町DX計画策定事業

●AI・RPA等導入事業

KPI (重要業績評価指標)	基準値	目標値
弟子屈町DX計画策定	0.0% (R3年度)	100.0% (R7年度)
RPA導入業務数	0 (R3年度)	3 (R7年度)

④-2

ウィズコロナ、アフターコロナプロジェクト

施 策 1 : 新型コロナウイルス感染症対策

■新型コロナウイルス感染症対策の徹底による、感染リスクの低減。

推進事業：●新型コロナワクチン予防接種事業

KPI (重要業績評価指標)	基準値	目標値
新型コロナワクチンの接種率	88.6% (R3年度)	90.0% (R7年度)

施 策 2 : 心の健康づくりの支援

■心の健康に関する相談しやすい環境づくりや、広報紙や講演会・学習会の実施による「心の健康づくり」の知識普及。

■自殺死亡率の低下に向けた、ゲートキーパー等の人材育成の推進。

推進事業：●自殺予防ゲートキーパー養成事業

KPI (重要業績評価指標)	基準値	目標値
自殺死亡率 (人口10万対)	21.1 (H27~R2年度平均)	14.7 (R7年度)

⑤ 「行財政運営」プロジェクト

◎ 「行財政運営」プロジェクトを構成する、

⑤-1 財政安定化とふるさと納税プロジェクト

の推進により、「財政健全化推進のまち」の実現を目指します。

KGI (重要目標達成標)	基準値	目標値
財政調整基金残高	2.4 億円 (R2 年度)	10 億円 (R7 年度)



⑤-1

財政安定化とふるさと納税プロジェクト

施策 1 : 安定的な財政運営と財政見通しの公表

■ 財政調整基金への積極的な積立や財源の重点的かつ効率的な配分と、多大な財政負担が発生しない財政健全化の推進。

■ 中期財政見通しの公表。

推進事業 : ● 財政健全化事業

KPI (重要業績評価指標)	基準値	目標値
実質公債費比率	16.4% (R2 年度)	13.0% (R7 年度)

施策 2 : ふるさと納税の寄附件数及び寄附額の向上

■ 寄附件数及び寄附額の向上に向けた、返礼品のリニューアル、協力事業者の拡充、及び企業版ふるさと納税事業の推進。

推進事業 : ● ふるさと納税新規返礼品開発事業

● ふるさと納税新規事業者拡充事業

● ふるさと納税ネットワーク構築事業

KPI (重要業績評価指標)	基準値	目標値
ふるさと納税新規返礼品開発数 (累計)	5 (R2 年度)	20 (R7 年度)
ふるさと納税寄附件数 (累計)	22.5 万件 (R2 年度)	125.0 万件 (R7 年度)
まちづくり応援基金	17.6 億円 (R2 年度)	50 億円 (R7 年度)

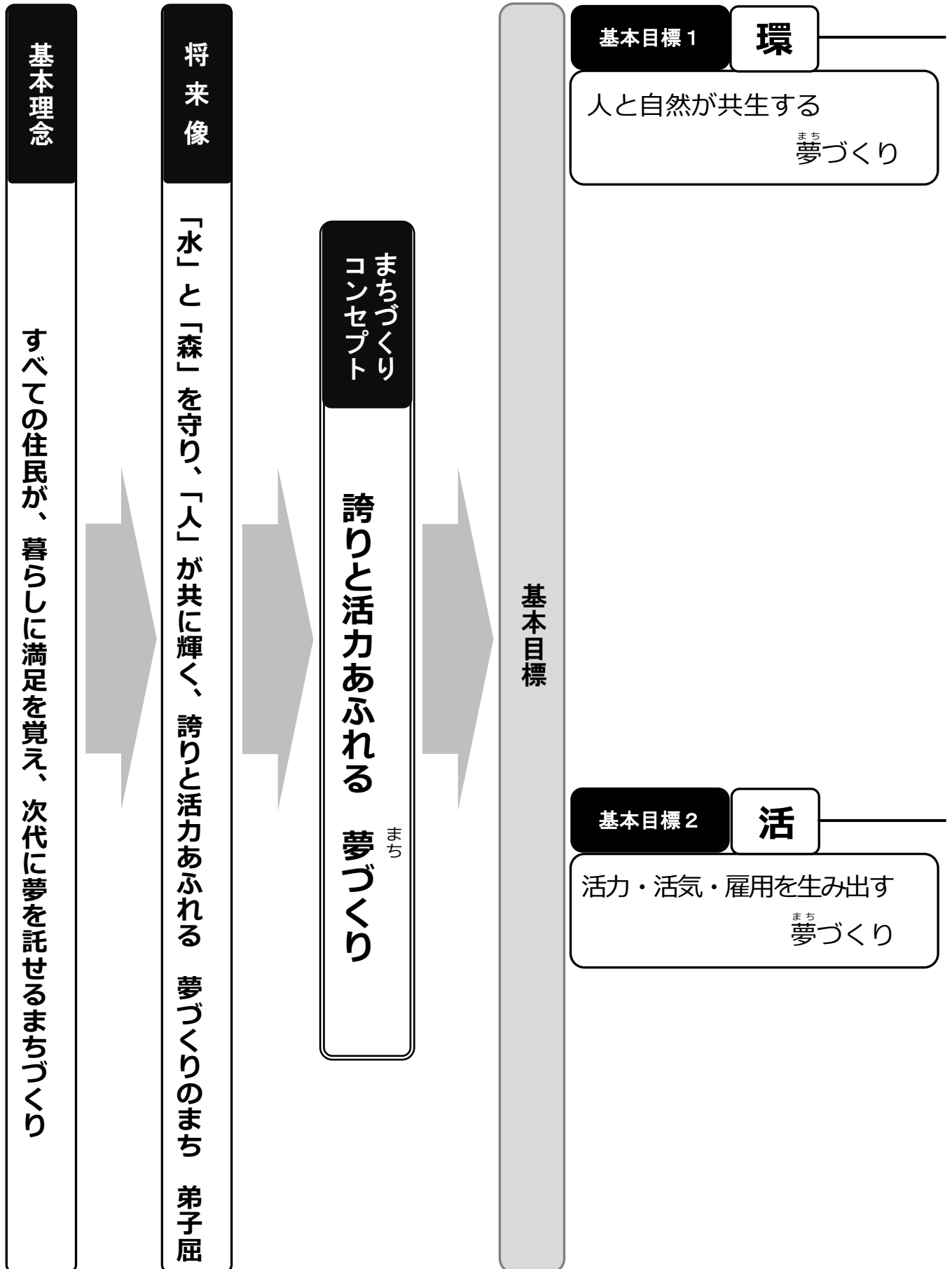
第Ⅱ編

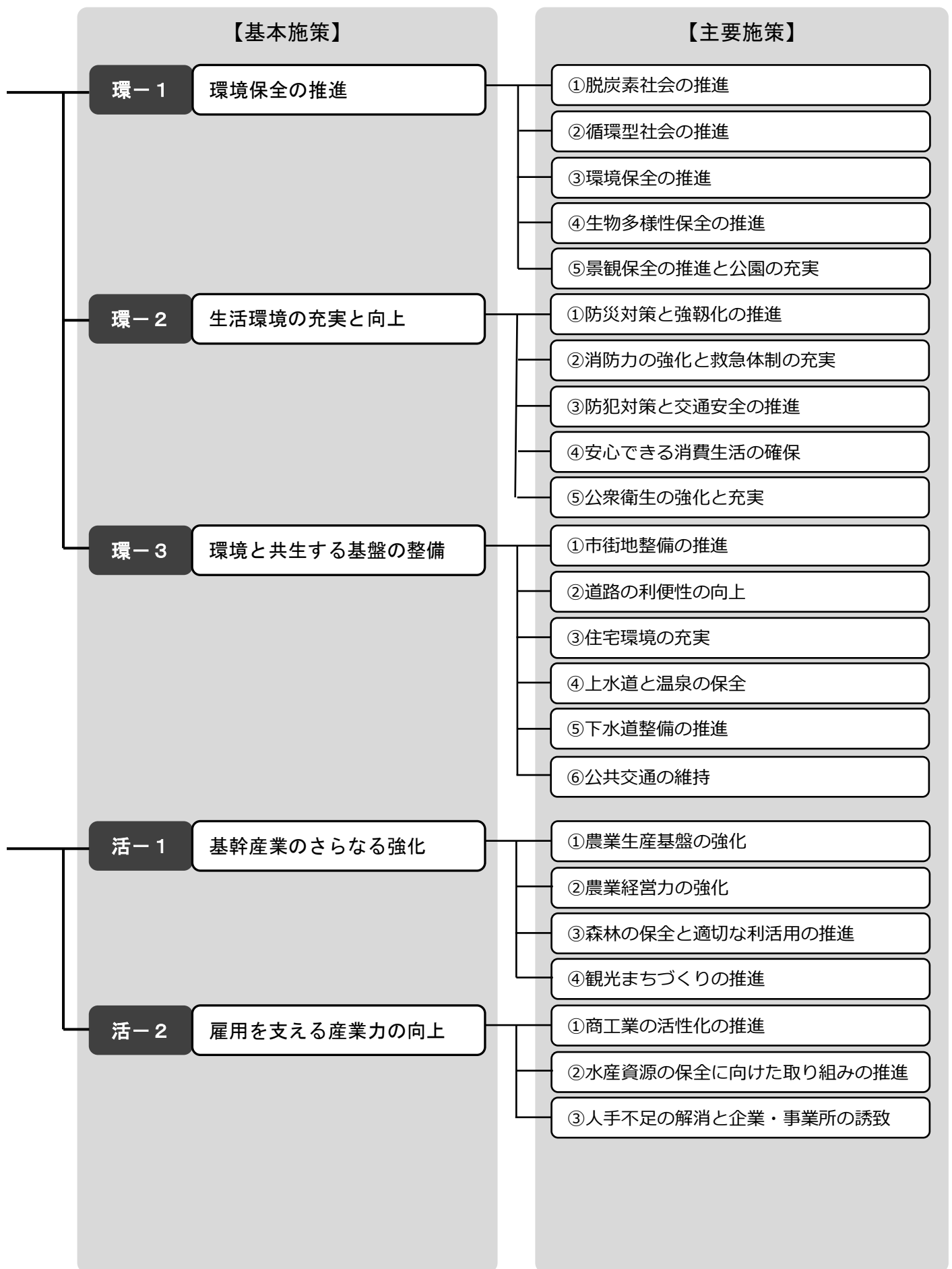
前期実行計画

第2部

前期実行計画（基本目標別計画）

前期実行計画の施策体系





基本理念
すべての住民が、暮らしに満足を感じ、次代に夢を託せるまちづくり

将来像
「水」と「森」を守り、「人」が共に輝く、誇りと活力あふれる 夢づくりのまち 弟子屈

**まちづくり
コンセプト**
誇りと活力あふれる 夢づくり
まち

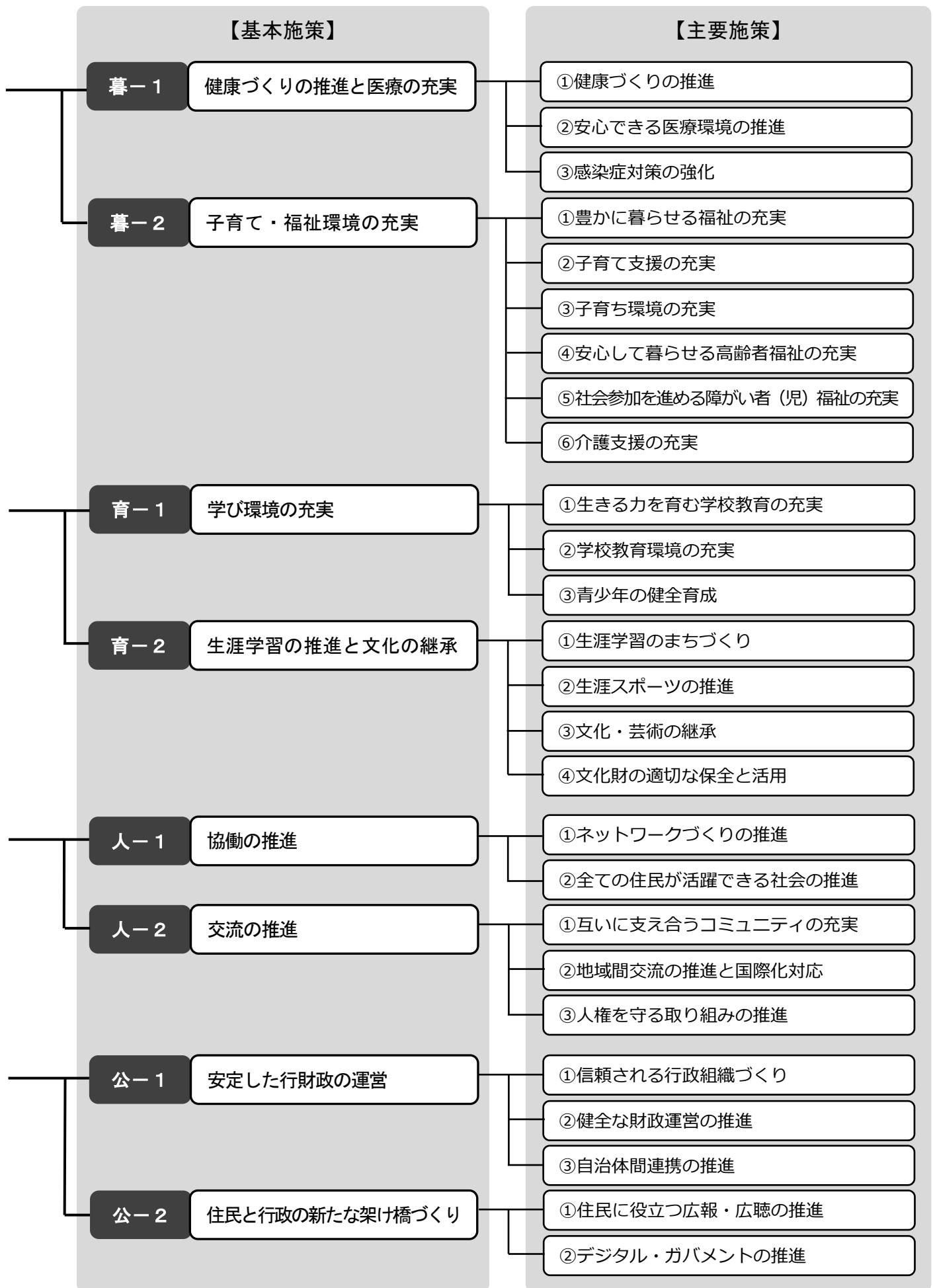
基本目標

基本目標3 暮
誰もが安心して暮らせる
まち
夢づくり

基本目標4 育
豊かな心を育て、文化を大切にする
まち
夢づくり

基本目標5 人
行動する人を育てる
まち
夢づくり

基本目標6 公
誰でも参加することができる
まち
夢づくり



第1章

【基本目標 1】

人と自然が共生する

まち
夢づくり

第1節 環境保全の推進

1 脱炭素社会の推進

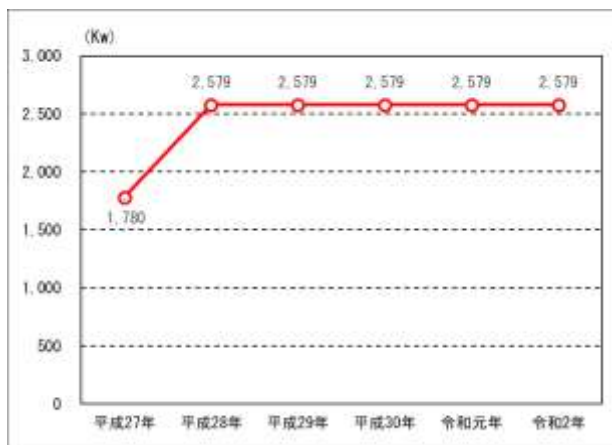
【現状と課題】

本町では、これまで環境負荷の低減を念頭に、豊富な自然資源を活かした新エネルギーについての先進的な調査研究や導入に取り組むと同時に、自然資源を産業に活用するための新たな取組を推進してきました。そのため、北海道再生可能エネルギー振興機構との連携、雪氷冷熱設備の維持管理、弟子屈町温暖化対策実行計画（区域施策編）の改訂を進めることにより、地球環境の保全とエネルギー自給率の向上を目指してきました。

こうした中、国は地方の協働・共創による、地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での2050年脱炭素社会実現を政策として掲げましたが、本町でも令和3年12月に「てしかがゼロカーボンシティ宣言」を行い、これまで以上に脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進することとなりました。

そのため、本町の貴重な地域資源である地熱や雪氷を一層活用した再生可能エネルギーの活用と、住民の意識の向上を図りながら、省エネルギー行動の推進を図る必要があります。

■自然再生エネルギーの発電容量



■てしかがゼロカーボンシティ宣言



【取組の方針】

- 公共施設への省エネルギーや再生エネルギー設備等の導入を進め、エネルギーの地産地消を行うことにより、脱炭素化を推進します。
- 温室効果ガスの削減に向け、町内の再生可能エネルギー資源の把握と活用を推進します。

【目指す姿】

- 温室効果ガス排出量が削減され、カーボン・ニュートラルに向けた取組が着実に前進しています。

【施策】

(1) 再生可能エネルギーの活用

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、町内の温泉や地熱などの再生可能エネルギー資源の把握を行い、活用に向けた取り組みを進めます。

また、気候変動への対策として、「弟子屈町温暖化対策実行計画」に基づき温室効果ガスの削減を図るため、多様な再生可能エネルギーの活用を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 地熱資源開発事業
(★「しごとづくり」推進事業)
- 雪氷冷熱事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	◎

(2) 省エネルギーの推進

一般家庭や民間事業所に対し省エネルギー行動の普及啓発、省エネルギー製品への買い替えや設備の更新について普及促進を行います。

また、公共施設の省エネ改修や、公用車のエコカーへの更新を積極的に推進し、公共機関において省エネルギー活動の先導的な役割を果たします。

これら、省エネルギーの導入等を推進することにより、脱炭素社会の構築を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 省エネルギー行動の普及啓発事業
- 省エネルギー製品・設備普及促進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	○	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 地熱発電を主目的とした生産井の数	本	0 (R3年度)	2
(2) 省エネルギーの周知 (広報への掲載)	回/年	2 (R3年度)	4

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
弟子屈町地球温暖化対策実行計画改定版 (区域施策編)	平成 27(2015)年度～令和 10(2030)年度
弟子屈町地球温暖化対策実行計画改定版 (事務事業編) ※令和 4年度改訂予定	平成 28(2016)年度～令和 3(2021)年度
弟子屈町環境基本計画	平成 29(2017)年度～令和 10(2028)年度
地熱資源を活用した「弟子屈・ジオ・エネルギー事業」マスタープラン	平成 29(2017)年度～

【関連するSDGs (Goals)】

																
						○				○		○	○			

2 循環型社会の推進

【現状と課題】

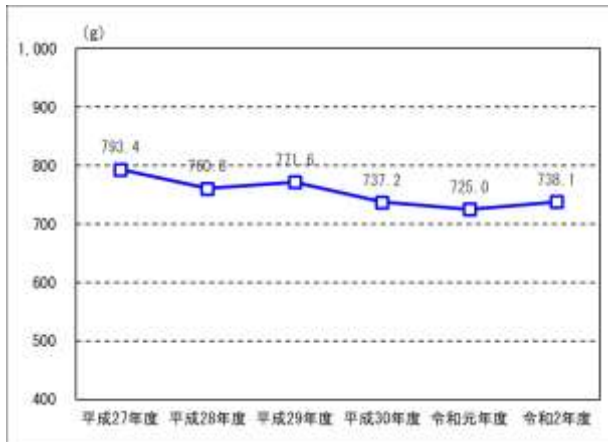
本町では、ゴミの減量化による循環型社会の構築をめざし、3Rの定着に向け出前講座（ごみ分別説明会）の開催や広報を通じたリサイクルの促進を行うとともに、廃棄物の分別リサイクル化の推進に向け、住民の理解と協力の下、近年の高齢者世帯の増加等を考慮し細分化や簡素化を進めてきた結果、ごみの排出量は漸減傾向となっています。

また、平成21年度から釧路広域連合へ加入し、一般廃棄物の中間処理（焼却）施設である釧路広域連合清掃工場で、安定的な処理を行っています。

一方、町内では廃棄物の不法投棄、ポイ捨てなどの行為が散見されていますが、本町では、ごみの不法投棄やポイ捨てから豊かな自然を守るため、平成18年4月1日に釧路市他近隣6町村と「自然の番人宣言」を宣言し、不法投棄の巡視や看板設置を定期的に行い、不法投棄の防止に努めています。今後も「自然の番人宣言」宣言企業や団体の拡大をすすめながら、ごみのないまちづくりを進める必要があります。

併せて、本町の基幹産業である農業においては、農業用資材としてプラスチックが多く使用されていることから、廃プラスチックの適正処理の推進と、再利用の拡大も進める必要があります。

■ごみ排出量



■リサイクル率



【取組の方針】

- 環境負荷の軽減に向けた3Rの推進をより強化するとともに、環境保全に向けた適切な廃棄物処理の強化に努めます。
- 釧路広域連合との連携・協力によりごみの広域処理化を推進し、安定的な処理と環境負荷の低減に取り組みます。
- 農業者や農業協同組合と連携した農業用廃プラスチックの適正処理の推進と、再利用の拡大を図ります。

【目指す姿】

- 3Rへの取り組みや廃棄物の適正な処理が推進されているとともに、廃棄物による環境汚染の低減が進んでいます。

【施策】

(1) 3Rの推進と適正な廃棄物処理

ごみを減らし (Reduce)、使えるものは繰り返し使う (Reuse)、資源になるものは再利用する (Recycle)、3Rの取り組みを推進し、環境負荷の軽減に努めます。

また、廃棄物の適正な処理の推進を図るため、不法投棄対策として、釧路管内自治体と連携し「自然の番人宣言」事業所のさらなる拡大や普及啓発を推進します。

〔主な施策推進事業〕

- 資源ごみ処理事業
- 自然の番人宣言事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	◎	○

(2) ごみの広域処理化の推進

可燃ごみについて、平成 21 年度から釧路広域連合へ加入することで、安定的な処理を行っており、ダイオキシン類の排出抑制や排ガス防止措置による有害物質の除去など環境負荷の低減を図るとともに、脱炭素化の取り組みも引き続き行います。

今後は、不燃ごみの安定的な処理と環境負荷の低減に取り組みます。

〔主な施策推進事業〕

- 燃やせる (可燃) ごみ処理事業
- 燃やせない (不燃) ごみ処理事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(3) 農業廃棄物の適正処理と再利用の推進

農業者や農業協同組合と連携し、農業用廃プラスチックの適正処理により、自然環境に配慮した農業を推進します。

〔主な施策推進事業〕

- 農業用廃プラスチック適正処理に係る普及啓発事業
- 農業用廃プラスチック回収事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	○

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7 年度)
(1) ごみのリサイクル率	%	24.1 (R2 年度)	25.0
(2) ごみの排出量(1 日一人当たり)	g	738.1 (R2 年度)	730.0
(3) 農業用廃プラスチック処理率	%	98.0 (R2 年度)	100.0

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
弟子屈町一般廃棄物処理基本計画	平成 26 (2014) 年度～令和 5 (2023) 年度
第 2 次弟子屈町環境基本計画	平成 29 (2019) 年度～令和 10 (2028) 年度
弟子屈町災害廃棄物処理計画	令和 2 (2020) 年～
釧路広域連合ごみ処理基本計画	平成 28 (2016) 年度～令和 7 (2025) 年度

【関連する SDGs (Goals)】

																
										○	○		○			

3 環境保全の推進

【現状と課題】

本町の恵まれた資源の代名詞である摩周湖や屈斜路湖の環境保全は非常に重要であり、現在、摩周湖周辺5町（弟子屈町、清里町、別海町、中標津町、標茶町）や国立研究開発法人国立環境研究所などの関係機関で設立した「摩周湖環境保全連絡協議会」にて、摩周湖モニタリング調査を実施しています。

また、屈斜路湖においては、環境省と協議し環境保全の観点から動力船の規制を実施していますが、摩周湖や屈斜路湖は本町の観光資源でもあることから、環境保全と流域周辺の地域振興も見据えながら取組を継続する必要があります。

そのため、湖沼の水質調査は、国や道が調査の主体となって実施するよう働きかけるとともに、環境保全と美化に向け、今後も「自然の番人宣言」を軸とした清掃活動の仕組みづくりを進める必要があります。

併せて、農業環境の改善に向けて、家畜ふん尿の臭気低減はより快適な農村における生活環境の向上につながることから、その臭気抑制や脱炭素化に取り組む農業者に対する支援を進める必要があります。

■摩周湖の透明度



■摩周湖水質調査



【取組の方針】

- 研究機関との連携により摩周湖及び屈斜路湖、その他の水質等の状況を継続的に把握し、住民に公表することにより、環境を維持・保全することへの意識の啓発に努めます。
- 臭気低減装置やバイオガスプラントの導入を支援し、家畜ふん尿の臭気対策の充実を図ります。

【目指す姿】

- 湖や河川の豊かな自然環境が維持されるとともに、酪農による臭気対策が進行し、農村部におけるより快適な生活環境が実感されています。

【施策】

(1) 大気・水・土壌等の環境の維持

環境保全への意識を高めるため、本町の大切な自然資源である摩周湖及び屈斜路湖の水質状態等が悪化しないよう、摩周湖環境保全連絡協議会や北海道総合研究機構等の研究機関による調査結果を積極的に公表するとともに、多くの住民に環境維持と保全に関する知識の普及啓発に努めます。

また、河川や湖への排水流入の低減に努め、水環境の保全を図ります。

併せて、北海道や関係団体と連携して、町内の土壌が汚染されることなく守られるよう取り組みに努めます。

〔主な施策推進事業〕

- 摩周湖モニタリング調査事業（水質）
（★「まちづくり」推進事業）
- 摩周湖環境調査事業（大気）
- 屈斜路湖水質調査事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 農業環境の改善と整備

家畜ふん尿の臭気低減装置の導入がコスト面等の理由により難しい農業者に対し、その導入支援を図り、より快適な農村における生活環境の向上を推進します。

また、バイオガスプラントの導入による家畜ふん尿の臭気抑制や脱炭素化に取り組む農業者に対する支援を実施します。

〔主な施策推進事業〕

- 臭気抑制型スラリー散布機導入助成事業
- バイオガスプラント導入促進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

【指標】

指標名	単位	基準値 (R3 年度)	目標値 (R7 年度)
(1) 摩周湖モニタリング調査の実施	回/年	1 (R3 年度)	1
(2) 臭気低減装置の導入台数（累計）	台	6 (R2 年度)	8

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
弟子屈町一般廃棄物処理基本計画	平成 26 (2014) 年度～令和 5 (2023) 年度
第 2 次弟子屈町環境基本計画	平成 29 (2019) 年度～令和 10 (2028) 年度

【関連するSDGs (Goals)】

																
										○		○			○	

4 生物多様性保全の推進

【現状と課題】

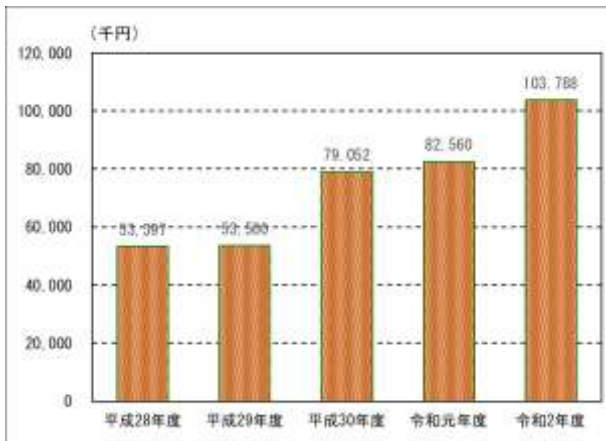
生物多様性は人類の生存を支え、人類に様々な恵みをもたらすものですが、日本だけでなく世界全体でこの問題に取り組むことが重要であることから、平成4（1992）年5月に「生物多様性条約」がつくられ、我が国も平成5年5月に条約を締結し、12月に条約が発効しました。

森林は生物多様性の宝庫と言われていますが、本町の広大な森林はまさしく世界にとっても貴重な財産であることから、より多くの住民が、森林の持つ環境保全力や生物多様性を保つ役割を知り、森林を守る意識を持つことが必要です。

また、人間の活動によって本町へ持ち込まれた外来植物も見られ、生態系に悪影響を及ぼす特定外来植物も町内に多く繁茂する状況となっていますが、その対策を進める必要もあります。

豊かな自然環境の中にある本町では、野生動物も多く生息しており、エゾシカなどの有害鳥獣による農業被害が年々増加しています。そのため、有害鳥獣の生態を把握するとともに、有効な対策を強化する必要もあります。

■エゾシカによる被害金額



■エゾシカ捕獲頭数



【取組の方針】

- 生物多様性への認識を高める機会である森林を守る活動を通して、住民の生物多様性への認識を高めます。
- 外来植物の繁殖状況を把握するとともに、その防除活動を推進します。
- 野生動物の生態調査を行うとともに、有害鳥獣による農業被害の防止を推進します。
- 自然との共存を図る上でも関係する、畜犬や野犬の適切な管理をするために、狂犬病予防等必要な対応を推進します。

【目指す姿】

- 生物多様性の重要性を多くの住民が知る機会が十分提供されているとともに、野生動物との共存が図られています。

【施策】

(1) 保全と活用の担い手の育成

住民の町有林への植栽活動を通して、より多くの住民が、森林の持つ環境保全力や生物多様性を保つ役割を実感し、森林を守る意識の啓発を図ります。

〔主な施策推進事業〕

<ul style="list-style-type: none">● 植樹事業● 育樹事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	○	◎

(2) 外来植物対策の強化

町内に生息・自生する植物を保護するため、オオハンゴウソウなど本町の自然の脅威となる特定外来植物に対しては、環境省と連携し繁殖現状の把握を行うとともに防除を進めます。

また、外来種が及ぼす影響について周知啓発を行い、意識の向上を図ります。

〔主な施策推進事業〕

<ul style="list-style-type: none">● 外来種防除事業● 外来種に係る周知啓発事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	○	◎

(3) 野生動物対策と農業被害の防止強化

野生動物との共存に向け、研究機関によるヒグマの生態の生態調査に協力するとともに、その把握と必要な駆除を実施します。

併せて、駆除した動物の食材などへの有効活用を図ります。

また、エゾシカなどの有害鳥獣による農業被害の防止を図るため、シカ柵整備や猟友会への奨励などの捕獲事業を継続して進めるとともに、狩猟者の確保に努めます。

〔主な施策推進事業〕

<ul style="list-style-type: none">● 有害鳥獣の生態調査及び有効活用事業● 鳥獣害対策事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	○

(4) 保健衛生の向上

畜犬及び野犬による人や家畜動物への危害を防止し、安全保持のための飼育者への指導を徹底します。

また、畜犬の正しい飼い方について、広報等による周知徹底・啓発に努めます。

〔主な施策推進事業〕

<ul style="list-style-type: none">● 狂犬病予防注射接種率向上事業● 狂犬病予防注射接種啓発事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	○	○

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7 年度)
(1) 植樹祭面積	ha	0.3 (R2 年度)	0.5
(2) 外来種に係る周知啓発	回/年	1 (R3 年度)	1
(3) 鹿捕獲頭数	頭	1,043 (R3 年度)	1,300
(4) 狂犬病予防注射接種率	%	60.6 (R3 年度)	65.0

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
弟子屈町鳥獣被害防止計画	令和4(2022)年度～平成6(2024)年度

【関連するSDGs (Goals)】

																
	○	○														

5 景観保全の推進と公園の充実

【現状と課題】

本町では、町全体の風景が優れた自然環境と調和することで、住む人の景観に対する誇りや観光資源としての活用が期待されており、さらなる美観形成につながる取組を推進してきました。

従来、温泉に恵まれた本町では、町内に多くの温泉街があり、住民のみならず観光客の憩いを提供する景観を提供してきましたが、施設や家屋の老朽化により以前より街並みの魅力が低下しており、その再整備を進める必要があります。

また、市街地を一步出ると広大な農村風景や酪農風景も広がる本町では、雄大で優れた農業景観に対する取り組みを高める必要があります。

併せて、民間等による施設が阿寒摩周国立公園内には多くありますが、その自然景観を損なうことのないよう配慮も求められています。

そのため今後本町では、景観計画をまとめ、町全体が統一感を持った景観づくりを進めるために景観行政団体となり、より良い景観の形成を進める必要があります。

また、本町各所には、街区公園、近隣公園、都市緑地等の都市公園や、条例で定める公園等があり、住民の憩いの場所として活用されています。

しかし、老朽化が進む都市公園もあり、施設自体の健全性を保てるよう計画的な維持管理や改修を計画的に進める必要があるとともに、森林公園は防災拠点としての機能を高める必要があります。

その一方で、本町では公園の利用を高めるために、各公園等の草刈りや遊器具の維持管理を行っていますが、利用者の少ない公園などは廃止の検討も必要な状況となっていることから、整備の継続と公園の近代化を進めることも必要です。

■ひまわり畑



■景観ワークショップ



■町内公園一覧

番号	公園名称	その他の公園 (条例有)	児童遊園 扱	その他	都市公園	面積
1	泉ヶ丘公園				街区公園	0.18ha
2	湯の島公園				近隣公園	1.00ha
3	水郷公園				都市緑地	5.40ha
4	おひさま公園				街区公園	0.53ha
5	摩周温泉公園				街区公園	0.82ha
6	摩周森の公園	○				2.16ha
7	川湯駅前公園	○				0.15ha
8	川湯市街地小公園			○		0.06ha
9	みはらし台公園		○			0.11ha
10	泉団地広場			○		
11	緑団地広場			○		0.05ha
12	摩周運動公園	○				4.17ha
13	弟子屈町ウタリ郷土自然公園	○				
14	屈斜路ウォータースポーツ交流公園	○				
15	弟子屈町羽田里山公園	○				9.19ha
16	美留和農村公園	○				0.33ha
17	川湯農村公園	○				0.33ha
18	仁多農村公園	○				0.31ha
19	南弟子屈農村公園	○				0.3ha
20	奥春別農村公園	○				0.44ha
21	桜ヶ丘森林公園	○				25.08ha

【取組の方針】

- 市街地における景観に配慮した建築物の整備や、農業地における緑肥作付けなどによる農業景観など、町全体が統一感を持った景観づくりを目指します。
- 阿寒摩周国立公園内や景勝地では、施設の適切な整備と運用への取り組みを進めます。
- より多くの住民に親しまれ、利用される公園の整備を推進するとともに、防災関連施設としての改修を進めます。

【目指す姿】

- 本町の景観条例を踏まえた、町全体が統一感を持った景観づくりが進んでいます。また、自然を満喫する町内の公園が、多くの住民に安全に利用されています。

【施策】

(1) 統一感を持った景観づくり

景観行政団体への移行を目指す本町の景観計画を踏まえ、景観法等関連する法令に則した景観計画をまとめ、町全体が統一感を持った景観づくりを進めます。

市街地においては、街並み景観の統一に向け、景観に配慮した建築物の整備を促進するとともに、農業地においては、本町の持つ美しい自然景観と緑肥作付けなどにより創出する農業景観の融和による、魅力ある風景づくりを推進します。

〔主な施策推進事業〕

- 景観改善事業
(★「まちづくり」推進事業)
- ひまわり植栽事業
(★「まちづくり」推進事業)

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 景勝地における適切な施設管理

本町の景観計画、及び阿寒摩周国立公園計画における施設計画や観光振興計画等に基づき、景勝地の施設の在り方についての考え方の周知を図るとともに、景勝地の保護と利用に則した施設が運営されるよう、その活用に対する適切な管理・運用への指導に努めます。

〔主な施策推進事業〕

- 景勝地における景観ルール啓発事業
- 景勝地域内施設の管理・指導事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(3) 公園施設の整備と活用

都市計画マスタープランや緑の基本計画、及び公園施設長寿命化計画に基づき、公園・緑地における防災拠点としての適正な配置、改修を進めるとともに、維持保全に努めます。

また、町内にある魅力ある公園の管理と運用を改善し、住民の利用がより高まる取り組みを進めます。

〔主な施策推進事業〕

- 公園長寿命化事業
- 公園魅力発信事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) ひまわりの植栽面積（累計）	ha	3 (R3年度)	15
(2) 景観条例違反施設数	戸	0 (R3年度)	0
(3) 公園利用者の満足度 ※公園利用者アンケートの新規実施による	%	— (R4年度)	—

※ (2) の目標値は、アンケート調査結果を踏まえ早期に設定。

【関係する個別計画】

関連計画名	計画期間
弟子屈町景観計画	令和 4 (2022) 年度～
弟子屈町景観形成整備計画	平成 11 (1999) 年度～
弟子屈町緑の基本計画	平成 22 (2010) 年度～
弟子屈町緑のマスタープラン	昭和 61 (1986) 年度～
公園施設長寿命化計画	令和 2 (2020) 年度～令和 11 (2029) 年度
弟子屈町都市計画マスタープラン	平成 22 (2010) 年度～令和 4 (2022) 年度
弟子屈町都市計画マスタープラン	令和 5 (2023) 年度～令和 24 (2042) 年度
弟子屈町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	令和 2 (2020) 年度～令和 12 (2030) 年度

【関連するSDGs (Goals)】

																
							○			○	○				○	

第2節 生活環境の充実と向上

1 防災対策と強靱化の推進

【現状と課題】

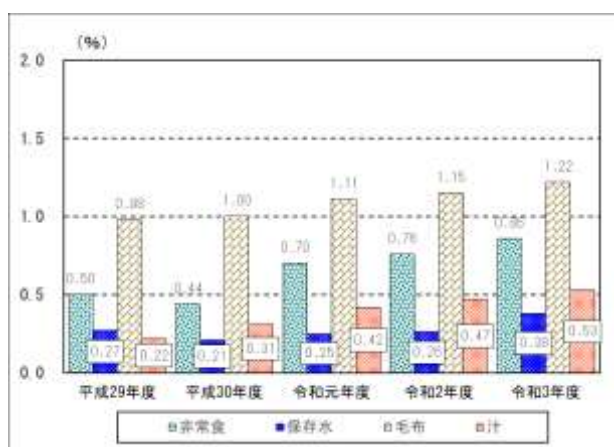
本町では、大規模な自然災害の発生に対応できる総合的防災体制の確立に向け取り組みを進めるとともに、住民や観光客等の安全・安心の確保をより強固なものとするよう努めてきました。また、建物の耐震促進や治山・治水対策等により、災害の未然防止策の強化を図るとともに、総合防災訓練をはじめとした各種訓練を定期的実施し、住民の防災意識の向上や備蓄品等の整備も進めてきました。

併せて、河川敷地内の伐根物の除去及び土砂の撤去等を行い、河川本来の通水性を確保し災害の未然防止を図るなど、減災対策も推進しています。

こうした取り組みを踏まえ、今後も備蓄品や防災資機材等の計画的な配備を進める必要があります。

また、近年の人口減少に伴い、居住者がいなくなった空き家や空き建物が見られるようになっていますが、そのままの放置によって倒壊等保安上著しく危険となるおそれのある特定空き家が増えないよう、その調査を続けるとともに、危険家屋も増加傾向にあることから、管理不全な空き家の所有者等に対し周知・指導を引き続き行う必要があります。

■ 備蓄品目標達成率



■ 防災訓練



【取組の方針】

- 住民の誰もが災害に対する備えを更に充実させるとともに、町全体の防災対策の一層の強化を推進します。
- 民間建築物の耐震化を進めるとともに、空き家等の管理対策を強化し、破損や倒壊等が危惧される施設や建物への対応を進めます。

【目指す姿】

- 災害に強いまちづくりの構築が進み、住民や観光客等に対し有事の安全と安心を提供するまちとなっています。

【施策】

(1) 防災対策の推進

地域防災計画と防災マニュアルの定期的な検証と見直しを行い、防災体制の強化充実を図ります。

また、巨大地震及び噴火災害、雪害等大規模自然災害を想定した緊急災害情報伝達の仕組み及び防災通信設備の維持と更新を行い、災害時の円滑な避難対応を図るとともに、災害時の資機材・食糧・水等備蓄整備の充実を図ります。

さらに、災害時において、隣接自治体と相互協力を行う広域連携体制の維持・運用を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 防災訓練実施事業
- 災害時備蓄品整備事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	◎	◎

(2) 耐震化の促進と危険家屋の管理

民間建築物の耐震化促進に向け、「相談体制の整備・啓発・情報発信」「耐震診断・改修のための補助支援制度」「耐震化を担う人材育成と技術力向上」の3つの観点から総合的に取り組みます。

また、空き家等の管理対策を行い、地震や台風などの災害による破損や倒壊の危険がある施設などへの対応を進めます。

〔主な施策推進事業〕

- 耐震化促進事業
- 空き家調査事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	◎	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 防災備蓄品備蓄率	%	(R3年度)	人口15%相当分
(2) 危険空き家による被害数	件	0 (R3年度)	0

【関係する個別計画】

関連計画名	計画期間
弟子屈町国民保護計画	令和元(2019)年度～
弟子屈町地域防災計画	令和2(2020)年度～
アトサヌプリ火山防災計画	令和元(2019)年度～
弟子屈町空き家等対策計画	令和2(2020)年度～令和6(2024)年度
第2期弟子屈町空き家等対策計画	令和7(2025)年度～
弟子屈町強靱化計画	令和2(2020)年度～

【関連するSDGs (Goals)】

																
										○						

2 消防力の強化と救急体制の充実

【現状と課題】

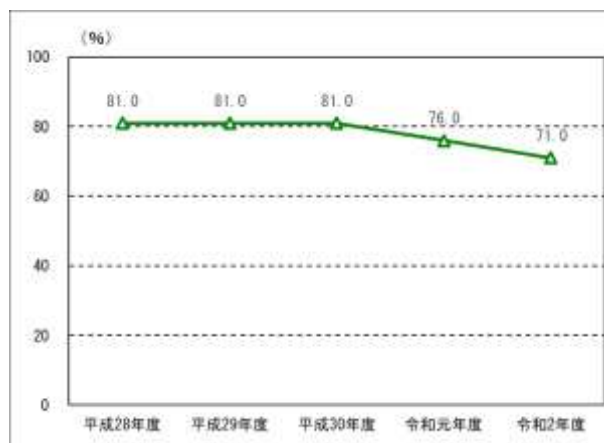
弟子屈消防署及び弟子屈町消防団は、弟子屈町全域の災害に対し組織的活動が迅速に図れる体制の構築に努めています。

しかしながら、消防団員の減少と高齢化が進む中、若年層の入団促進を図るとともに、適切な配備計画に基づき消防車両等老朽化による更新を行うことが必要となっています。

本町の救急体制は救急車3台運用により対応していますが、出動要請が重なる場合、救急車の不在や隊員確保に苦慮しています。また、救急救命士養成や隊員教育の充実も、高度医療化により継続的に行う必要があり、救急車及び高度救急資機材の更新も計画的に行うとともに必要な台数を維持し配備する必要があります。

本町の年間火災件数は、建物の防火性能や住宅火災警報器などの設置により減少傾向にあります。住民に幅広く防災防火知識の普及を図るとともに、防火対象物への違反是正に伴う立入検査強化を図り、防災に強いまちづくりを進める必要があります。

■消防団員充足率



■救急出動件数



【取組の方針】

- 防災、防火対策の日常化と情報伝達の迅速化に努め、本町の消防力の強化・向上に努めます。
- 町内事業者等への協力依頼や、SNSを活用した広報活動を行い、若年層消防団員の入団促進を図ります。
- 住宅用火災警報器の設置促進や防火査察・指導を強化し、火災発生防止と被害の抑制に努めます。
- 救命講習の充実と、救急救命士の養成や救急隊員の資質向上による、救命率向上と病院前救護の向上を図ります。

【目指す姿】

- 消防、行政、住民が一斉に行動し、身体・生命・財産を守り、安心を提供できる消防体制と活動が展開されています。

【施策】

(1) 常備消防力の充実と強化

弟子屈町・標茶町・鶴居村の各消防署で受けていた119番通報を弟子屈町に集約し、通信業務共同運用を開始したことを受け、出動体制の充実と消防車両人員の効果的な整備配置計画により、更なる消防救急体制の強化を図ります。

また、複雑多様化する各種災害に対し被害を最小限に止めるため、地域防災の組織化を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 川湯支署整備事業
- 消防水利整備事業
- 水槽付消防ポンプ自動車更新事業
- 消防装備品整備事業
- 地域防災組織拡充事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 非常備消防力の充足

地域防災力の中核となる消防団員の定数充足化と若年層消防団員の確保を進めるとともに、消防署と連携し弟子屈町の防災体制強化を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 消防団員入団促進事業
- 消防団員育成強化事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(3) 防火体制の強化

住民の防火・防災意識の啓発と知識普及を図るとともに、住宅用火災警報器の全戸設置を促進します。また、住民が安心して暮らせるよう、防火対象物や高齢者入居施設の防火査察・指導を強化し、火災被害の抑制と防火体制の強化を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 地域防災啓発推進事業
- 防火査察執行体制充実強化事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	○	○

(4) 救急体制の充実

心肺停止患者の救命率向上と病院前救護^{*}の向上のため、救急救命士の養成や救急隊員の資質向上に努め、医療機関との連携を図るとともに高規格救急自動車や高度救命用資機材の充実を図ります。

住民への予防救急教育を取り込んだ救命講習（心肺蘇生法やAEDの取扱いの他、急病に対する講習等）を継続的に実施し、病気等に対する正しい知識と処置を習得させ、救命率の向上を目指します。

〔主な施策推進事業〕

- 救急自動車更新事業
- 救急救命士養成事業
- 救命講習普及事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	○	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 消防救急整備に対する住民満足度	%	87.0 (R3年度)	90.0
(2) 消防団員充足率	%	71.0 (R3年度)	76.0
(3) 住宅火災警報器設置率	%	86.0 (R3年度)	90.0
(4) 心肺機能停止傷病者に対する住民の応急手当（胸骨圧迫・人工呼吸・AED）実施率	%	40.0 (R3年度)	51.0

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
弟子屈消防署普通建設事業計画	令和3(2022)年度～
弟子屈町地域防災計画（改訂版）	令和2(2020)年度～
釧路北部消防事務組合消防計画	平成20(2008)年度～

【関連するSDGs (Goals)】

																
										○		○				

^{*}病院前救護 消防に入電があつてから病院に搬入するまでの病院外での救急活動

3 防犯対策と交通安全の推進

【現状と課題】

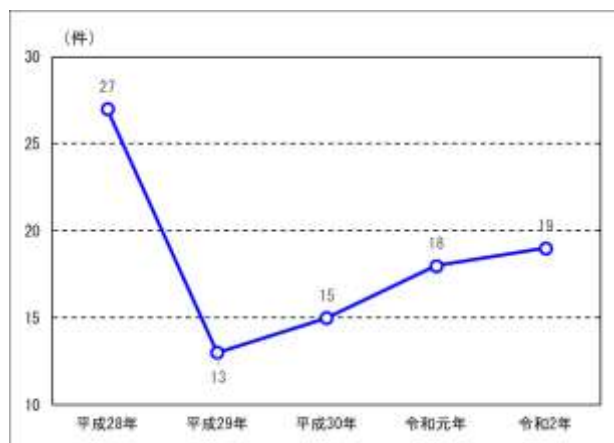
本町では、犯罪や交通事故のない社会づくりに向け、防犯協会などの関係機関と情報共有を図りながら、犯罪のない「安全・安心なまち」を目指し、啓発・巡視・見守り活動を展開するとともに、住民の自主防犯意識の高揚を図るため、関係機関と協力し、啓発活動を実施しています。

町内の防犯灯はLED化が終了しており、今後は住民ニーズに合わせて必要な場所に設置を予定しています。

また本町では、町内における交通死亡事故ゼロを目指し、弟子屈警察署や関係機関・自治会などと連携して、早朝啓発や特別街頭啓発運動や夕暮れ時のパトライト作戦の実施を行い、住民の交通安全意識の高揚を図っています。そして、交通安全意識の高揚を図るため、交通安全運動を関係各機関と協力し実施しているほか、各自治会、小・中・高校・幼稚園・保育園等で交通安全教室を開催しています。

今後、住民の高齢化が進む中で、犯罪や交通事故に巻き込まれることが懸念されており、関係機関と住民が一体となった取り組みを強化する必要があります。

■ 刑法犯認知件数



■ 交通安全運動



【取組の方針】

- 防犯関係機関や団体と情報共有を図り、住民との連携による防犯活動の充実を図ります。
- 防犯灯の整備促進等を進め、犯罪抑止につながる取り組みを推進します。
- 交通事故の防止とそれを支える人材育成を進めるとともに、効果的な交通安全運動を行います。

【目指す姿】

- 車社会への柔軟な対応や、多種多様な凶悪犯罪を誘発する社会環境の変化に対応した防犯対策の強化が進んでいます。

【施策】

(1) 防犯対策の推進

警察や防犯協会、自主パトロール隊など関係機関・団体と情報共有を図りながら、犯罪のない「安全・安心なまち」を目指し、住民や自治組織との連携による啓発・巡視・見守り活動を展開します。

〔主な施策推進事業〕

- 防犯活動事業
- 防犯啓発・巡視・見守り事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	◎	○

(2) 防犯施設の整備促進

自治会との連携により、住民ニーズに合わせ必要な防犯灯の整備を進めます。

〔主な施策推進事業〕

- 防犯灯整備事業
- 防犯灯調査事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(3) 交通安全の推進

幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした交通安全教育を実施し、交通安全意識とモラルの向上を図ります。

また、交通指導員等の活動の推進と人材育成に努め、各自治会と連携した期別運動時における街頭啓発の推進を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 交通安全事業
- 交通安全街頭啓発事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	○	○

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 犯罪発生件数	件	20 (R3年)	15
(2) 防犯灯新規設置数	基	3 (R3年度)	10
(3) 交通死亡事故件数	件	0 (R3年)	0

【関連するSDGs (Goals)】

																
															○	

4 安心できる消費生活の確保

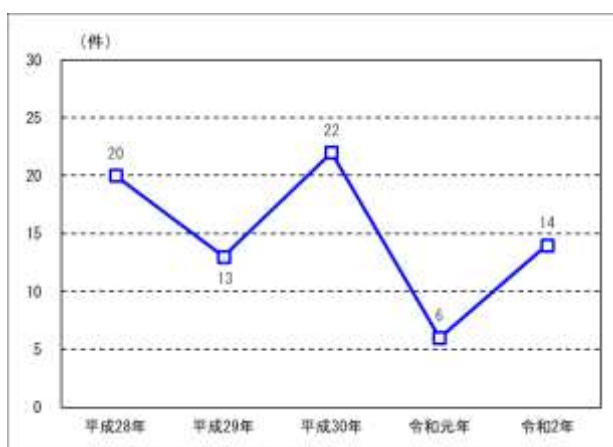
【現状と課題】

悪質商法等が依然として発生している中、更に巧妙化する中で、消費者トラブルの未然防止を図るとともに、トラブル発生後の相談支援体制を強化する必要があります。

そのため本町では、弟子屈消費者協会との連携により、消費者トラブルの未然防止等を図るとともに、広報紙等を通じ消費生活情報の提供を行っています。

しかし、悪質商法は地域を跨いで発生していることから、釧路地域消費者協議会とのさらなる連携を強化し、その対応に当たるとともに、職員の各種研修会への参加を通じ、消費者トラブルに対応するスキルの向上を図る必要があります。

■ 消費者相談件数



■ 社会を明るくする運動



【取組の方針】

- 弟子屈消費者協会との連携により、消費者トラブルの未然防止等を図るとともに、広報紙等を通じ消費生活情報の提供に努めます。
- 消費者保護の関係機関・団体と連携し情報の共有を図ります。

【目指す姿】

- 悪徳商法や振り込め詐欺の被害がないまちが実現しています。

【施策】

(1) 消費生活情報の提供

弟子屈消費者協会との連携により、食品ロスを減少させることや消費者トラブルの未然防止、特に高齢者への啓発を図るとともに、広報紙等を通じ消費生活情報の提供に努めます。

〔主な施策推進事業〕

- 消費者トラブル未然防止事業
- 消費生活情報提供事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	◎	○

(2) 消費者活動の推進と啓発

消費者保護の関係機関・団体と連携し情報の共有を図るとともに、各種研修会に参加し専門的知識の向上を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 消費者研修会派遣事業
- 消費者保護啓発事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	○	○

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 悪徳商法や振り込め詐欺などの被害件数	件	0 (R3年)	0
(2) 消費生活相談件数	件	10 (R3年度)	15

【関連するSDGs (Goals)】

																
											○				○	

5 公衆衛生の強化と充実

【現状と課題】

昭和50年に設置された町営公衆浴場「泉の湯」は、住民の生活環境の確保と健康の維持促進を図ることを目的としており、親しみある公衆浴場を目指して運営されています。

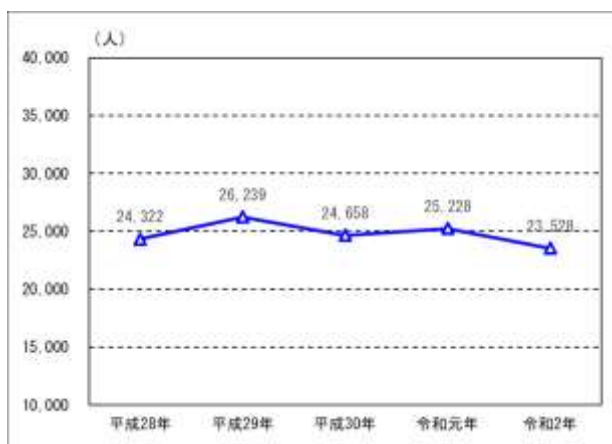
しかしながら、現在では老朽化が進み利用者が減少していますが、衛生管理に留意して今後も運営することが必要です。

また、令和7年には中心市街地に新たな公衆浴場の設置が決まっており、その供用開始に合わせ、施設の**移行**が予定されていることから、今後の利用方策について検討することが必要となっています。

本町の墓地は、弟子屈墓地、川湯墓地、屈斜路墓地、古丹墓地、美留和墓地、札友内墓地、熊牛墓地の7カ所ありますが、地域住民との協働による維持管理や環境整備を行っています。

今後も地域住民とともにその適切な管理に努めるとともに、地内の利便性の向上に努める必要があります。

■町営公衆浴場「泉の湯」利用者数



■町営公衆浴場「泉の湯」(外観)



【取組の方針】

- 町営公衆浴場「泉の湯」の衛生管理に留意した運営に努めるとともに、新たな公設浴場の供用開始に向けた準備を進めます。
- 地域住民との協働による墓地の維持管理と環境整備を推進するとともに、利用者による斎場の適切な使用を促します。

【目指す姿】

- 住民が安全に利用できる公衆浴場の運営と新規整備に努めるとともに、斎場や墓地の適正管理が行われています。

【施策】

(1) 公衆浴場の適切な運営

老朽化が進み利用者が減少している町営浴場「泉の湯」の適切な運営管理を図ります。

また、中心市街地再構築構想で計画中の公衆浴場については、関係機関と連携して完成後のスムーズな移行を目指します。

〔主な施策推進事業〕

● 公衆浴場維持管理事業
● 公衆浴場機能移行事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 墓地・斎場の維持

地内の利便性向上に努め、地域住民との協働による維持管理や環境整備を継続します。

また、斎場施設の保守点検や改修を計画的に実施し、安定した運営管理の継続に努めます。

〔主な施策推進事業〕

● 火葬場維持管理業務
● 墓地管理事業
● 火葬場・墓地利用啓発事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	○

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 公衆浴場の年間利用者数	人	23,000 (R3年度)	24,000
(2) 広報等による火葬場・墓地利用啓発	回/年	4 (R3年度)	4

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
弟子屈町公共施設等個別施設管理基本計画	平成 30(2018)年度～

【関連するSDGs (Goals)】

																
										○						

第3節 環境と共生する基盤の整備

1 市街地整備の推進

【現状と課題】

本町では、人口減少や年代構成の変化、地域経済の低迷と中心市街地の空洞化、公共施設や民間施設の老朽化等が進んでおり、その課題解決に向け市街地の中心に位置する営林署跡地に、交流人口拡大による地域と観光の交流拠点となる施設等の整備が進められています。

新たな施設は温浴機能を中心に、全ての住民、特に若者たちをはじめとした利用者が普段使いでき、楽しみ・憩い・くつろげる様々なスペースとサービスを提供するものとします。複合施設とすることで、本町の温泉が人々を惹きつけ、一日過ごせる居場所を作り、コミュニティの醸成や友人との大切な時間、学び・気づきの獲得を実現します。また、中核施設を中心とした市街地エリアのリノベーションを進めることで価値を高め、地域の経済活動の活性化や再投資を目指し経済の循環を進めます。

併せて、本町の今後のまちづくりに向け、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、住民や民間事業者と行政が一体となったコンパクトなまちづくりを進める必要があります。

■中心市街地新施設（令和3年基本計画モデルプランにおける施設内イメージ図）



【取組の方針】

- 計画的な土地利用の推進により、都市機能がコンパクトに集積した魅力的で暮らしやすい街並みづくりを推進します。
- 本町の中心市街地に新複合施設を整備し、住民や観光客が集まり賑わいのあるまちの再生に努めます。

【目指す姿】

- 若い世代を中心とした多世代の住民や観光客が、心地よく長く滞在したくなる市街地エリアが創られています。

【施策】

(1) 魅力的で暮らしやすい街並み形成

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画等に基づく計画的な土地利用の推進により、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市機能がコンパクトに集積した市街地の形成を推進します。

〔主な施策推進事業〕

- 立地適正化事業
- 都市計画マスタープラン策定事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 中心市街地の再構築による地域商工業の振興

老朽化が進んでいる公共インフラの集約化により誘導施設となる新複合施設を整備する事で中心市街地へのコンパクトシティ化を進め、住民及び観光客を市街地に誘導する仕組みづくりを推進します。

〔主な施策推進事業〕

- 新複合施設整備事業
(★「まちづくり」推進事業)
- 中心市街地エリアマネジメント事業
(★「まちづくり」推進事業)

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	◎	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7 年度)
(1) 立地適正化計画の策定	実施	未策定 (R3 年度)	策定完了 ※ (R6 年度)
(2) 新複合施設の整備	施設	0 (R3 年度)	1

【関係する個別計画】

関連計画名	計画期間
弟子屈町立地適正化計画 (仮称)	令和 5 (2023) 年度～令和 24 (2042) 年度
弟子屈町都市計画マスタープラン	平成 22 年度(2010)年度～令和 4 (2022) 年度
弟子屈町都市計画マスタープラン	令和 5 (2023) 年度～令和 24 (2042) 年度
弟子屈町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	令和 2 (2020) 年度～令和 12 (2030) 年度
弟子屈町中心市街地再構築基本構想	令和元 (2019) 年度～
弟子屈町中心市街地再構築基本計画	令和 2 (2020) 年度～

【関連するSDGs (Goals)】

																
			○			○	○			○						

2 道路の利便性の向上

【現状と課題】

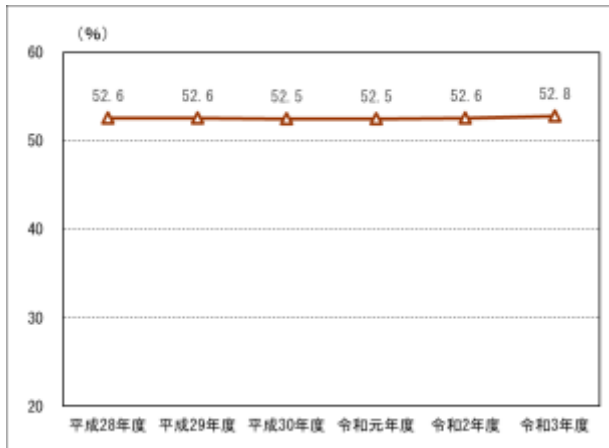
本町には、北海道釧路市から網走市に至る一般国道である国道 391 号、本町から帯広市に至る一般国道である国道 241 号、網走市から網走郡美幌町を經由して、根室市に至る一般国道である国道 243 号等の国道が走り、また、町内を結ぶ主要地方道である北海道道 52 号屈斜路摩周湖畔線、釧路市と弟子屈町を結ぶ主要地方道である北海道道 53 号釧路鶴居弟子屈線、町内を結ぶ一般道道である北海道道 717 号札友内弟子屈停車場線が国道と連結していますが、これらは主要幹線として国や道が整備を進めています。

本町の町道は、1 級町道が 80.65km、2 級町道が 86.57km、その他町道が 248.49km あり、計 415.71km となっており、その舗装化率はそれぞれ 87.1%、84.4%、30.6% となっています。

また、本町の橋梁は、橋長が 15 メートル未満の割合が約 6 割を占めており、15～50 メートルが約 4 割弱、50 メートル以上の橋梁が約 1 割を占め、P C 橋が全体の約半数、鋼橋が 4 割弱、R C 橋・その他の橋梁が 2 割弱となっています。

本町の道路や橋梁は年々老朽化が進んでおり、必要な定期点検によって整備が進められていますが、住民の生活道路として重要であり、道路舗装の長寿命化や維持修繕によりライフサイクルコストの縮減に今後も努めながら、安全な道路環境の維持を図る必要があります。併せて、町道における車輛および歩行者の安全・安心な通行の確保にも努める必要があります。

■町道の舗装化率



■町道の整備



【取組の方針】

- 国道・道道の利便性の向上や安全性の維持に向け、国や道への整備促進に努めます。
- 町道や生活道路、及び橋梁の整備を計画的に推進するとともに、冬期間における道路の安全性の向上に努めます。

【目指す姿】

- 市街地の形成に沿って、安全な道路の整備が維持されています。

【施策】

(1) 国道・道道の整備促進と充実

観光客の利便性や物資輸送車輛の安全な交通を確保するために、国に対し地域高規格道路の整備促進を要請するとともに、地域住民の声を重視した国道・道道への改善・補修要望を随時実施していきます。

〔主な施策推進事業〕

- 要望活動推進事業
- 実施状況広報推進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 生活道路の充実

車輛の安全交通や地域住民・観光客の通行ニーズに対応し、計画的な橋梁及び舗装の補修を進めます。

また、冬期間道路の安全性を高めるため、防雪柵の設置など、除排雪体制の強化を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 道路整備事業
- 道路橋梁施設維持管理事業
- 橋梁長寿命化事業
- 道路等長寿命化事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7 年度)
(1) 国・道への要望活動	回/年	3 (R3 年度)	3
(2) 橋梁長寿命化工事完了箇所数 (延べ) ※令和4年度開始時、0箇所を基準として設定。	基	0 (R4 年度)	4

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
弟子屈町橋梁長寿命化修繕計画	令和4(2021)年度～令和13(2030)年度
(弟子屈町公共施設等個別施設管基本理計画)	平成30(2018)年度～

【関連するSDGs (Goals)】

																
								○								

3 住宅環境の充実

【現状と課題】

本町が管理する公営住宅等は、令和3年度において14団地、111棟、599戸で、弟子屈市街地に6団地（47棟、291戸）、川湯市街地に4団地（53棟、274戸）、その他の地区に4団地（11棟、34戸）立地しています。

現在、耐用年限に達している住宅は222戸（37.1%）、耐用年限の2分の1に達している住宅は134戸（22.4%）となっており、両方を合わせると全体の6割近くを占めることとなり、老朽化が進展しています。

そのため、本町では公営住宅ストックの建替えを推進し、管理戸数の適正化、居住水準の向上、セーフティネット機能の強化を進め、利用者の生活水準を保つ取り組みを進めていますが、住宅の不足が言われており、またそのことにより町内への居住者の誘引が十分できていないことから、今後、民間事業者等による住宅整備を勧奨しつつ、適切な住宅の供給が必要となっています。

また、民間住宅については、町内企業への就職や町内に居住を希望する方に対する賃貸住宅が不足していることから、良質な賃貸住宅等の建設を促進するとともに、建築基準法等関連法規の遵守や建設リサイクル法の遵守が求められており、適切な指導を行う必要があります。

■住宅リフォーム助成等申請



■公営住宅（川湯）



【取組の方針】

- 公営住宅の長寿命化計画に基づき、公営住宅を計画的に建て替え、快適な居住空間の提供に努めます。
- 住民がより快適な住宅で生活できるよう、支援制度の充実に努めます。
- 空き家バンクが活用されるよう、登録物件の増加を推進し、より多くの希望者に提供されるよう努めます。

【目指す姿】

- 子どもから高齢者まで誰もが本町に住み続けられ、新たな住民の居住が進んでいます。併せて、町内の住宅関連産業が活力ある活動を行っています。

【施策】

(1) 公営住宅建替及び住環境改善の推進

公営住宅の計画的な建替を継続的に行い、居住水準の向上と、セーフティネット機能の強化に努めるとともに、公営住宅の長寿命化に向け適正な管理と運用を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 公営住宅建替事業
- 公営住宅改修事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 住み良い住宅づくりの推進

バリアフリー化や省エネ化などの住宅リフォームに対する相談体制の拡充や住宅建設促進事業など、住み良い住宅づくりに向けた支援制度の充実を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 住宅建築資金助成事業
- 民間賃貸住宅建設促進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	○

(3) 空き住宅等の管理と有効活用

今後増加が見込まれる空き家対策と、不足する住宅供給を結びつけ、定住など地域の活性化につなげる空き家バンクの登録物件の増加と、活用について推進します。

〔主な施策推進事業〕

- 空き家状況調査事業
- 空き家バンク制度普及・活用推進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7 年度)
(1) 期間内における公営住宅建替戸数	戸	—	14
(2) リフォーム及び新築の助成制度申請件数 ※4年間の延べ申請件数	件	286 (H29年度～R2年度)	300 (R4年度～R7年度)
(3) 空き家バンク契約可能物件の公開数	件	3 (R3年度)	10 以上

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
弟子屈町住生活基本計画	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度
弟子屈町公営住宅等長寿命化計画	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度
弟子屈町空き家等対策計画	令和2(2021)年度～令和7(2021)年度
第2期でしかがひと・まちしごと創生戦略	令和4(2021)年度～令和7(2024)年度

【関連するSDGs (Goals)】

																
○										○						

4 上水道と温泉の保全

【現状と課題】

水道は、住民の生活に欠くことのできないもので、その水道を供給する事業者は、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じることが求められています。

現在、本町の水道事業は、弟子屈上水道事業、川湯簡易水道事業、美留和簡易水道事業、屈斜路簡易水道事業の4事業によって行われています。また、農業用水道は、産業振興的観点から営農用に布設された水道として、水利権も雑用水として取得されていますが、飲用水としても利用されています。

これらの水道は、水源を奥春別川としている弟子屈浄水場系統と美留和深井戸を水源としている美留和水系の2系統で行われていますが、浄水場や配水管等の施設の管理と安全な供給が求められており、施設の老朽化や災害に対応するため、水道管路及び配水施設等の長寿命（耐震）化も含めた整備を進める必要があります。

また、本町は温泉に恵まれ、町内のいたるところで様々な泉質の温泉が利用されていますが、温泉施設の老朽化や災害に対応するため、温泉管路及び給湯施設等の整備を進めるとともに、経営の合理化・効率化に努めつつ、利用拡大を促進する必要があります。

■水道有収率



■浄水場



【取組の方針】

- 水道施設の老朽化対策や災害対策を進めるとともに、水道事業の効率化を推進します。
- 温泉施設の老朽化対策や災害対策を進めるとともに、温泉の利用拡大に向けた取り組みを推進します。

【目指す姿】

- 水道及び温泉の安定供給と、それを支える安定した事業経営が行われています。

【施策】

(1) 水道水の安定供給

水道施設の老朽化や災害に対応するため、水道管路及び配水施設等の長寿命（耐震）化も含めた整備を進めます。

また、コスト低減による水道事業の効率化に努めるとともに、維持管理技術の継承を推進し、会計業務や物資共同購入などの広域化及び施設維持管理の民営化を検討・推進していきます。

〔主な施策推進事業〕

● 水道施設長寿命化事業
● 水道事業効率化事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 温泉の安定供給

温泉施設の老朽化や災害に対応するため、温泉管路及び給湯施設等の整備を進めます。

今後も安定的な経営を維持するために利用拡大を促進するとともに、経営の合理化・効率化に努めます。

また、中心市街地の活性化と併せて、平成 30 年度に掘削した新たな中央源泉の活用を推進します。

〔主な施策推進事業〕

● 温泉整備活用事業
● 温泉施設長寿命化事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7 年度)
(1) 有収率	%	80.7 (R2 年度)	90.0
(2) 上水道管路耐震化率	%	9.7 (R2 年度)	12.0

【関係する個別計画】

関連計画名	計画期間
弟子屈町公共施設等個別施設管理基本計画	平成 29 (2017) 年度～令和 38 (2056) 年度
弟子屈町強靱化計画	令和 3 (2021) 年度～令和 7 (2025) 年度

【関連するSDGs (Goals)】

					○					○						

5 下水道整備の推進

【現状と課題】

本町では、豊かな自然環境を守るため、下水道及び浄化槽施設の普及を推進することにより、生活環境の向上に努めています。

そのため、下水道供用開始区域における下水道への早期な接続に向け、水洗化工事に対する支援により水洗化率の向上を図るとともに、浄化センター施設の適正な維持管理と効率的な汚水処理を行い、放流基準に満たす水質の確保に努めています。

また、浄化センター内の機器設備は、日々稼働を続けており、消耗が著しい設備が混在している状況となっていることから、令和2年度に「ストックマネジメント計画」を策定し、日常の点検・調査計画により、施設の定期的な点検・修繕と機械設備や電気設備の劣化状況から順次整備を進めています。

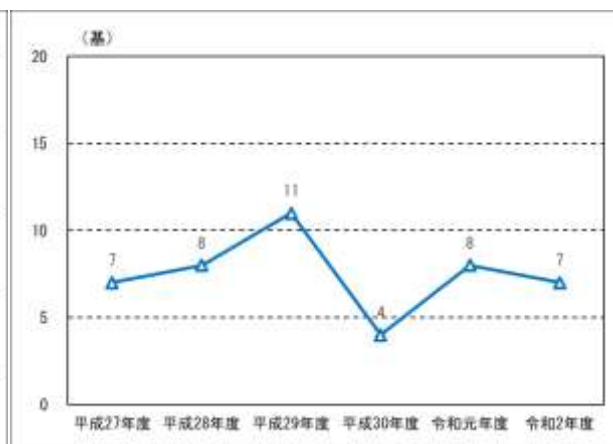
今後も、施設の計画的な整備を進めるとともに、住民の理解を促進し、本町の水環境のさらなる向上を図る必要があります。

併せて、下水道事業については、令和6年度からの公営企業会計の法適用化に向けた取り組みを進める必要があります。

■水洗化率



■浄化槽新規設置基数



【取組の方針】

- 公共下水道施設の老朽化対策や耐震化を進めます。
- 河川や湖への排水流入の低減に向け、合併処理浄化槽の設置を促進します。

【目指す姿】

- 安定した下水道事業経営が行われているとともに、本町の自然環境の維持に向け、浄化槽設置への理解と対応が進んでいます。

【施策】

(1) 公共下水道施設の更新及び整備

下水道計画区域内の地域においては、汚水処理施設の老朽化対策や耐震化を進め、安定した下水道施設の更新を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 長寿命化更新事業
- 汚水処理施設整備事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 合併処理浄化槽の整備促進

下水道計画区域外の地域においては、排水処理に関する計画に基づき合併処理浄化槽の設置を促進します。

また、合併処理浄化槽の設置推進をとおして、河川や湖への排水流入の低減に努め、水環境の保全を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 浄化槽設置費補助事業
- 合併処理浄化槽啓発事業
- 浄化槽台帳整備事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7 年度)
(1) 公共下水道水洗化率	%	89.6 (R2 年度)	90.0
(2) 年間合併処理浄化槽設置基数	基	6 (R2 年度)	7

【関係する個別計画】

関連計画名	計画期間
弟子屈町公共下水道事業計画	令和 4 (2022) 年度～令和 11 (2029) 年度
弟子屈町下水道ストックマネジメント基本計画 (第 1 期)	令和 2 (2020) 年度～令和 6 (2024) 年度
弟子屈町下水道ストックマネジメント基本計画 (第 2 期)	令和 7 (2025) 年度～令和 11 (2029) 年度

【関連するSDGs (Goals)】

																	
					○				○						○		

6 公共交通の維持

【現状と課題】

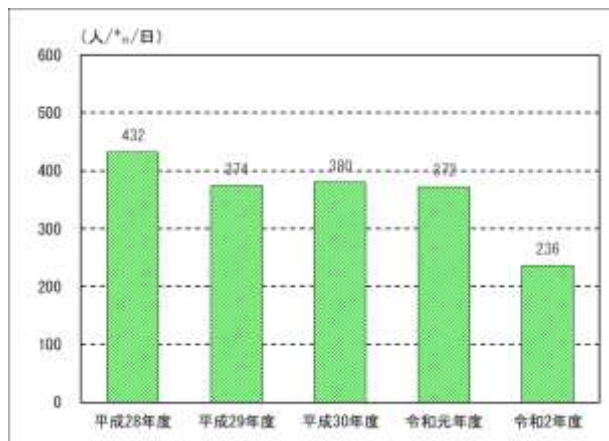
本町では、生活交通としての公共交通の維持を図るとともに、その利用の促進を図るとともに、鉄道、ハイヤー、デマンド交通等の交通との連携による利用促進の検討や、観光周遊交通としての交通体系の確立と公共交通との連携による利活用を図っています。

また、観光交通と生活交通が一体となり、町内、観光地を周遊するバス路線を、観光客や地域住民に提供する弟子屈えこパスポート事業を進め一定の効果を得られていますが、公共交通空白地における実態やニーズ、さらにデマンド交通の可能性を検討し、より利用しやすい公共交通の確立を目指す必要があります。

J R 釧網本線は、維持困難線区と位置付けられていることから、これまで以上に駅や踏切の廃止を含む J R 北海道の経営改善が進められる事が想定されています。そのため、J R 釧網本線を維持するために沿線自治体及び北海道と一体的に利用促進の取組を進めていく必要があるとともに、町内における駅や踏切の存続策も積極的に検討していく必要があります。

さらに、生活路線の維持にもつながる、インバウンド利用も含めた観光客利用の増加を目指し、今後一層の取り組みの強化も必要となっています。

■ 釧網線輸送密度



■ 循環バス



【取組の方針】

- バス路線の維持に努めるとともに、新たな公共交通の確立に取り組みます。
- J R 釧網本線維持活性化沿線協議会との連携により、J R 釧網線の路線維持に向けた取り組みを継続・強化します。

【目指す姿】

- 鉄道やバスなどの生活交通が維持されています。

【施策】

(1) 生活交通機能の維持

生活交通としてバス路線の確保・維持に努めるとともに、異なる交通モード（鉄道、ハイヤー等）との連携やデマンド交通など、新たな公共交通の可能性について検討を進めます。

また、エコパスポート等の活用により、観光周遊交通と地域生活交通との連携を推進します。

〔主な施策推進事業〕

● バス路線確保対策事業
● バス利用促進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) J R 釧網線の維持促進

J R 釧網線の路線維持のため、J R 釧網本線維持活性化沿線協議会での観光利用を中心とした利用強化推進事業の実施等、広域的、一体的な振興策の推進による利用客の維持に取り組みます。

〔主な施策推進事業〕

● 釧網線観光誘客事業
● 釧網線アクションプラン推進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	○

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7 年度)
(1) 生活交通バスの利用者数 (市内線・川湯線・美留和線)	人	21,000 (R2 年度)	23,000
(2) JR 釧網線輸送密度 (東釧路～網走間) ※JR 北海道発表の釧網線輸送密度	人/日	374 人/日 (H29 年)	374 人/日 ※ (R5 年)

※ (2) の目標年は、北海道旅客鉄道(株)、釧網線(釧路～網走間)第2期事業計画最終年に合わせて設定。

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
【参考】釧網線(釧路～網走間)第2期事業計画 (アクションプラン)(JR 北海道)	令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

【関連するSDGs (Goals)】

																
										○						

活

第2章

【基本目標 2】

活力・活気・雇用を生み出す

まち
夢づくり

第1節 基幹産業のさらなる強化

1 農業生産基盤の強化

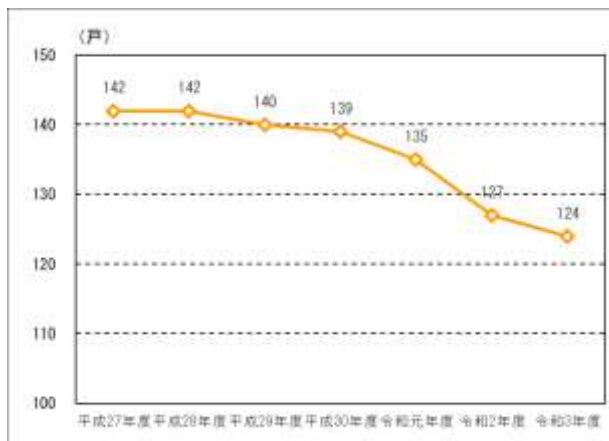
【現状と課題】

本町では、基幹産業である農業に対し、足腰の強い農業生産の推進と、担い手・後継者の確保、営農サポート体制の強化、継続的な基盤整備などの支援対策の他、病虫害対策及び抵抗性品種の導入による農作物の品質向上と収量の増加支援に取り組んできました。

それにより一経営体あたりの大規模化が進む一方で、離農戸数の増加や労働力不足、気候変動による農作物への影響など、本町の農業を取り巻く状況は厳しく、継続的な支援が必要となっています。

また、今後、令和元（2019）年に発行したT P P^{*}による関税撤廃等により、我が国の農業や畜産業への影響が懸念される中、本町農業にも大きな環境変化が波及されることが見込まれることから、これまで以上の農業生産性の向上が必要となっています。

■農家戸数



■北海道総合畜産共進会最高位賞を受賞



【取組の方針】

- 生産基盤である農地、農業用施及び農道の整備を、国や北海道に対して促進します。
- 耕作放棄地の発生防止と農地の（再）利用を進め、農地の維持を図ります。
- 農業後継者の育成を支援し、また新規就農希望者への支援を行うことにより、農業の担い手の確保に努めます。
- 本町の持続可能な農業の推進に向け、生産性や品質の向上に努めます。また、家畜伝染病の発生を防ぐために、酪農農家による日頃の衛生管理の徹底と、早期発見に向けての監視などの強化に努めます。

【目指す姿】

- 高品質・高生産性で安全・安心な農畜産物が安定的に供給され、家畜伝染病の防止対策が十分図られている、持続可能な農業が実現されています。

^{*}T P P Trans-Pacific Partnership Agreement（環太平洋経済連携協定）の略。加盟国間での関税の撤廃などにより、自由貿易の促進・拡大を図ること目的としている。

【施策】

(1) 生産基盤の強化

機能低下した農地及び農業用施設の機能回復と、老朽化及び大型機械の通行に支障を来している農道整備・補修のため、国や北海道と連携した計画的な整備と早期着工に向けた事業要望を行います。

〔主な施策推進事業〕

- 道営草地畜産基盤整備事業（弟子屈地区）
- 生産基盤整備事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 耕作放棄地の防止と農業用地の維持

耕作放棄地の発生を防止するため、近隣農業者や新規就農者への農地の利用を促進し、肥培管理による農地の維持を推進します。

〔主な施策推進事業〕

- 利用権設定等促進事業
- 農村振興事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(3) 農業の担い手の確保と育成

深刻化する農業の担い手不足を解消するために、農業後継者の育成を支援するとともに、農業実習生の安定的な受け入れによる次世代の人材確保に努めます。

また、新規就農希望者に対しては、町・農業委員会・農業協同組合・農業改良普及センター等の関係機関で構成される「弟子屈町農業担い手育成センター」において、就農に向けた研修の実施や営農用地の確保から就農後の経営指導に至るまで、一貫したサポートを行います。

〔主な施策推進事業〕

- 農業後継者対策事業
- 新規就農者支援対策事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	○

(4) 持続可能な農業の推進

地球温暖化による気候変動にも対応する新作物の栽培技術と土壌病害虫の防除対策による輪作体系の確立や、温泉・地熱を活用した作物の通年栽培などへの取組を支援するとともに、家畜（乳牛・肉牛）改良・繁殖への取組支援や家畜伝染病の予防と発生時における早期清浄化のための防疫体制の強化を実施し、生産性や品質の向上を図ります。

また、耕畜連携による循環型地域農業の促進や、J-クレジット制度の活用によるCO₂排出削減への取組を検討し、これらによる持続可能な農業を推進します。

さらに、家畜伝染病の侵入防止策を強化するとともに、発生時において農業者の経済的損失を最小限に食い止める体制づくりや支援策の確立を促進します。

〔主な施策推進事業〕

- 畑作生産基盤強化事業
- 畜産酪農振興事業
- 家畜伝染病対策事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 草地整備面積	ha	0.0 (R3年度)	269.0
(2) 耕作放棄地面積	ha	0.0 (R3年度)	0.0
(3) 新規就農者延べ人数	人	0 (R3年度)	3
(4) 畑作物の総販売高	百万円	1,146 (R2年度)	1,200

【関係する個別計画】

関連計画名	計画期間
弟子屈町田園環境整備マスタープラン	平成 26 (2014) 年度～
弟子屈町農業経営基盤強化促進基本構想	平成 6 (1994) 年度～
弟子屈町 人・農地プラン	平成 24 (2012) 年度～
弟子屈町農業振興地域整備計画	昭和 45 (1970) 年度～
第2期てしかが・まち・ひと・しごと創生戦略	令和 4 (2022) 年度～令和 8 (2026) 年度

【関連するSDGs (Goals)】

														
○	○						○	○				○	○	○

2 農業経営力の強化

【現状と課題】

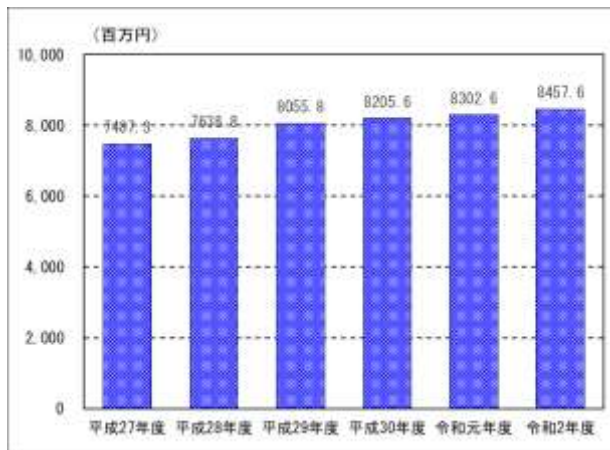
本町では、農業経営の維持・安定を図るため、営農サポート体制の強化、労働力の確保による生産力の向上と、農畜産物の流通体制の整備強化とともに、地域特産品のブランド化に取り組んでいます。

しかし、厳しい農業経営環境が続く中、離農者が続いており、農業経営の維持に向けスムーズな経営移譲が出来る体制や方法の確立が必要となっています。

そのため、農業経営の体質強化を進めるとともに、労働生産性の向上に向けたICTやロボット等を活用したスマート農業の導入も必要となっています。

また、地産地消の取り組みによる地場産食材の安定した供給や、農業と観光の連携のさらなる推進の他、摩周そば、摩周和牛などのブランド化により既存特産品の安定生産と販路拡大を図るとともに、新たな乳製品の開発を進める必要があります。

■ 農畜産物販売高



■ 900 草原 (町営牧場)



【取組の方針】

- 異常気象による農業経営への影響や、経営コストの低減に向けた取り組みを支援し、農業経営体質の強化を図ります。
- 農業者の労働環境の軽減を支援するとともに、労働生産性の向上に向けたスマート農業への取り組みを支援します。
- 地場産食材の安定した供給と地産地消の取り組みを強化し、地域内経済の循環をより活性化します。
- 本町特産品の安定生産と販路拡大に向け、ブランド化を推進します。
- 優れた生乳を活用し、本町の特産品となる弟子屈産チーズの開発と製品化を進め、次代のブランド化を図ります。

【目指す姿】

- 安定した農業経営のもと、行政・農業者・商工業者が連携し、地場産食材を内外に発信・普及させ、誰もが誇れる魅力ある農業のまちづくりが進んでいます。

【施策】

(1) 農業経営の体質強化

馬鈴薯の病害虫対策及び冷湿害対策のための抵抗性品種の導入促進や、てん菜・そばの湿害対策による畑作経営の改善支援、異常気象などに伴う農業生産の減少に対する経営安定化に向けた農畜産物の増産支援を関係機関との連携により行うとともに、国などの制度に基づき農業資金借入の利子補給を行い、農業経営の体質強化を促進します。

また、飼料の集中生産・管理に関する検討やコントラクターなどの組織運営を農業協同組合と推進し、低コストな経営体づくりを目指します。

〔主な施策推進事業〕

- 畑作構造転換事業
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
- 農業金融対策事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	○

(2) 労働力の確保と省力化の推進

農業者の労働力不足や休暇を補完するため、「畑作パートバンク」や「酪農ヘルパー」の利用組合に対し支援を行い、不足する人材の確保に努めるとともに、酪農家の労働時間の軽減や優良後継牛の育成を図るため、町営牧場の利用を促進します。

また、労働生産性の向上を図るために、ICTやロボット等を活用したスマート農業の導入に向けた農業者の取り組みを支援します。

〔主な施策推進事業〕

- 畑作パートバンク利用支援事業
- 酪農ヘルパー利用支援事業
- 労働力確保対策事業
- 町営牧場管理事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	○

(3) 地域産業間の連携強化

年間を通し地場産食材の安定した供給が行えるよう、生産や流通体制の整備強化に努めるとともに、町内事業者や消費者のニーズを把握し宿泊施設や飲食店の他、一般家庭にも広く普及するよう、農業協同組合や商工会と連携した地産地消の取り組みを進め地域内経済の循環を促進します。

また、農業景観の整備や農業体験の機会の創出を行い、農業と観光の連携による取り組みを推進します。

〔主な施策推進事業〕

- 地場産品推進事業
- 農観連携に関する研究事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	○

(4) 地域特産品のブランド化と販売強化

摩周メロン、摩周そば、摩周和牛、葡萄酒の且（ワイン）など既存特産品の安定生産と販路拡大を図るとともに、戦略的PRにより新たな特産品の地域ブランドとしての定着へ向けた取り組みを推進します。

〔主な施策推進事業〕

- 摩周メロンブランド化事業
（★「しごとづくり」推進事業）
- 摩周そばブランド化強化事業
（★「しごとづくり」推進事業）
- 摩周和牛流通対策事業
（★「しごとづくり」推進事業）
- 弟子屈ワイン事業
（★「しごとづくり」推進事業）

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	◎

(5) 弟子屈産チーズの開発

優れた生乳を産出する本町において、気候・風土に合い、本町の特産品となる弟子屈産チーズの開発を進め、製品化を図ります。そのため、製造拠点となる川湯ふるさと館の改修・設備導入と、作り手となる技術者を確保します。

また、本事業により開発した製品の販売計画を検討し、併せて町内外での販路開拓を進めます。

〔主な施策推進事業〕

- 川湯ふるさと館改修事業
（★「しごとづくり」推進事業）
- 弟子屈産チーズ販路開拓事業
（★「しごとづくり」推進事業）

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 農業の平均所得	千円	688 (R2年度)	700
(2) 酪農ヘルパーの充足率	%	57.0 (R2年度)	85.0
(3) 地場産食材の販売額	千円	17,224 (R2年度)	20,000
(4) 摩周和牛の町内取扱い累計店舗数	件	0 (R3年度)	5
(5) 弟子屈産チーズの販売額	千円	0 (R3年度)	10,000

【関係する個別計画】

関連計画名	計画期間
弟子屈町農業経営基盤強化促進基本構想	平成6(1994)年度～
弟子屈町人・農地プラン	平成24(2012)年度～
第2期てしかが・まち・ひと・しごと創生戦略	令和4(2022)年度～令和7(2025)年度

【関連するSDGs (Goals)】

																
	○						○	○			○					

3 森林の保全と適切な利活用の推進

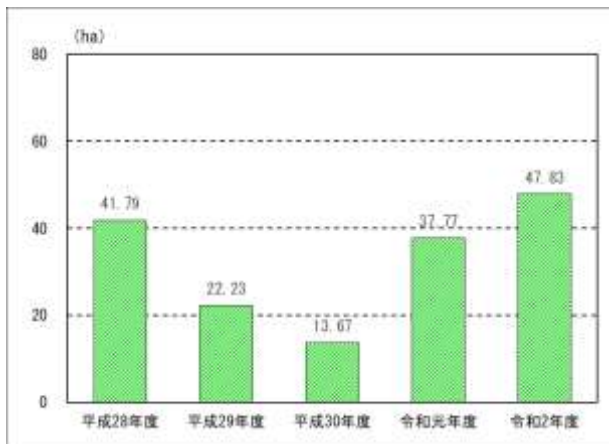
【現状と課題】

本町では、森林と共生するまちを具現化し、森林の恵みを将来にわたって持続可能なものとするために、林業の担い手不足の解消と安定した森林経営を可能とするための基盤強化を図っています。

また、森林は、自然環境の保全や地球温暖化対策、国土強靱化にとって重要であり、伐採跡地の解消や森林機能の維持を進める造林事業、林業従事者の雇用促進、高性能機械の導入などによる林業施業の効率化とコストの低減、木材利用の促進や普及啓発にも本町は力を入れています。今後その継続的な取り組みが必要となっています。

併せて、林業の担い手の確保が厳しい状況は続いていることから、林業を担う人材の育成を引き続き続けていく必要があります。

■ 間伐面積



■ 町有林間伐作業



【取組の方針】

- 町有林の計画的な施業の推進と、施業管理コストの低減を図るとともに、カーボン・ニュートラルの進展を見据えた取り組みを推進します。
- 高齢化する森林所有者の不安の解消に向け、森林の集約化と計画的な整備を推進します。
- 林業機械の導入や地場産材の多目的利用の促進により、林業事業体の経営体質の強化を支援します。
- フォレスターや森林施業プランナーなどの人材育成を積極的に支援し、林業の担い手の育成を推進します。

【目指す姿】

- 森林作業員が確保され、継続的な林産業の安定経営が進められるとともに、健全な森林が拡大・再生されています。

【施策】

(1) 町有林の適切な管理

森林経営計画に基づき、町有林の計画的施策を推進し、造林事業の拡充を図ります。
また、急傾斜地など危険地区に適した樹種の植林を進めるとともに、町有林と民有林が一体となった高密度な作業路網の整備を行い、施策管理コストの低減を図ります。
併せて、カーボン・ニュートラルの進展を見据え、J-クレジットに対応した森林経営活動や植林活動を進めます。

〔主な施策推進事業〕

● 町有林適正管理事業
● 災害予防植林事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 民有林の保全と活用

民有林の適正な管理を促進するため国等の関係機関と連携し、森林環境譲与税を活用しながら森林所有者の意識高揚を図るとともに、森林の集約化を進め、造林や育林による無立木地の解消や間伐の促進により計画的な森林整備に努めます。
また、森林の水源かん養林・保安林等公益機能を一層強化するとともに、J-クレジット制度を取り入れ環境保護の観点からも木質バイオマス等の森林活用を推進します。

〔主な施策推進事業〕

● 森林整備等促進事業
● 森林による環境対策事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(3) 林業経営基盤の強化

安定的な森づくりのため、民有林の経営基盤である森林組合など、林業事業者の経営体質の一層の強化を図ります。
また、林業生産の安定化を図るため、町から最新の情報を発信し高性能林業機械の導入を推進するとともに、民間事業者に対しても間伐材をはじめ、地場産材の多目的利用を促進します。

〔主な施策推進事業〕

● 林業事業者経営安定化事業
● 地場産材利用促進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	○

(4) 林業の担い手の育成

高齢化により減少している林業従事者の確保を図るため、関係機関・事業体との連携を強化し、後継者の育成支援に努めるとともに、国の林業資格制度であるフォレスターや森林施業プランナーなどの人材育成を積極的に支援し、林業従事者の確保に努めます。

〔主な施策推進事業〕

- 林業担い手対策事業
- 林業従事者確保事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	○

【指標】

指標名	単位	基準値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
(1) 町有林造林事業（植栽）面積	ha	11.25 (R2 年度)	20.00
(2) 豊かな森づくり面積	ha	8.28 (R2 年度)	15.00
(3) 地場産材椅子・写真立ての贈り物	組	7 (R2 年度)	30
(4) 林業の担い手	人	21 (R3 年度)	25

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
弟子屈町森林整備計画	平成 29 (2017) 年度～令和 8 (2026) 年度

【関連するSDGs (Goals)】

																	○	

4 観光まちづくりの推進

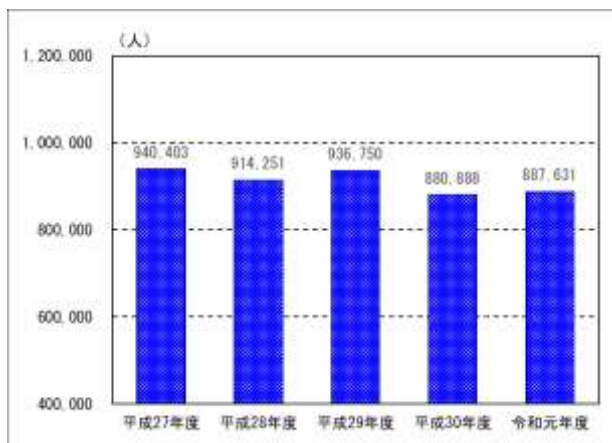
【現状と課題】

本町は、摩周湖や屈斜路湖に代表される豊かな自然や、豊富な温泉資源により、観光のまちとしても発展を続けてきましたが、知床の世界自然遺産の登録や、近隣観光地の積極的な経営投資、また町内観光施設の老朽化等により、観光宿泊客の減少が続いています。そのため、観光のまちとしての再生を図るため、新たな視点で時代のニーズに即応できる組織や人材の育成を強化し、また、地域のあらゆる資源を最大限に活用し、観光の総合力を底上げするため、各産業の連携を強固なものにして、魅力的で選ばれる観光地域づくりに取り組んでいます。

現在本町では、これまでの取り組みを踏まえて新たな観光振興の展開を始めており、観光に係る多くの観光事業者のみならず住民への取組内容の周知を図っていますが、川湯地区においては国立公園満喫プロジェクトに指定され再生の道筋に期待が高まっており、今後、新たな観光推進組織を立ち上げ強化するとともに、本町の自然資源を活用したエコツーリズムの推進、農業との連携の一層の強化により、観光地としてのブランド化を図る必要があります。

また、テレワークへの志向が高まる中、観光施設等との連携により新たな取り組みを進めることも必要です。

■観光入込客数



■外国人宿泊客数



【取組の方針】

- 全庁的な観光振興により、観光の町としての再生を図ります。また、観光地域づくりを進めるための財源の確保に努めます。
- 豊かな自然環境の活用と経済の好循環を進めるために、エコツーリズムを推進します。
- 摩周湖観光協会との連携により、地域DMO体制の構築と活動の支援を推進します。
- 国（環境省）との連携による国立公園満喫プロジェクトを推進し、川湯温泉街の再生を図ります。
- 本町観光のブランド化を進めるとともに、広域の観光関連団体等との連携による観光振興の相乗化を図ります。
- 町外からの働き世代の移住者を受け入れる情報環境の整備を推進します。

【目指す姿】

- 本町の豊かな自然や人々の暮らしを守り続ける「弟子屈町らしい持続可能な観光地」づくりが進んでいます。

【施策】

(1) 新たな観光地域づくりの推進

観光の町としての再生を図るため、新たな観光地域づくりに向けた取り組み内容を多くの住民に周知します。

併せて、全町的に観光振興を進めるために、関係する町内の観光事業者との連携の強化に向け、業態ごとの組織化の推進と組織加入率の向上を図るとともに、観光コンテンツ（旅行商品、イベント等）の開発と充実に努めます。また、観光地域づくりに活用できる財源として、観光振興に用途を限定した入湯税の増税や宿泊税など、新たな財源の創出に向けた検討を行っていきます。

〔主な施策推進事業〕

- 観光地域づくり推進事業
- 観光推進団体支援事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	◎

(2) エコツーリズム^{*}の推進

平成 28 年（2016 年）に制定された「てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想^{*}」を活用し、てしかがえこまち推進協議会と連携してエコツーリズムを推進することで、環境と経済の好循環を促進していきます。

〔主な施策推進事業〕

- エコツーリズム推進事業
- アトサヌプリトレッキングツアー認定ガイド支援事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	◎

(3) 摩周湖観光協会（地域DMO）の活動支援

観光振興の中核的な組織として地域DMO・摩周湖観光協会の組織を刷新し、マーケティング及びマネジメントを実施する新たな体制を構築します。

また、J S T S - D^{*}の設定と周知を図るとともに、加盟団体の役割に基づく活動への支援を行います。

〔主な施策推進事業〕

- 観光地域づくり中核組織形成及び支援事業
- サステナブル推進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	○

^{*}エコツーリズム

「地域ならではの特色」を活かした観光を、環境保全や地域振興につなげる持続可能な仕組みのこと。

^{*}てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想

エコツーリズムを推進するための地域の指針を指し、国の認定を受けることで「全体構想認定地域」となる。弟子屈町は平成 28 年に全国で 8 番目、北海道では初めての認定地域となっている。

^{*}J S T S - D

2020 年に観光庁が定めた「日本版持続可能な観光地ガイドライン」を指す。国際基準の持続可能な観光地の指針である G S T C - D に準拠している。

(4) 川湯温泉街の再整備

国立公園満喫プロジェクトに基づく廃ホテルの解体促進や、宿泊施設（ホテル）の誘致により、川湯温泉街の再整備を推進します。併せて「散策して楽しめる温泉街」の醸成に向け、沿道の老朽化した土産物店等の（景観）改善や温泉川の遊歩道整備、清掃活動を行います。

また、宿泊者の満足度向上に向けた各種支援のほか、温泉の殺菌効果及び森林浴の効果についての周知・啓発を行う「川湯温泉街魅力向上事業」の実施を通じ、滞在型観光を促進します。

〔主な施策推進事業〕

- 川湯温泉街の再整備事業
（★「まちづくり」推進事業）
- 川湯温泉街魅力向上事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	◎

(5) 観光ブランド化の推進

SNSの活用、ファンクラブの創設と情報発信等による効果的なマーケティングとプロモーションの強化を図るとともに、滞在型観光の推進に向けたアクティビティの開発と充実を図るとともに、Wi-Fi 拡充や電子決済等の環境整備、多言語化情報発信を推進することで、多様化する観光客に対応していきます。

また、本町の観光拠点である摩周湖レストハウス及び硫黄山レストハウスの改修を進めるとともに、道の駅摩周温泉や大鵬相撲記念館等、既存の観光施設や街並みの整備と魅力の向上を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- デジタルマーケティング等 I C T 推進事業
（★「まちづくり」推進事業）
- 摩周湖レストハウス改修事業
- 硫黄山レストハウス改修事業
- 道の駅摩周温泉整備事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	◎

(6) 広域連携の推進

水のカムイ観光圏や北海道観光振興機構、REVIC、HAP、ひがし北海道自然美への道DMO等、広域の観光関連団体等との連携による観光の振興を図ります。

また、空港からの二次交通や町内の移動手段などの検討、観光交通体系の実証実験等、交通の再構築を進めていきます。

〔主な施策推進事業〕

- 水のカムイ観光圏事業
- 阿寒摩周国立公園広域観光協議会事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7 年度)
(1) 弟子屈町延べ宿泊者数	人	19 万 (R 元年度)	24 万
(2) アウトドアガイド人数	人	22 (R3 年度)	25
(3) Green Destination 認証制度 に世界トップ 100 選出	選出	- (R2 年度)	選出
(4) 人気温泉地ランキング (川湯温泉)	位	57 (R3 年度)	30
(5) 来訪者満足度 (「大変満足」の回答者割合) ※水のカムイ観光圏アンケート調査に基づく	%	15.4 (R2 年度)	30.0
(6) 弟子屈なび閲覧数	PV	32 万 (R2 年度)	35.2 万

【関係する個別計画】

関連計画名	計画期間
弟子屈町観光振興計画	令和 4 (2022) 年～令和 8 (2026) 年
阿寒摩周国立公園満喫プロジェクトステップアッププログラム 2025	令和 3 (2021) 年～令和 7 (2025) 年

【関連するSDGs (Goals)】

																	
							○			○	○					○	○

※Green Destination 国際的な観光地の基準 (GSTC) により認定された、持続可能な観光地に関する認証制度。Green Destination により定められた 100 の項目について、観光地ごとに診断を行い、審査を経て認証を受けることができる。2021 年現在、日本国内の 12 の地域が「世界の持続可能な旅行地トップ 100 選」に選出されている。

第2節 雇用を支える産業力の向上

1 商工業の活性化の推進

【現状と課題】

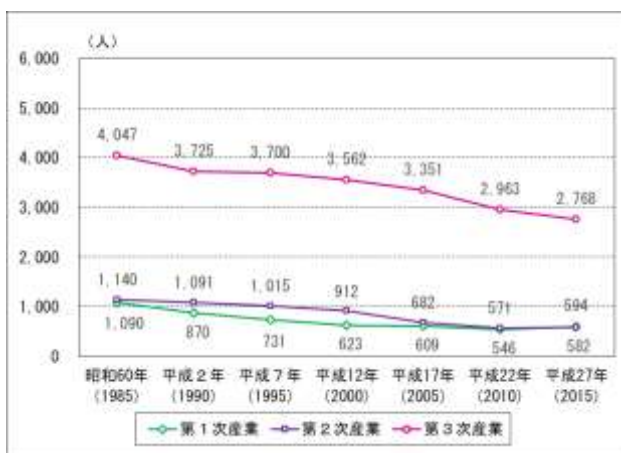
本町では、商工会など関係機関との連携を強化しつつ地域商工業の振興を図るとともに、市街地の賑わい創出のための商業環境の整備に向けた対策に取り組んでいます。

しかし、本町の地元商工業者は、将来的な人口減少や事業継承が困難であるなど厳しい経営状況にあり、行政による経済活動の支援により、民間活動を活発にしていく必要があります。

そのため、商工会と共同策定した経営発達支援計画による小規模事業者支援を実施していますが、今後も弟子屈町商工会や金融機関との連携により、地域商工業の振興を図る必要があるとともに、新たな特産品開発に向けた取組が重要となっています。

また、町内の空き店舗の活用も課題となっており、本町では、支援の対象施設を空き店舗から空き施設に改正し、専用住宅など店舗でなかった空き施設の店舗化、及び住宅兼用店舗における店舗部分のみの活用も可能とすることによって、新たな立地を促進していますが、今後は、既存の町内事業者だけでなく、移住者も含めた新規起業家に対する支援も強化することにより、賑わいのある市街地づくりに向けた取り組みが必要です。

■産業別就業人口（15歳以上）



■加工センター



【取組の方針】

- 弟子屈町商工会との連携により、町内商工業者への活動支援と事業継承する人材の育成を支援します。
- 魅力的な商店街づくりを進めることにより、地元での消費購買の促進による地域内経済の好循環を図ります。
- 地場産食材の利用を促進し、加工品や特産品の開発を進めます。
- 町内外の働く世代が活用できるよう、テレワーク環境等の整備を進めます。

【目指す姿】

- 商工事業者の経済基盤の強化により、地域内経済の好循環が生まれています。

【施策】

(1) 持続可能な商工業への支援

制度融資や補助制度の活用を促進するとともに、経営相談の充実に努め、事業所の存続に向け事業承継の取り組みを支援します。

また、中心市街地のコンパクトシティ化により、住民及び観光客を誘導する仕組みの構築を進め、併せて、事業所等のホームページの充実や電子決済等のICT導入などを通じ、活力ある事業所の支援を展開します。

さらに、小規模事業者の経営力・対応力の向上などに取り組む商工会の活動を支援し、若い担い手の人材育成や次世代リーダーの育成と、持続可能な経済基盤づくりを推進します。

〔主な施策推進事業〕

- 中小企業振興融資事業
- 商工会支援事業
- 経営発達支援事業
- 地域雇用活性化推進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	○

(2) 域内消費の推進

地元での消費購買による地域内経済の循環を促進するために、地域の住民が町内で消費しやすい店舗や商店街、街並み改善に取り組み、魅力的な商店街づくりを進めるとともに、チャレンジショップ事業など起業や出店しやすい環境整備に取り組み、コミュニティビジネスなどの育成を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 空き店舗活用促進事業
(★「まちづくり」推進事業)
- 企業振興促進制度
(★「まちづくり」推進事業)

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	○

(3) 地産地消や特産品の開発・販売

町内の宿泊施設や飲食店における地場産食材の利用を促進する地産地消の取り組みを進めるとともに、町内で生産された地場産食材の加工品・特産品開発を進め、販売体制確立に取り組めます。

〔主な施策推進事業〕

- 特産品販売促進事業
- 新商品開発販売促進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	○

(4) 新しい働き方の推進

町外からの働き世代の増加や、新しい働き方を推進するため、本町でのテレワーク環境の整備やサテライトオフィスの整備を推進します。

〔主な施策推進事業〕

- テレワーク推進事業
- サテライトオフィス推進整備事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
	◎	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 事業所数	ヶ所	498 (R元年)	500
(2) 年間商品販売額	百万円	8,108 (H28年)	8,500
(3) 新規開発商品数 ※地域の特産品、お土産などの開発	個	0 (R3年度)	5
(4) 新規事業所	ヶ所	1 (R3年度)	5

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
経営発達支援計画	令和3(2021)年度～令和7年(2025)年度

【関連するSDGs (Goals)】

																
							○									

2 水産資源の保全に向けた取り組みの推進

【現状と課題】

屈斜路湖は日本最大のカルデラ湖であり、豊かな水産資源がありましたが、昭和13年の大地震の影響により魚類はほぼ全滅しました。

その後、湖の水質が向上した結果、平成の頃より魚類の確認ができるようになり、多くの釣り人等が訪れる湖となりました。

一方、町では増殖事業を続けてきましたが、現在水産資源は回復傾向にあります。

そのことから今後本町では、屈斜路湖の水産資源と周辺環境の保全を第一に、持続可能な水産資源の活用を検討し、水産資源を枯渇させないための土台作りとして、漁業組合の設立に向けた取り組みを進めていく必要があります。

■水産資源特別採捕活動



■水産資源増殖活動



【取組の方針】

- 水産資源の確保・増大を進めるとともに、漁業組合設立に向けた準備を進めます。

【目指す姿】

- 水産資源の保全による増大が進み、水産業が産業として成立する状態となっています。

【施策】

(1) 水産資源の育成

魚資源の枯渇を防ぐため増殖事業等を継続して実施し、水産資源の確保と調査、育成に努めるとともに、水産振興に向けた調査及び計画、ルール作りを進め、将来の漁業協同組合の設立に向けた支援を行います。

〔主な施策推進事業〕

- 水産振興事業
- 特別採捕事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	○

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 任意団体の設立	団体	0 (R3年度)	1

【関連するSDGs (Goals)】

																
													○			

3 人手不足の解消と企業・事業所の誘致

【現状と課題】

本町では、既存企業の振興支援や地域の資源を活かした新たな企業の誘致及び新産業の創出等によって、雇用の場の確保と拡大を図るとともに、人手不足の解消を目指して取り組みを進めています。

そのため、本町への立地を検討する企業や町内産業関連企業への誘致活動を行うとともに、参入意向の把握に努め、併せて事業所誘致に向けた国内外の投資家等との継続協議を行なっています。

また、地域資源である地熱から受ける恩恵を最大限地域に還元するため、地熱発電等本格活用に向けた調査等を進めるとともに、関連する事業者や投資家の誘致促進に努めています。

本町では、弟子屈町商工会等関連団体との連携により、事業者ガイドを作成し、町内の企業や事業者を広く求人・求職者に伝えるよう取り組んでいますが、町内企業や事業者の人手不足は近年ますます顕在化し、その活動にも影響を及ぼしていることから、雇用と求職者とのミスマッチを解消しつつ、これまで以上に人手の確保に努める必要があります。

また、商業・サービス業の充実と新たな立地は、域内経済の循環に好影響を及ぼし、賑わいを取り戻す機会にもなることから、今後も積極的な誘致に取り組む必要があります。

■道の駅摩周温泉



【取組の方針】

- 町内の企業や事業者の認知度向上を図るとともに、U I J ターンの取り組みや求人・求職者のミスマッチの解消により、人材の確保を図ります。
- 誘致有望企業との協議を進めるとともに、企業振興促進事業その他の支援事業を活用した企業、事業所の誘致を図ります。
- 本町の拠点地区の賑わいを取り戻すため、サービス関連の事業所や飲食・物販施設の立地の促進に努めます。

【目指す姿】

- 企業誘致により町内経済の活性化が図られ、雇用増加に結びついています。
- 町内企業や事業者での人材不足が解消され、経済活動が活性化しています。

【施策】

(1) 雇用の促進及び人手不足の解消

若年者や女性、就労困難者など求職者の状況に応じた就業支援策やマッチング機会創出を講じるとともに、産業振興や各種施策を通じ、企業の新たな雇用の拡大を図るとともに、中高校生に対する企業の紹介や町外へ出た人へのアプローチ等により、若年者層を中心に産業人材育成を段階的に推進し、町内での就職を促進します。

また、各関係機関・団体と連携して、未就労者に対する各種セミナーやマッチング機会の創出、資格の取得を支援することにより、就労機会の創出に努めます。

さらに、事業者の通年雇用や就業環境改善に取り組むとともに、地元企業の認知度向上に向け、町内外に向けた企業紹介活動や移住者獲得と連動した企業PRに取り組みます。

〔主な施策推進事業〕

- 地域雇用活性化推進事業
- 就職氷河期世代就業支援事業
- 新規雇用促進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	○

(2) 企業・事業所の立地促進

本町の地域資源を生かした企業進出のあり方を検討するとともに、起業時の事業所新設支援、企業進出や事業拡大に対する優遇制度のPR、及び誘致活動など、有効な企業振興策を展開します。

〔主な施策推進事業〕

- 事業所新設支援事業
- 優遇制度広報事業
- 企業誘致活動事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	○

(3) 街中での賑わいの創出

本町が進めるコンパクトシティ化と並行して、弟子屈地区や川湯地区の市街地の賑わいを取り戻すために、空き地や休業施設の利活用の支援、また空き店舗の改修支援により、サービス関連の事業所や飲食・物販施設の立地促進に努めます。

〔主な施策推進事業〕

- 空き施設調査活用事業
- 空き店舗家賃補助事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7 年度)
(1) 就業者数	人	3,958 (H27 年度)	4,000
(2) 計画期間中の事業所の誘致数	ヶ所	0 (R2 年度)	5
(3) 新規立地店舗（事業所）数	店・所	0 (R2 年度)	3

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
(仮) 人財育成・雇用促進計画	令和4(2022)年度～令和7(2025)年度

【関連するSDGs (Goals)】

																
							○									

第3章

【基本目標 3】

誰もが安心して暮らせる

まち
夢づくり

第1節 健康づくりの推進と医療の充実

1 健康づくりの推進

【現状と課題】

本町では、住民自らが健康づくりの重要性を意識し、生き生きとした生活を送ることができるよう、各種健（検）診や食育などの情報発信を充実させ、健康維持の増進を図っています。

そのため、各種健（検）診の実施を通じて、疾病の早期発見・早期治療により、壮年期の健康保持と社会の損失を防ぐとともに、自治会を代表する健康づく推進委員に対し健康づくりに関する意識の高揚のための研修会等を実施しています。

また、住民の健康意識の向上のきっかけ作りとして特定健康診査の受診勧奨や健康教育等を行っていますが、国民健康保険加入者に対する特定健診の受診率は40%に届かず、その向上を今後も図る必要があります。

わが国では、近年人生100年時代とうたわれるようになり、平均寿命や健康寿命も引き続き延伸している状況にあり、本町でも健康な高齢者が増えています。その一方で、生活習慣病による認知症・寝たきりなど要介護状態となる人もみられることから、心身ともに健やかに過ごせるよう住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むために、幼児期からの健康教育や、高齢者が生涯健康であることの意識改革のための健康指導や健康教育及び訪問事業など、これまで以上に住民への働きかけが必要です。

また、本町では国や道と比較して自殺死亡率が高いことから、心の健康づくりの知識普及に努めるとともに、心の病気に早期に対応できる体制の強化も必要です。

■ 特定健康診査受診率



【取組の方針】

- 特定保健指導・個別健康相談の実施、若年層の検診受診の促進に努めるとともに、高齢者の疾病予防や重症化予防と介護予防及びフレイル対策を推進します。併せて、健康寿命の延伸にも不可欠な、口腔機能の維持を支援します。
- ゲートキーパー等の人材育成を進め、心の健康づくりを支援し、自殺者のないまちづくりを推進します。

【目指す姿】

- 心身ともに健康な住民の生活支援を支援する体制が強化され、健康寿命が延伸しています。

【施策】

(1) 健康づくり意識の向上

人生 100 年時代に向け、住民が「自分の健康は自分で作る」という意識を持つよう、その啓発活動や予防活動などを推進し、住民自らの健康管理意識の高揚を図ります。

特定健診やがん検診の受診を促進し、早期発見・早期治療、生活習慣改善への取り組みを支援するとともに、特に高血圧症や糖尿病などのリスクが高い人の生活習慣病の重症化予防のため、特定保健指導・個別健康相談の実施や、受診者の少ない若年層の検診受診を促進します。

併せて、口腔機能を維持することにより健康寿命の延伸を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 特定健診・がん検診事業
- 歯周疾患検診事業
- 特定健診受診促進事業
- 糖尿病重症化予防事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 心の健康づくりの支援

心の健康に関する相談しやすい環境づくりや、広報紙や講演会・学習会の実施により「心の健康づくり」の知識普及に努めるとともに、心の病気に早期に対応できるゲートキーパー等の人材育成を進めることにより、自殺死亡率の低下に努めます。

〔主な施策推進事業〕

- 自殺予防ゲートキーパー養成事業
(★「くらしづくり」推進事業)
- 自殺予防対策普及啓発事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7 年度)
(1) 生活習慣病（脳血管疾患、心疾患等）の死亡率	%	19.8 (令和 2 年度)	13.2 ※ (1/3 減少)
(2) 自殺死亡率（人口 10 万対） ※基準値は、平成 27 年度から令和元年度の自殺死亡率	%	21.1	14.7 ※ (▲30.0%)

【関係する個別計画】

関連計画名	計画期間
第2次「元気でしかが21」計画	平成27(2015)年度～令和6(2024)年度
第3次「元気でしかが21」計画(仮)	令和7(2025)年度～令和16(2034)年度
いのち支える弟子屈町自殺対策計画	平成30(2018)年度～令和6(2024)年度
第2期いのち支える弟子屈町自殺対策計画(仮)	令和7(2025)年度～令和16(2034)年度
弟子屈町国民健康保険データヘルス計画	平成30(2018)年度～令和5(2023)年度
第2次弟子屈町国民健康保険データヘルス計画	令和6(2024)年度～令和12(2030)年度
弟子屈町国民健康保険 第3期特定健康診査等実施計画	平成30(2018)年度～令和5(2023)年度
弟子屈町国民健康保険 第4期特定健康診査等実施計画(仮)	令和6(2024)年度～令和12(2030)年度
保健事業・地域支援事業計画	毎年

【関連するSDGs (Goals)】

														
		○												

2 安心できる医療環境の推進

【現状と課題】

本町では、町内医療機関の連携や他地域医療機関との広域連携、救急医療体制を強化し、医師不足等の厳しい状況にある地域医療体制の維持・向上に努めています。

その結果、摩周厚生病院を中心とする地域医療体制の充実が進んでいるとともに、道東ドクターヘリなどの救急医療や人工透析などの医療環境の整備も図られ、着実な運用が進んでいます。

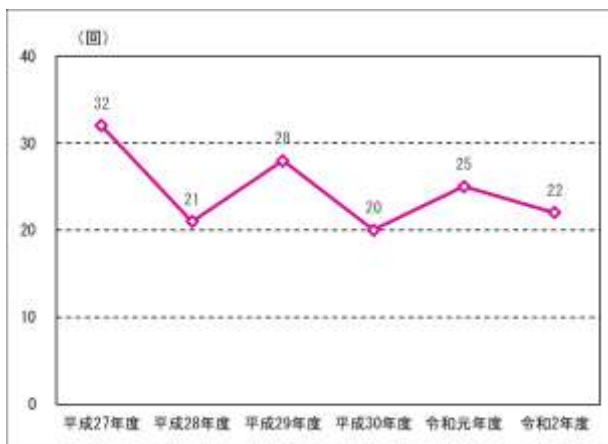
しかしながら、医療機関における医師不足や看護師等の医療従事者の不足は続いており、今後も常勤の医師を増やす事により地域医療の充実と医師の確保に努めるとともに、資格取得後に町内で勤務する予定の者へ修学中の資金を貸付し、看護師等の確保を図る必要があります。

また、摩周厚生病院の赤字補てんは、平成29年度以降、常勤医師不足、人工透析体制整備のための医師及び専任看護師確保のため、出張医師に対する経費等関係費用が増加し、赤字額が大幅に増加する結果となっていることから、さらなる経営改善努力を求めていく必要があります。

また、設備投資を行う必要がある町内の医療機関を支援するとともに、川湯地区での歯科診療所の維持に向けた経営の支援を継続する必要があります。

本町では、就学前児童の医療費及び小学生の入院に要した医療費の助成、高校生世代までの医療費を助成し、医療受診の負担を軽減していますが、子育て世代の経済的な負担の軽減に向け、引き続き実施することが必要です。

■道東ドクターヘリ運航回数



■摩周厚生病院



【取組の方針】

- 地域の医療施設（診療所）の連携の体制の強化を進めるとともに、医師や看護師の確保を支援します。
- 高度救命救急センターや地域救命救急センターとの連携を強化し、住民が安心して暮らせる医療環境の構築に努めます。

【目指す姿】

- 町内医療機関の連携や他地域医療機関との広域連携、救急医療体制が強化され、地域医療体制の維持・向上が図られています。

【施策】

(1) 地域医療施設の充実

住民が安心して地域の医療施設（診療所）で受診することが可能で、必要な医療が的確に提供されるよう、行政や関係機関との情報の共有化を図るとともに、技術連携も含めた地域医療連携の体制づくりや、住民が求める診療科目の充実を推進します。

また、地域の適正な医療体制を確保するために、医師や看護師の確保を支援するとともに、二次救急医療機関である摩周厚生病院の運営に対して必要な支援を行います。

〔主な施策推進事業〕

- 摩周厚生病院支援事業
- 町内病院運営支援事業
- 医師・看護師養成事業
- 訪問看護ステーション利用者交通費支援事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	◎

(2) 救急救命医療の体制強化

住民が希求する救急医療の体制に向け、高度救命救急センターや地域救命救急センターとの連携を強化し、ドクターヘリの安定的な運行を行います。

〔主な施策推進事業〕

- 釧根広域救急医療確保事業
- 小児救急医療支援事業
- 道東ドクターヘリ共同運航事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 町内医療機関の常勤医師数 ※歯科医師を除く	人	7 (R3年度)	7
(2) 救急搬送手段の確保 ※救急車及びドクターヘリ（救急医療用ヘリコプター）の確保	台・機	2 (R3年度)	2

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
釧路圏域地域医療構想	平成 27 (2015) 年度～令和 7 (2025) 年度

【関連するSDGs (Goals)】

														
		○												

3 感染症対策の強化

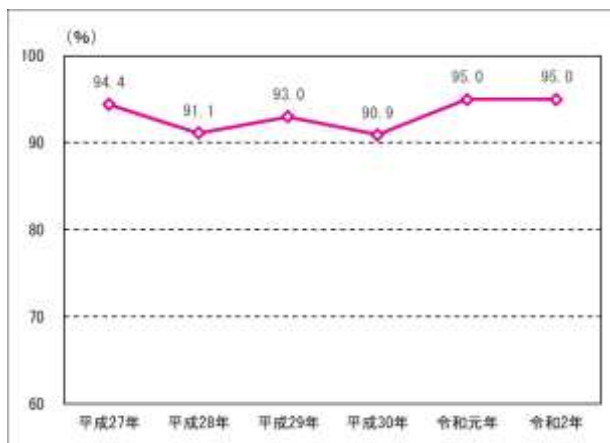
【現状と課題】

令和元年（2019）年12月以降、中国湖北省武漢市に端を発した新型コロナウイルス感染症は感染力が強いことから、本町だけでなく我が国全体に大きな影響を及ぼす結果となっています。

この新型コロナウイルス感染症の拡大により、本町の医療体制にも大きな影響が出ましたが、それに止まらず社会経済の活動は麻痺し危機的な状況に陥ることとなりました。

こうしたことを踏まえ、今後再度感染が広がる事や、新たな感染症が発生した時に、その対応に向けた体制整備の構築も必要になっています。そのため、本町では、対応の実施体制、住民等への情報提供と共有、予防・まん延防止対策の強化、予防接種の円滑な実施、医療との連携、住民生活及び地域経済の安定の確保等の行動計画を速やかに行えるよう、住民、医療機関等の関連団体との協議を踏まえ、万全な体制を構築することが必要です。

■MR接種状況



■ワクチンシミュレーション



【取組の方針】

- 新型コロナウイルス感染症対策の徹底と、新型コロナワクチン予防接種の円滑な推進を図ります。
- 平時から感染症対策を実施し、ワクチンを推進します。

【目指す姿】

- 新型コロナウイルス感染症やその他各種感染症を防ぐ体制が構築されています。

【施策】

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策を徹底して行うとともに、感染リスクの低減を図ります。また、新型コロナワクチン予防接種を円滑に進めていきます。

〔主な施策推進事業〕

- 新型コロナウイルス感染拡大防止事業
(★「くらしづくり」推進事業)
- 新型コロナワクチン予防接種事業
(★「くらしづくり」推進事業)

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 各種感染症対策

国の行動計画等に沿って、各種予防接種を円滑に進めます。

また、新たな感染症が発生しても、基本的対処方針に基づき道や近隣の市町村と緊密な連携を図るとともに、町内医療機関との連携により、院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を進め、対応力のある体制を整えます

〔主な施策推進事業〕

- 小児の定期予防接種事業
- 小児の任意予防接種事業
(インフルエンザ、おたふく)
- 成人の定期予防接種事業
- 肝炎、エキノコックス検診事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	○

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 新型コロナワクチンの接種率 ※基準値は令和3年12月時点	%	88.6 (R3年)	90.0
(2) 麻疹風疹ワクチンの接種率(Ⅱ期)	%	100.0 (R2年度)	100.0

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
保健事業・地域支援事業計画	毎年
新型インフルエンザ等対策行動計画	平成28(2016)年3月～

【関連するSDGs (Goals)】

																
		○														

第2節 子育て・福祉環境の充実

1 豊かに暮らせる福祉の充実

【現状と課題】

本町では、誰もが安心して住みやすいまちとなることを目指し、地域全体で支えあう仕組みづくりを進めるとともに、関係機関との協力関係を強化し、適切な相談支援が行える体制の構築に努めています。

現在本町の福祉サービスは、担い手の不足などが深刻化していますが、住み慣れた地域での自立した生活を支えるため、きめ細やかな福祉サービスが提供される社会福祉協議会やその他の社会福祉事業所などによる在宅福祉サービスが多数利用されています。

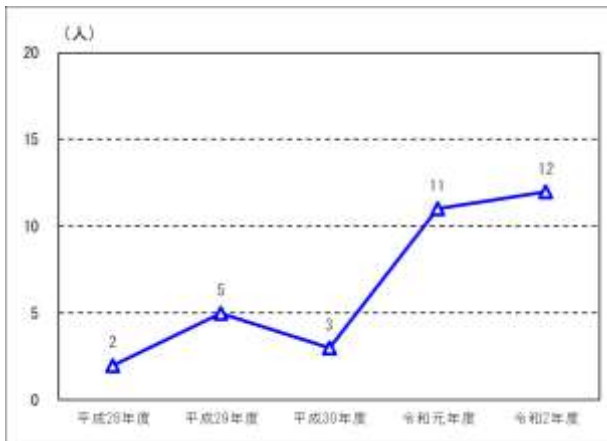
また、冬季の生活支援として暖房用燃料費を助成し、高齢者・障がい者・ひとり親等低所得世帯の経済的負担を軽減しています。

住民の身近な相談者である民生委員児童委員は、本町との連携によりその活動を行っていますが、将来的には高齢化などにより、担い手不足の深刻化が懸念されており、地域福祉を推進する福祉人材の育成が必要となっています。

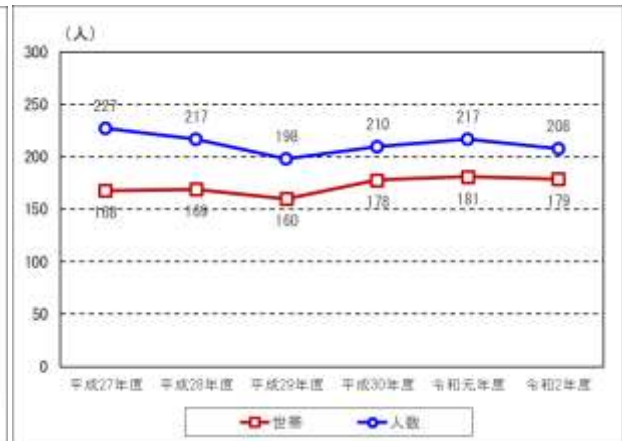
災害時に自力では避難等ができない援護を要する高齢者等をあらかじめ登録し、当該者等が安心して暮らせるようにする要援護者台帳は登録者が減少しているものの、登録者全員との定期的な面談と最新情報の更新を維持しており、地域見守り体制の維持に努める必要があります。

併せて、低所得者であっても等しく成年後見人制度を利用できるよう、権利擁護人材の育成により制度の利用を促進する必要があります。

■成年後見制度利用者



■生活保護受給世帯・人数



【取組の方針】

- 各種団体や地域住民とともに、福祉環境の整備や地域福祉組織の充実を図ります。
- 福祉を支える人材の確保と育成に努め、円滑に福祉サービスが提供できる環境づくりを推進します。
- 生活困窮者やひとり暮らしの高齢者などの、自立し安定した生活支援に努めます。

【目指す姿】

- 多くの「見守りの目」があることで、自助・共助・公助が隔てられることなく、安心して暮らせるまちになっています。
- 将来に対する不安が軽減される環境や支援体制が充実しています。

【施策】

(1) 地域の支えあい体制の構築

住民誰もが安心して住みやすいと実感できるまちを目指し、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、支えあい推進会議等の各種団体や地域住民とともに、福祉環境の整備や地域福祉組織の充実を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 社会福祉団体支援事業
- 民生委員児童委員活動支援事業
- 生活支援体制整備事業（支えあい推進会議）
- 地域ケア会議推進

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	◎

(2) 地域を支える福祉人材の育成

人口減少が進む中で、福祉を支える人材の不足が懸念されており、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを積極的に支援します。

〔主な施策推進事業〕

- 社会福祉団体支援事業
- 成年後見制度利用促進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	◎

(3) 生活困窮者への支援の実施

生活困窮者やひとり暮らしの高齢者などが自立し安定した生活が送れるよう、相談体制の充実に努め、対象世帯へのサービス・支援の充実を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 生活相談事業
- 高齢者等生活支援事業
- 成年後見制度利用促進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
	○	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 8050問題等が顕在化した場合の対応割合	%	100.0 (R2年度)	100.0
(2) 市民後見人養成数	人	28 (R2年度)	40
(3) 生活相談者対応数	件	全件 (R2年度)	全件

【関係する個別計画】

関連計画名	計画期間
高齢者保健福祉計画	令和3(2021)年度～令和5(2023)年度
(次期)高齢者保健福祉計画	令和6(2024)年度～令和8(2026)年度
第8期介護保険事業計画	令和3(2021)年度～令和5(2023)年度
第9期介護保険事業計画	令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

【関連するSDGs (Goals)】

														
		○												○

2 子育て支援の充実

【現状と課題】

本町では、少子化の流れを食い止め、次代を担う子ども達が健やかに育つよう、出産と育児の支援体制の充実に努めています。

しかし、本町の出生数は年々減少傾向にあり、その背景には働く女性の増加等が考えられ、家庭支援の充実が不可欠となっています。

また、保健師による家庭訪問や相談活動を実施し、妊娠中や産後の孤立や不安を解消するよう努めています。

さらに、妊娠・出産に係る経済的負担軽減のため、妊産婦健診および産後健診、出産準備に係る交通費助成を継続的に実施するとともに、育児や成長発達への不安や孤立感を抱える母親もいることから、子育てしやすい環境づくりと妊娠・出産の切れ目のない支援を展開する必要があります。

乳幼児期においては、母子共に健康に過ごせるよう、乳幼児に対しての健康診査を行い母子保健の充実を図っていますが、乳幼児健診の事前カンファレンスの時間短縮、当日の待ち時間の短縮、確実な案内文書の送付等を確実に行う必要があります。

■出生数



■次代を担う子どもたちが健やかに育つように



【取組の方針】

- 妊娠・出産に関わる相談体制づくりの充実を図ります。
- 母子共に乳幼児期を健康に過ごせるよう支援を行うとともに、食育への理解の促進に努めます。
- 保護者が一人で育児を抱え込まないように支援します。

【目指す姿】

- 子育て世代が1人で抱え込まない充実した支援が行われているとともに、妊産婦が、妊娠期から子育て期を健やかに過ごすことができます。

【施策】

(1) 妊娠・出産の支援

孤立や不安を解消し、健康な妊娠期を過ごし出産を安心して迎えるために、定期健診の促進や訪問・相談の実施などの相談体制づくりの充実を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 妊産婦健康診査費用助成事業
- 妊産婦安心出産支援事業
- 妊婦安心サポート事業
- 特定不妊治療費助成事業
- パパママ教室実施事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 母子の健康づくり

母子共に乳幼児期を健康に過ごせるよう、乳幼児健診や産前産後ケアの実施等の母子保健事業の充実を図るとともに、予防接種に対する助成を継続し、子どもの疾病予防を図ります。

また、乳幼児期から食に関心を持ち、より良い食習慣を身に付けられるよう、関係機関と連携し、管理栄養士による乳幼児栄養指導などの実施により食育知識の普及啓発を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 新生児訪問事業
- 乳幼児健康診査事業
- 幼児歯科検診事業
- フッ素塗布、フッ素洗口事業
- 産前産後ケア事業
- 新生児聴覚検査費用助成事業
- ベビーマッサージ教室実施事業
- 食育事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(3) 家庭ぐるみでの子育て支援の強化

家庭全体の育児参加を促すため、パパママ教室や母子手帳交付時の同席等、啓発活動や健康教育の実施などに取り組みます。

〔主な施策推進事業〕

- 育児不安早期把握事業
- 養育支援訪問事業
- パパママ教室実施事業
- 健康相談事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	○

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 妊婦健診受診率	%	100.0 (R2年度)	100.0
(2) 乳児全戸家庭訪問率（里帰り中除く）	%	100.0 (R2年度)	100.0
(3) 4か月健診で相談者ありの率	%	100.0 (R2年度)	100.0

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
第二期弟子屈町子ども・子育て支援事業計画	令和2(2020)年度～令和6(2024)年度
第三期弟子屈町子ども・子育て支援事業計画	令和7(2025)年度～令和11(2029)年度
保健事業・地域支援事業計画	毎年

【関連するSDGs (Goals)】

														
		○												

3 子育て環境の充実

【現状と課題】

子どもたちが主体的に育ちの模索を行う「子育て」や、それを支援する「子育て支援」の充実に向け、本町では様々な取り組みを推進しています。

現在、乳幼児全戸家庭訪問等を実施し育児不安を早期把握することで、継続的な支援をし、誰もが安心して妊娠・出産・育児ができるよう包括的な支援を行うとともに、育児の孤立や不安を解消するため、相談体制の充実や子育て親子の交流の場の提供を行っていますが、利用者登録を行い、利用の促進に努める必要があります。

また、生活スタイルの変化などにより多様化している様々な保育ニーズに応えるため、保育園や放課後児童クラブなど保育機能の充実を図るとともに、家庭的機能の補完をしながら、「生活」と「遊び」の場を提供し、子どもの健全育成を図る必要があります。

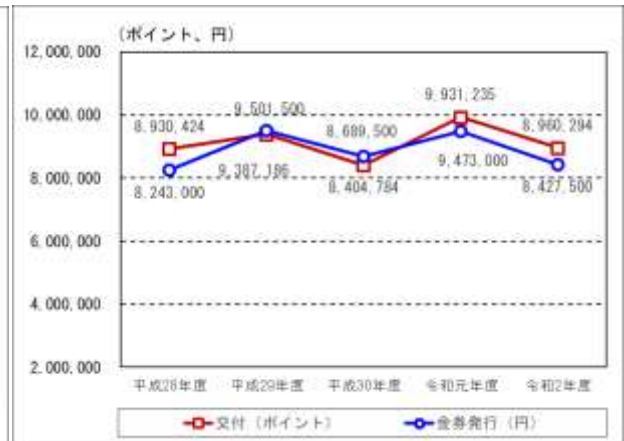
現在本町では大きな問題とはなっていませんが、子どもを巻き込んだ犯罪や、社会問題化している児童虐待・家庭内暴力・貧困等の問題を防ぐため、まち全体で子どもを見守ることができる体制づくりをさらに強化する必要があります。

なお、本町では、子育て世代の朝食欠食率が高く、子どもの食生活に影響している現状があることから、朝食の重要性を各家庭に周知し、基本的な生活習慣を子どもが身に付けることによって、健康に育つ支援の充実・強化に取り組む必要があります。

■放課後児童クラブ登録者数



■子育て応援医療費の還元



【取組の方針】

- 子育てに関する情報の提供及び交流の場の提供を充実し、育児の孤立や不安を解消する取り組みを充実します。
- 子育てに掛かる経済的負担の軽減や、高校生までの医療費助成を継続します。
- 子育て家庭のサポートを強化する保育施設などの環境の充実と、認定こども園の運営支援を継続します。
- 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るネットワークを強化するとともに、「生活」と「遊び」の場を提供し、子どもの健全育成の充実を図ります。
- 虐待の予防啓発に努め、子どもの人権を尊重した地域づくりを進めます。

【目指す姿】

- 親と子、地域住民、事業者及び行政が一緒になって、子どもの輝きを、何にも代えがたい大切なものとして、育んでいくまちづくりが進んでいます。

【施策】

(1) 相談支援体制の充実

育児の孤立や不安を解消するため、妊娠期から子育て期にわたる様々な悩みや相談に対し、専門職が利用者に寄り添いながら、ニーズに応じた相談支援を充実させる他、子育てに関する情報の提供及び交流の場の提供に努めます。

〔主な施策推進事業〕

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- 保育事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 経済的支援の充実

児童手当の支給、乳児期の育児用品購入に係る費用の助成及び保育施設の保育料の半額助成、給食費や放課後児童クラブのおやつ代の助成など、子育てに掛かる経済的負担の軽減を継続支援するとともに、高校生までの医療費助成を継続実施し、医療受診の経済的負担を軽減します。

〔主な施策推進事業〕

- 児童手当
- 乳児養育支援事業
- 子育て応援医療費還元事業
- 保育園・認定こども園就園支援事業
- 放課後児童育成事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(3) 地域での子育て環境の充実

子育て家庭のサポートを強化するため、社会福祉協議会と連携したファミリー・サポートや保育施設などの子育て環境の充実を図ります。

また、様々な保育需要に対応した利用しやすい保育事業の検討を進め、乳幼児の保育（養護と教育）の充実を図るとともに、幼児教育と保育を一体的に行う認定こども園の運営支援を継続します。

併せて、特別な支援を必要とする子どもの保育を充実させるため、保育士等の人材育成を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- ファミリー・サポート事業
- 認定こども園支援事業
- 保育事業（川湯保育園の運営、環境整備）

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(4) 地域での見守り環境の充実

子どもの見守り体制等について、地域全体で子どもと子育て家庭を見守るネットワークを強化し、地域や学校、関係機関との連携体制の強化を図ります。

また、児童が放課後や学校の長期休暇を安全に過ごせるよう、学校の空き教室を有効活用しての、放課後活動を継続して行い、保護者の代わりに家庭機能の補完をしながら、「生活」と「遊び」の場を提供した、子どもの健全育成の充実を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 放課後児童クラブ運営事業
- 放課後児童支援員育成事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(5) 児童虐待等の防止

面前DVなどによる心理的虐待やその他の虐待の予防啓発に努め、児童虐待などのない、子どもの人権を尊重した地域づくりを進めるとともに、要保護児童など援助を必要とする子どもとその家庭に対し適切な支援が行えるよう、関係機関と情報を共有し、支援体制を整えます。

〔主な施策推進事業〕

- 要保護児童対策地域協議会運営事業
- 児童虐待等防止啓発事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	○	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7 年度)
(1) 子育て支援センター利用割合	%	26.3 (R2 年度)	30.0
(2) 子育て応援医療費還元事業交付率	%	71.0 (R2 年度)	80.0
(3) 保育園利用者アンケート調査 ※令和4年度実施結果により、基準値及び目標値を改めて設定	点	—	—
(4) 放課後児童クラブの利用割合	%	50.4 (R2 年度)	60.0
(5) 児童虐待相談件数	件	23 件 (R2 年度)	15

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
第二期弟子屈町子ども・子育て支援事業計画	令和2(2020)年度～令和6(2024)年度
第三期弟子屈町子ども・子育て支援事業計画	令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

【関連するSDGs (Goals)】

																
○			○												○	

4 安心して暮らせる高齢者福祉の充実

【現状と課題】

本町では、高齢者が住みなれた地域で元気に生き生きとした暮らしが送れるよう、生きがいきりや介護予防を中心とした健康維持、介護サービス、地域支えあい体制などの充実に向けた取り組みを進めています。

そのため、地域包括支援センターの充実と併せ、地域包括ケアシステムの推進に努めるとともに、地域住民との連携を強化する必要があります。

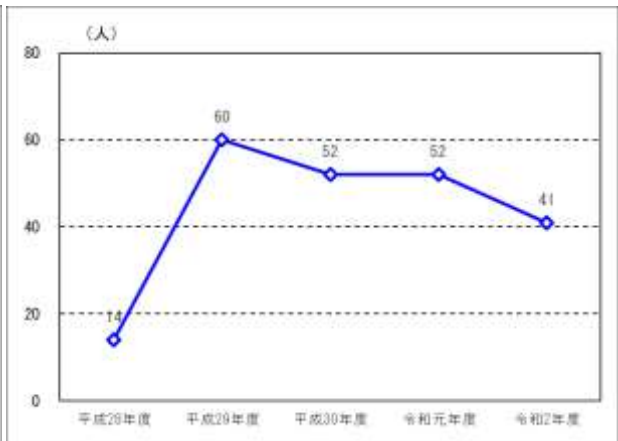
また、高齢者の日常の生活や生きがい活動を支援し、充実した暮らしを送れるよう支援をしていますが、本町の高齢者人口は増加しているものの、老人クラブや敬老会に参加する人数はほとんど変化がなく、地域の活動や集いに参加しない高齢者も増えており、介護予防の観点からも相談支援体制の強化も必要となっています。

併せて、高齢者や家族の日常生活を支援するため、在宅で介護をしている家族の身体的、経済的負担の軽減に今後も努める必要があります。

■ 65歳以上人口



■ 要介護者台帳登録者数



【取組の方針】

- 高齢者の生活全般にわたり、包括的で継続的な支援を行う地域包括ケアシステムの推進を図ります。
- 高齢者が、緊急時でも安全に安心して生活できるよう、地域住民による安全・安心対策活動への支援体制の充実に努めます。
- 高齢者への総合相談支援体制の充実に努めるとともに、住み慣れた地域で暮らせる支援を行います。

【目指す姿】

- 高齢者がいつでも、誰にでも相談できる雰囲気と体制があることで、不安を抱えることなく、いつも安心して暮らせる環境となっています。

【施策】

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

生活上の不安要素を適切に把握し、潜在化されているニーズについてケアカンファレンス等にて情報を把握するとともに、相談や介護サービス、医療、福祉、ボランティア活動など、高齢者にとって必要な支援を行う地域包括支援センターの充実を図り、センターを拠点とした保健・医療・福祉の専門機関や地域住民との連携を強化します。

また、地域の多様なケア機関との情報共有を進め、介護や支援を必要とする高齢者に生活全般の包括的で継続的な支援を行うため、地域包括ケアシステムの推進に努めます。

〔主な施策推進事業〕

- 在宅福祉サービス事業
- 包括的・継続的支援事業
(地域包括センター運営、地域ケア会議運営)

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	◎

(2) 要援護者対策の推進

1人暮らしや障がいを持つ高齢者が、緊急時でも安全に安心して生活できるよう、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、赤十字奉仕団を始めとした関係機関との連携を進めるとともに、地域住民による安全・安心対策活動への支援により地域との連携も進めます。

〔主な施策推進事業〕

- 高齢者等生活支援事業
- 緊急通報システム運用事業
- 災害時要援護者台帳
(避難行動要支援者名簿) 整備運用事業
- 赤十字事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	◎

(3) 相談支援体制の充実

関係機関との連携により、高齢者の様々な相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ継続的に支援していく総合相談支援体制の充実を図ります。

また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らせるよう、在宅介護サービスの基盤整備と民間事業者による入居型施設の整備を支援します。

〔主な施策推進事業〕

- 総合相談事業
- 在宅福祉サービス事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7 年度)
(1) 地域包括センター運営協議会開催	回/年	1 (R2 年度)	1
(2) 災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）登録件数	件	40 (R2 年度)	60
(3) 相談件数全件対応	件	全件 (R2 年度)	全件

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
高齢者保健福祉計画	令和 3 (2021) 年度～令和 5 (2023) 年度
次期高齢者保健福祉計画	令和 6 (2024) 年度～令和 8 (2026) 年度
第 8 期介護保険事業計画	令和 3 (2021) 年度～令和 5 (2023) 年度
第 9 期介護保険事業計画	令和 6 (2024) 年度～令和 8 (2026) 年度

【関連するSDGs (Goals)】

																
		○								○						

5 社会参加を進める障がい者（児）福祉の充実

【現状と課題】

本町では、障害のある人が、地域で自立して安心して暮らせるよう、必要なサービスや生活・社会参加支援と相談支援体制の充実を図っています。また、障がい者（児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスの提供を行っています。

現在、相談支援の充実に努めるとともに、釧路圏域8市町村で広域対応できるよう組織化を進め令和3年度より地域支援を進めています。広域対応組織の運用方法等について検討を進める必要があります。

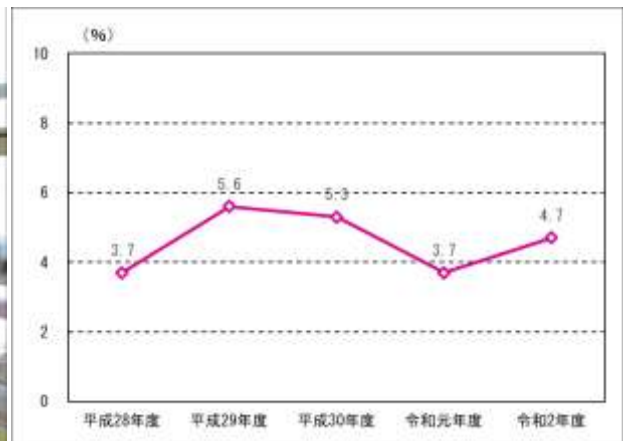
こども発達支援センターでは、対象となる児童が増加傾向となり、慢性的な職員不足となっています。今後、児童が減少していく中で、反比例して割合が高くなっていくことが想定されますが、障害児サービス（こども発達支援センター）の専門支援員等に限りがあり、関係職員の増強が望まれています。

併せて、発達に心配のある子どもや保護者の不安感・相談などに対応できるよう、心身の発達に遅れやつまずき、障害のある幼児や児童及び保護者への相談支援を実施し、発達の増進を図るとともに、各関係機関と連携を取りながら早期発見・療育を目指す必要があります。

■ふれあい祭り



■児童のこども発達支援センター利用割合



■障害者手帳交付者数

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	7	7	0	1	3	1	19
聴覚	0	4	3	10	0	7	28
音声言語	4	0	4	4	0	0	8
肢体	35	37	49	67	30	19	237
内部	78	1	13	26	0	0	118
計	124	49	69	108	33	27	410

【取組の方針】

- 障がい者（児）の情報把握・共有を行いながら、的確な支援・サービスの提供を行います。
- 保護者の休息等を確保するためのレスパイト事業の拡充に努めるとともに、発達に心配のある幼児・児童の早期発見と支援に取り組みます。
- 福祉ニーズに対応できる人材の育成・確保に努めるとともに、障がい児の療育支援を充実します。
- 地域住民や関係機関と障がいに係わる情報を共有し、安心して相談できる体制を整えます。

【目指す姿】

- 病気や障がいを持つ人も、安心して地域で暮らせるまちとなっています。
- 療育を必要とする子どもへの支援と、家族の不安軽減される町となっています。

【施策】

（１）障がい者（児）への支援サービスの周知と活用の促進

障がいに関する福祉制度の活用について、障がい者（児）及びその家族に対し情報提供サービスの充実を図るとともに、障がい者等協議会との連携を強化し、障がい者（児）の情報把握・共有を行いながら、的確な支援・サービスへとつなげていきます。

〔主な施策推進事業〕

- 障がい者等協議会運営事業
- 障がい者相談支援事業
- こども発達支援相談事業
- こども発達支援関係機関協力事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

（２）障がい者（児）の地域生活支援の強化

障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に社会活動への参加ができるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、障がい児に色々な体験の場を提供することで成長の発達を図るとともに、保護者の休息等を確保するため社会福祉協議会で実施しているレスパイト事業を協力支援します。

また、発達に心配のある幼児・児童の早期発見に努め、保護者に対しての相談支援を充実させるとともに、療育支援を強化します。

併せて、児童相談所など専門機関とのネットワークの充実と連携を強化します。

〔主な施策推進事業〕

- 障がい者地域生活支援事業
- こども発達支援発見事業
- こども発達支援ネットワーク事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(3) 福祉サービス基盤の整備

多様化する福祉ニーズに対応できる人材の育成確保や、福祉サービス提供事業者への支援を図ります。

また、障がい児については、個々の発達プログラムに合わせた療育支援を放課後等デイサービス事業として実施し、関係機関との連携を図りながら個々の成長発達を促します。

〔主な施策推進事業〕

- 障がい福祉サービス給付事業
- こども発達支援関係機関協力事業
- こども発達支援放課後等デイサービス事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	○

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 障がい者等協議会の開催	回/年	5 (R3年度)	5
(2) 保護者の休息等確保のための協力支援	回/年	2 (R3年度)	2
(3) 通所利用児の療育支援の実施	件/年	全件 (R3年度)	全件

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
障がい者基本計画	平成 30(2018)年度～令和 5(2023)年度
次期障がい者基本計画	令和 6(2024)年度～令和 11(2029)年度
第 6 期障がい福祉計画	令和 5(2021)年度～令和 5(2023)年度
第 7 期障がい福祉計画	令和 6(2024)年度～令和 8(2026)年度
第 2 期障がい児福祉計画	令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度
第 3 期障がい児福祉計画	令和 6(2024)年度～令和 8(2026)年度

【関連するSDGs (Goals)】

																
○		○	○							○					○	

6 介護支援の充実

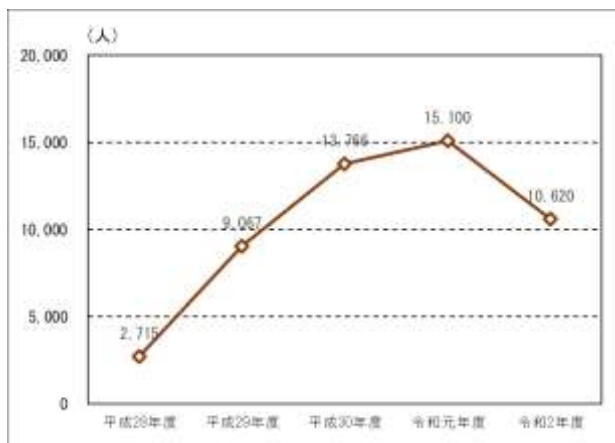
【現状と課題】

本町では、要介護状態になった場合でも可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険制度による要支援認定を受けた方の状態の軽減と重度化の抑制に努めています。

養護老人ホーム倅和園では、入所後において加齢や疾患に伴い身体機能の低下により施設において生活を継続していくのにあたり支援あるいは介護が必要になる利用者が増加してきている現状が見られます。そのため、自立した日常生活を営むことができ、且つ安全・安心に過ごすことができるよう支援を行うとともに、介護予防の推進として利用者の意向、日常生活課題あるいは疾患状態や過去の生活歴など総合的な利用者の状況把握を行い、アクティビティサービスの提供や生活相談を行いながら適切な介護予防サービス等につなげる取り組みを進める必要があります。

また、今後は、加齢に伴う認知機能やADL^{*}の低下を防ぐために、機能訓練体操や学習療法等により個別的なサービスメニューを提供します。

■ふまねっと運動、いきいき百歳体操等参加者数 ■ふまねっと



【取組の方針】

- 要支援認定者等が、生きがいや自己実現を図ることができるよう、自立した日常生活の支援に努めます。
- 地域における介護予防に関する知識や情報の提供、啓発活動を行うとともに、サポーターやボランティアを育成します。
- 寝たきりを作らない・要介護者に移行しないよう、適切な介護予防サービス等を提供し、地域密着型（介護予防）サービスの提供に努めます。

【目指す姿】

- 寝たきりとなる人を作らないよう、適切な介護予防サービス等が提供されています。
- 施設（養護老人ホーム倅和園）入所者の身体機能の低下が防止され、日常における安定的な生活が継続されています。

^{*}ADL Activities of Daily Living（日常生活動作）の略。移動・排泄・食事・更衣・洗面・入浴などを指し、ADLが低下する背景には身体機能と認知機能の低下と精神面・社会環境の影響がある。

【施策】

(1) 地域支援事業の推進

要支援認定者や介護予防・生活支援サービス事業対象者に、要支援状態や介護予防・生活支援サービス事業対象状態の軽減・悪化防止や、地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、生きがいや自己実現の取り組みを支援します。

〔主な施策推進事業〕

- 総合相談事業
- 訪問型サービス事業
- 養護老人ホーム倅和園運営事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	◎

(2) 介護予防の強化

地域における健康相談、健康教育、訪問活動等を通し、介護予防に関する知識や情報の提供、啓発活動を行います。

また、介護予防サークルの継続支援や、いきいき百歳体操の立ち上げ支援を行うとともに、ふまねっとサポーター、ガンバルーンサポーター、脳トレボランティア、菜の花会ボランティアサポーターを支援し、必要に応じてリハビリテーション専門職の関与を促進し、介護予防の取り組みを総合的に支援します。

〔主な施策推進事業〕

- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(3) 自立支援の充実

生活機能の低下を防ぎ、要支援状態の軽減・悪化防止に効果が期待できるよう、また、介護が必要になっても安心して在宅での生活を継続できるよう、居宅（介護予防）サービスの充実を図るとともに、入居しながらも家庭的な生活環境の下、介護や日常生活上の支援を受けることができる、地域密着型（介護予防）サービスの維持を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 認知症初期集中支援チーム事業
- 地域密着型サービス運営推進会議事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 訪問型サービス事業（移動支援） ※事業開始となる令和4年度実績を基準値とし、それに基づき目標値を設定。	件	— (R4年度)	—
(2) いきいき百歳体操、ふまねっと、ガンパルーン、脳トレ、菜の花会への65歳以上の住民参加率（厚生労働省基準）	%	20.0 (R2年度)	20.0
(3) 認知症初期集中支援チームの対応率	%	100.0 (R3年度)	100.0

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
高齢者保健福祉計画	令和3(2021)年度～令和5(2023)年度
(次期)高齢者保健福祉計画	令和6(2024)年度～令和8(2026)年度
第8期介護保険事業計画	令和3(2021)年度～令和5(2023)年度
第9期介護保険事業計画	令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

【関連するSDGs (Goals)】

																
		○								○						○

第4章

【基本目標 4】

豊かな心を育て、文化を大切にする

まち
夢づくり

第1節 学び環境の充実

1 生きる力を育む学校教育の充実

【現状と課題】

本町では、次代を担う子どもたちに、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育成するため、教育の計画的振興と信頼される学校づくり、及び学校・家庭・地域の連携強化を図っています。

そのため、小中学校の実情に即した教材整備や各種事業を実施し、また、国際社会で活躍できる人材を育成するため、語学指導助手を招致する等義務教育環境の充実とまなびの向上に努めています。

また、心の教室相談員を配置し、児童生徒の悩みなどの相談を受け、不登校やいじめ問題等の課題解決にあたり教育環境の充実に努めるほか、児童生徒の健康管理、学校保健業務の充実、教職員の健康管理の実施、及び、新型コロナウイルスに対する児童生徒の健康管理を行っています。

今後も、こうした取り組みを進めるとともに、これまでの協働的な「日本型学校教育」と併せて、主体的な学習能力のかん養による個別最適な学びを学校教育で推進する必要があります。

普通学級における要支援者に対しては、きめ細かな援助を行い、授業を円滑に進め、まなびの向上を図るとともに、弟子屈高等学校に対しては、地域における高等教育環境の維持に努め、併せて、公設民営塾の開設により魅力ある教育を進める必要があります。

■児童・生徒数



■弟子屈高等学校への町内進学率



【取組の方針】

- 新学習指導要領の着実な実施と、個別最適な学び及び協働的な学びを推進し、児童・生徒の学力向上に向けた取り組みを推進します。
- 基本的な生活習慣の定着に向け家庭との連携強化を図りつつ、児童・生徒の「豊かな心」や「生きる力」等の醸成、及び体力の増強に努めます。
- 知識と郷土愛が身につけられるよう、ふるさと学習の充実を図ります。
- 特別支援教育支援員の増員等を図り、特別支援教育の充実に努めます。
- 弟子屈高等学校の存続に向けて、地元進学率の向上や、公設民営塾をはじめとする様々な学習支援、通学支援を継続して実施します。
- 教職員のOCT教育スキルのアップを支援するとともに、時間外業務の縮減や業務負担の軽減を図り教職員の働き方改革を推進します。

【目指す姿】

- 弟子屈町教育のめざす姿として掲げる「学校、家庭、地域社会が連携し、ふるさとを創る人を育む」人材を育てます。

【施策】

(1) 確かな学力のかん養と情報化教育の強化

新学習指導要領の着実な実施と、子どもたちの学力状況の的確な実態把握に努め、各学校の学力向上に向けた取り組みを推進します。

また、これまでの協働的な「日本型学校教育」と併せて、主体的な学習能力のかん養による個別最適な学びを推進します。

さらに、外国語によるコミュニケーション能力の育成強化を進めるとともに、ICTの活用による子どもたちの情報化教育を重視し、都市部の学校との地域格差のない教育内容の充実を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 学力向上推進事業
- 外国語コミュニケーション能力育成事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 心身の健康づくり

「豊かな心」や「生きる力」などの育成に向けた取り組みや、子どもたちの体力状況の的確な実態把握に努めるとともに、健全な心身を維持できるよう学校保健の充実や、家庭学習習慣や基本的生活習慣の定着に向け、各学校における家庭との連携強化を支援します。

〔主な施策推進事業〕

- 学校保健活動推進事業
- 家庭学習推進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(3) ふるさと学習の推進

郷土の歴史や文化・産業を学び、地域の魅力を再発見し、知識と郷土愛が身につけられるよう、ふるさと学習の充実を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 地域の魅力再発見事業
- 郷土愛育成事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	◎	○

(4) 特別支援教育の充実

障がいの区分や程度に応じた環境を整えるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材の充実や特別支援教育支援員の増員等を図り、教育の充実に努めます。

〔主な施策推進事業〕

- 特別支援教育教材充実事業
- 特別支援教育支援員配置事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(5) 高等学校への支援

弟子屈高等学校での、小・中学校から一貫した文化・スポーツ・外国語教育やふるさとキャリア教育を推進するとともに、積極的に進めている進路指導に係る就業・大学体験事業をはじめ、部活動の充実や学校行事の取組、英語教育支援など各種教育活動を通じた魅力ある学校づくりを一層支援します。

また、将来にわたって弟子屈高等学校が存続できるよう、地元進学率の向上に向け、公設民営塾をはじめとする様々な学習支援、通学支援を継続して実施します。

併せて、関係機関団体による「弟子屈高校の教育を支える会」への支援を継続し、一層の連携を図りながら、住民が望む小・中学校・高校の教育環境を維持していきます。

〔主な施策推進事業〕

- 弟子屈高校支援事業
- 公設塾運営事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(6) 教職員のスキルアップと働き方改革の推進

教育委員会主催の研修会・研究会により参加しやすい体制を整えるとともに、ICT研修など教職員のニーズに応じた研修内容の充実を図ります。

また、教職員の働き方改革を推進するため、部活動指導の地域移行化を始めとして、時間外業務の縮減や業務負担の軽減を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 教職員のスキルアップ支援事業
- 教職員の働き方改革推進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	○

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 全国学力・学習状況調査における、 数学の平均正答率（中学校） ※全国平均まで向上	%	45.0 (R2年度)	60.0
(2) 家庭学習（学年×10分）に取り組む 児童の割合の向上（小学校）	%	45.0 (R2年度)	55.0
(3) ふるさと教育を実施する小中学校の割合	%	100.0 (R2年度)	100.0
(4) 特別支援教育を必要とする子どもたち への支援員配置割合	%	5.5人に対し 1人配置 (R2年度)	3人に対し 1人配置
(5) 弟子屈高等学校への地元進学率の向上	%	42.3 (R2年度)	60.0
(6) 時間外在校時間数の目標（1人当たり年間 360時間以内）を超える教職員の割合	%	36.7 (R2年度)	20.0

【関係する個別計画】

関連計画名	計画期間
第2次弟子屈町教育推進基本計画	平成30年(2018)年度～令和4年(2022)年度
第3次弟子屈町教育推進基本計画（予定）	令和5年(2023)年度～令和9年(2027)年度

【関連するSDGs (Goals)】

																
			○													

2 学校教育環境の充実

【現状と課題】

児童・生徒により良い環境での学びを保障するために、学校施設・設備・教材等の適切な維持管理・更新を行い、安全で良好な教育環境を確保していますが、今後も必要な対応を取る必要があります。

また、教材面では、子どもたちがこれからのデジタル社会に対応していくために、教育ICT環境に即した教材教具の整備が重要であり、国が進めるGIGAスクール構想により、令和2年度に1人1台のタブレット端末と大容量高速通信環境が整備されましたが、今後予定されるデジタル教科書の本格導入への対応等、さらなる環境整備とともに、教員の資質向上が求められています。

また新型コロナウイルス感染症への対応として、様々な予防対策が実施され、機器も導入されましたが、今後はデジタル化と併せてオンライン学習への対応も必要となります。

教員住宅は、「公共施設等個別施設管理基本計画」において、「段階的に縮減し、民間住宅や民間資金の活用を進める」となっていますが、絶対数が不足しているため町外からの通勤者も多く、優秀な人材確保の観点からも住環境の改善が必要です。さらに地域の環境保全のため、老朽化した教員住宅の解体も急務となっています。

本町では、令和3年度から保護者負担の給食費を町が全額補助することにより、教職員の給食費徴収対応などの事務負担軽減が図られ、給食費の滞納・遅延もなくなり、安定した食材購入が可能となりましたが、今後は、私会計から公会計への移行について管内市町村等の動向なども注視しながら実施に向け検討していく必要があります。

また、遠距離通学している児童生徒の負担を軽減し、義務教育環境の充実を図るため、スクールバスの適正かつ安全運行に努める必要があります。

【取組の方針】

- 学習指導要領に対応した教材・図書等の更新及びICT・デジタル化への対応を図るとともに、校務システムの更新を図ります。
- 安全な通学路確保のため、道路管理者や警察等と連携を進めるとともに、スクールバスの効率的な運行体制を維持します。
- 学校運営や施設管理の面からの必要性を踏まえ、教職員住宅の計画的な建て替えを進めます。
- 子ども達の平等な学習機会の提供を推進するため、保護者の経済的負担の軽減等を継続します。
- 徹底した衛生管理に努めるとともに、児童生徒の学校給食費全額無償化を継続します。

【目指す姿】

- 子どもたちにとって、安心・安全で学習に支障をきたすことのない環境が整備されています。

【施策】

(1) 学校教育環境の整備

安全で快適な教育環境を安定的に提供できるよう、経年による学校施設設備の損耗、機能低下に対応し、計画的に改修及び維持補修を進めます。

また、学習指導要領に対応した教材・図書等の更新及びICT・デジタル化への対応を図るとともに、学習履歴の活用や教職員の働き方改革を進めるための校務システムの更新を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 校舎等学校施設改修事業
- デジタル教科書・教材整備事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 通学体制の確保

遠距離通学の子どもたちの負担を軽減するため、スクールバスの適宜更新と民間車輛による委託運行も含めた効率的な運行体制を維持継続します。

また、学校間における通学区域については、特認校制度により、社会状況の変化等に柔軟に対応します。

また安全な通学路確保のため、道路管理者や警察等と連携を進めていくとともに、防犯や災害時等にも、保護者への連絡や地域等とのサポート体制を強化していきます。

〔主な施策推進事業〕

- スクールバス運行事業
- 通学路安全点検事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	○	◎

(3) 教職員住宅の整備

民間物件の活用を見据えながら、現有施設の補修や解体整理を年次計画により進めるとともに、へき地の教職員住宅については、学校運営や施設管理の面から学校敷地周辺での住宅確保が必要であるため、計画的な建て替えを進めます。

段階的に縮減し、民間住宅の活用を進めていますが、民間住宅は全町的に不足していることから、計画的な建設や民間資金の活用を検討します。老朽化して改修が見込めない教職員住宅については、計画的に解体を進めます。

〔主な施策推進事業〕

- 教職員住宅管理事業
- 教職員住宅整備・解体事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(4) 保護者負担の軽減

経済的理由によって就学が困難な家庭に対しては、保護者負担の軽減等を継続し、平等な学習機会の提供を推進するとともに、学生生徒に対する条件付き給付型の奨学金制度を検討します。

就学援助制度については、学用品費等国の方針に基づき、継続して実施していきます。学校病に係る医療費についても、支援を継続します。また教材費等についても、保護者の負担軽減策を継続します。

〔主な施策推進事業〕

- 就学援助事業
- 教材費父母負担軽減事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(5) 学校給食の充実

安全で安心な学校給食を提供するため、一層徹底した衛生管理に努めるとともに、食品添加物が無添加の食品・調味料の使用を推進し、安全な給食の提供を図ります。

また、地場産食材を積極的に活用し地産地消を進めるとともに、学年に応じた食育を推進するため指導内容の充実を図ります。

今後も保護者の負担軽減を図るため、児童生徒の学校給食費全額無償化を継続します。

さらに、学校給食会計の公会計化を進め、会計処理の明確化を図るとともに一層教職員の業務負担軽減を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 衛生管理事業
- 地場産食材利用促進事業
- 食育推進事業
- 学校給食費無償化事業
- 学校給食費公会計化推進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) デジタル教科書の整備	%	0.0 ^{*1} (R2年度)	100.0
(2) スクールバス対象児童生徒の乗車率	%	100.0 (R2年度)	100.0
(3) 教員住宅の入居率 ^{*2}	%	100.0 (R2年度)	100.0
(4) 就学援助対象児童生徒の支援率	%	100.0 (R2年度)	100.0
(5) 地場産食材（北海道産）の使用割合	%	70.0 (R2年度)	75.0

^{*1}令和3年度における文部科学省の実証事業で、6校のうち3校で1教科分を導入。

^{*2}老朽化が著しい住宅は除く。

【関係する個別計画】

関連計画名	計画期間
第2次弟子屈町教育推進基本計画	平成30(2018)年度～令和4(2022)年度
第3次弟子屈町教育推進基本計画(予定)	令和5(2023)年度～令和9(2027)年度
弟子屈町学校施設等長寿命化計画	令和2(2020)年度～令和11(2029)年度

【関連するSDGs (Goals)】

																
	○		○													

3 青少年の健全育成

【現状と課題】

本町では、未来を担う子どもたちの健全な育成を図るため、青少年教育に取り組んでいます。

幼児・児童・生徒の健全な心身の育成に向け、少年の主張、海の子山の子ふるさと交流事業、摩周おこと教室、子どもクラブ、子ども映画会の実施等様々な取り組みを行い、未来こども協議会など青少年に関わる各種団体との連携・協力体制を構築していますが、今後も青少年教育の充実を図る必要があります。

また、令和2年度に、本町では町内全ての小中学校でコミュニティスクールが導入されましたが、地域と学校の連携・協働による教育支援活動を推進し、地域全体で未来を担う子どもたちを育てるため、コミュニティスクール制度を側面から支援することを目的として、令和3年度から「地域学校協働本部」を設置し、外部指導者として地域の人材活用に努めており、そうした人材と連携・協力してさらなる取組の充実に努める必要があります。

■子どもクラブ参加数



■少年の主張弟子屈大会



【取組の方針】

- 青少年の健全育成活動の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域が連携し、家庭教育の推進に努めます。
- 青少年の体験・交流活動、各種社会活動への参加を促進し、将来にわたるリーダーの育成を図ります。

【目指す姿】

- 学校や家庭、地域社会で多様な経験を積めるよう活動支援がされ、子どもが自ら考え、学び、問題を解決する力が身についています。

【施策】

(1) 青少年の健全育成の推進

青少年の健全育成を図るため、各学校運営協議会と、学校教育支援組織である弟子屈町地域学校協働本部との連携を強化し、活動の充実に努めます。

併せて、子どもは学校・家庭・地域が一体となって育てるという理念のもと、北海道青少年育成運動推進指導員と連携し、家庭学習や生活習慣、体力向上など家庭教育の推進に努めます。

〔主な施策推進事業〕

- 弟子屈町地域学校協働本部支援事業
- 弟子屈町PTA連合会活動支援事業
- 北海道青少年育成運動推進指導員連携事業
- 家庭教育啓発冊子発行事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	◎	○

(2) 青少年育成活動の推進

非日常生活体験や野外体験を中心とした体験・交流活動、各種社会活動への参加を促進し、青少年の健全育成はもとより、将来にわたり様々な活動に対応できるリーダーの育成を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 弟子屈子どもクラブ事業
- 少年の主張弟子屈大会開催事業
- 北海道教育委員会主催「北海道青少年フロンティアリーダー養成事業」参加事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 弟子屈町PTA連合会研修会参加率	%	30.8% (R元年度)	40.0
(2) 北海道青少年フロンティアリーダー養成事業延べ参加者	人	2 (R2年度)	10

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
第8次弟子屈町社会教育中期計画	令和4(2022)年度～令和7(2025)年度
第2次弟子屈町教育推進基本計画兼弟子屈町教育大綱	平成30(2018)年度～令和4(2022)年度

【関連するSDGs (Goals)】

														
		○	○											

第2節 生涯学習の推進と文化の継承

1 生涯学習のまちづくり

【現状と課題】

本町では、住民の学習ニーズに応え、効果的な学習機会を提供できる環境づくりを進めるため、推進体制や関連施設の充実を図っています。

そのため、住民が自らの意思で学ぶことができる環境づくりを進めるため、生涯学習講演会を実施し、その啓発に努めています。

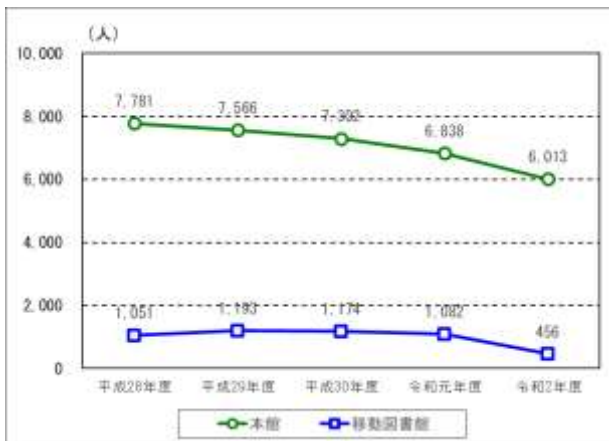
また、町の社会教育の根幹を担う社会教育委員等の研修を行うことにより、社会教育の資質向上及び推進を図っており、住民とともに充実した生涯学習のまちづくりに取り組んでいます。

公民館は、住民にとって一番身近な生涯学習施設として、多様な学習機会の提供を図っていますが、今後さらに住民の参加を促すとともに、青年層から壮年層の参加を促進し、心身共に健康の増進に取り組む必要があります。そして、施設の維持管理や利用しやすい環境づくりを行い、住民に対する学習機会の提供とサークル活動の充実を図る必要があります。

本町の図書館は、多くの住民に活用されているものの、利用者数は漸減傾向にあります。そのため、住民の学習ニーズに応え、効果的な学習機会を提供するために、図書購入・貸出、レファレンス（資料を用いて利用者の質問に答えるサービス）など各種図書館サービス、広報などを用いた情報提供等を進め、資料整備や学習機会の拡充を図る必要があります。また、令和7年度の移転を見据え、その準備にも取り組まれます。

摩周観光文化センターは、各種文化・体育イベントを開催できる規模を有し、サークル等の活動支援、宿泊研修等の受入等を行っていますが、今後はより多く、効果的な学習機会を提供できる環境づくりを進める必要があります。

■ 図書館利用者数



■ 公民館講座



【取組の方針】

- 多様化する学習ニーズに対応した学習機会の拡充を図るとともに、生涯学習に関する各種情報の提供など総合的な学習相談体制の充実に努めます
- 公民館活動での学習効果が持続的に発展できるよう、地域の人材を活用した事業を拡充し、継続的な学習機会の提供に努め、学習意欲の喚起を図ります。
- 乳幼児から高齢者まであらゆる年齢層に対応するとともに、広大な地域性に配慮した図書館機能の充実に努めます。また、図書館移転に向けた準備を推進します。
- 摩周観光文化センターの施設の効率的な利用促進やイベントの誘致を図ります。

【目指す姿】

- 全ての住民が生涯学び続けることができる、生涯学習環境の充実が図られています。

【施策】

(1) 生涯学習推進体制の強化

多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供と学習プログラムの充実に努めるとともに、町内外の各種団体・関係機関とのネットワークを強化し、学校外講師リストの作成など学習指導者の発掘に努めます。

また、学習情報など生涯学習に関する情報の発信、総合的な学習相談体制の充実に努めます。

〔主な施策推進事業〕

- 高齢者大学事業
- 外部講師リスト活用事業
- 情報通信機器利用講習会開催事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	○	◎

(2) 公民館の施設整備と活動の充実

公民館の施設管理や老朽化した設備・備品の計画的な更新など、住民が安心して利用できるよう環境を整えます。

公民館の生涯学習拠点施設としての機能拡充を推進検討し、各種講座や、学校または行政など各種機関との連携事業の実施、高齢者を対象とした「生きがい講座」の開催など、より一層の内容の充実に努めます。

また、公民館活動での学習効果が継続発展できるよう、ロビー展など成果発表の場としての積極的活用の促進はもとより、幅広い年代が参加するサークルづくりにも貢献できるよう必要な支援を行います。

〔主な施策推進事業〕

- 公民館講座推進事業
- 公民館ロビー拡充事業
- 設備・備品更新事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	○	◎

(3) 図書館施設の活用と充実

乳幼児から高齢者まであらゆる年齢層に対応する蔵書の整備、最新の社会情報に即応した図書や郷土資料の収集など、利用者ニーズを満たせる図書館づくりを推進するとともに、学校図書館や、他地域図書館との連携など、広大な地域性に配慮した図書館機能の充実に努めます。

また、子どもたちが読書を通じて読解力や思考力、表現力を培うことができるよう子どもの読書活動の推進を図ります。

併せて、中心市街地の再整備計画による図書館移転の準備を行います。

〔主な施策推進事業〕

- 図書資料等収集事業
- 図書館サービス充実事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	○

(4) 摩周観光文化センターの活用と充実

地域のコミュニティ活動の中心施設として、子どもから高齢者まで、住民が日常的に利用できるよう、適切な管理運営、必要な改修に努めるとともに、各課と連携しながら文科系・スポーツ系サークル、管内の学校行事、高齢者の介護予防教室、民間の各種事業など、施設の利用促進やイベントの誘致を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 摩周観光文化センター利活用促進事業
- 摩周観光文化センター改修事業
- 摩周観光文化センター管理運営事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	○

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 学習指導登録者数	人	13 (R3年度)	20
(2) 若年層向け公民館講座開催割合 ※基準値は、H27年度～R2年度平均	%	29.4	40.0
(3) 住民1人あたりの貸出冊数(年間)	冊	3.99 (R元年度)	4.20
(4) 個人による利用人数 (トレーニング室・キッズコーナー・2Fギャラリー 一等利用者)	人	3,209 (R2年度)	3,800

【関係する個別計画】

関連計画名	計画期間
第8次弟子屈町社会教育中期計画	令和4(2022)年度～令和7(2025)年度
第三次弟子屈町子ども読書活動推進計画	令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

【関連するSDGs (Goals)】

																
		○	○													

2 生涯スポーツの推進

【現状と課題】

本町では、心身の健康や生きがいをづくりのため、誰もが気軽に参加できるスポーツ活動機会の充実とスポーツ環境の充実を図るとともに、指導者の育成と組織の充実にも努め、スポーツの振興に取り組んでいます。

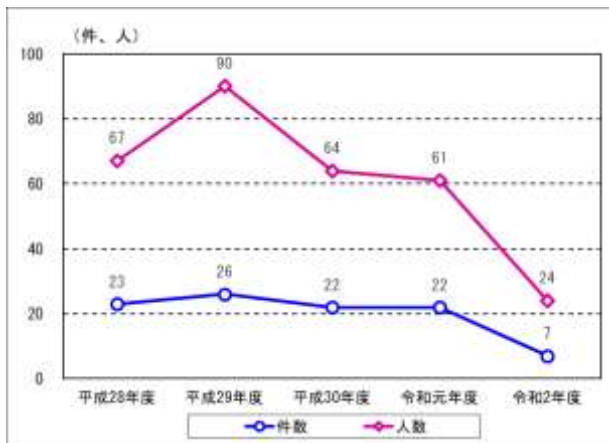
また、住民のスポーツへの関心が高く、スポーツ事業への参加者も多い状況ですが、スポーツ合宿の誘致を促進することで地域スポーツの振興はもとより、地域経済への効果も期待できることから、住民のスポーツへの関心をさらに高め、スポーツ人口の増加を図る必要があります。

併せて、町内には町営スピードスケート場や桜丘歩くスキーコース、桜丘クロスカントリーコース、パークゴルフ場等、各所にスポーツ関連施設があり、その整備と適切な運用を図る必要があります。

川湯屋内温水プールは、社交の場として楽しんでもらい、地域の方々の健康増進や体力づくりの推進に寄与していますが、近年水中運動教室等の開催によりリハビリ目的の利用人数が増加の傾向にあることから、新たな住民ニーズを掘り起こし、利用者の増加につなげる必要があります。

しかしながら、老朽化に伴う修繕経費も増加しており、その対応を図る必要があります。また、中心市街地構想により新たな屋内温水プールが整備されることから、その移転準備を進めつつ、川湯屋内温水プールの適切な維持・管理を行う必要があります。

■全道大会参加人数等



■マラソン



【取組の方針】

- 様々なスポーツ活動の普及に努めるとともに、各競技大会の誘致を促進し、まちの活性化につなげます。
- 町内のスポーツ推進体制をより一層充実させるとともに、総合型地域スポーツクラブの自主運営化を図ります。
- スポーツ推進委員や少年団指導員等、適切な指導者の育成を図ります。
- 各学校との連携によるスポーツ施設の積極的な有効利用を図るとともに、新たな屋内温水プールの移転に向けた準備を推進します。

【目指す姿】

- 生涯にわたる生きがいくりのため、誰もが気軽にスポーツに親しめる機会の拡充と環境が整えられ、住民が心身の健康維持・増進を図っています。

【施策】

(1) 住民皆スポーツの推進

広報紙やホームページなどを利用したスポーツ情報の収集・提供を積極的に行うとともに、住民ニーズの把握に努めながら、誰もが取り組みやすい運動の普及を図り、健康づくりや、親子のふれあい、生きがいくり等を目的に、スポーツ教室等様々なスポーツ活動の普及に努めます。

また、スポーツ大会等のイベント開催や、スポーツ合宿、各競技大会の誘致を促進し、まちの活性化につなげます。

〔主な施策推進事業〕

- スポーツ合宿誘致事業
- スポーツ活動推進事業
- スポーツ大会の運営と支援事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	○

(2) スポーツ団体組織の充実

スポーツ協会や文化・スポーツ少年団、学校の部活動との連携を深めスポーツ推進体制をより一層充実させるとともに、全道全国大会出場者に対する助成などスポーツ振興につながる支援を行います。

また、各スポーツ団体への支援を充実させるとともに、少年団の相互交流を推進します。

併せて、総合型地域スポーツクラブに対して、活動継続に必要な支援を行いクラブの自主運営化を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- スポーツ団体活動支援事業
- 総合型地域スポーツクラブ育成事業
- スポーツ振興助成事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	◎	○

(3) 指導者の育成

各種スポーツ活動の指導者、ボランティアの育成・確保に努め、スポーツ推進委員や少年団指導員等の各種研修会や講習会への参加を促進して、適切な指導者の育成を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- スポーツ推進委員研修派遣事業
- 外部講師育成推進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	○

(4) スポーツ施設の整備と活用

各学校との連携により学校開放事業を推進するなど、スポーツ施設の積極的な有効利用を図ります。

川湯屋内温水プールについては、施設の老朽化が進んでいることから、利用者の安全性や環境づくりを重視した施設の運営に努めます。

〔主な施策推進事業〕

- スポーツ施設整備推進事業
- 学校開放推進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) スポーツ合宿誘致数	団体	4 (R元年度)	5
(2) 全道全国大会への参加者数(選手)	人	61 (R元年度)	100
(3) 指導員向け研修会、講習会の参加者数	人	37 (R元年度)	50
(4) 学校開放数	校	5 (R3年度)	6

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
第8次弟子屈町社会教育中期計画	令和4(2022)年度～令和7(2025)年度
弟子屈町公共施設等個別施設管理基本計画	平成30(2018)年～

【関連するSDGs (Goals)】

														
		○	○											

3 文化・芸術の継承

【現状と課題】

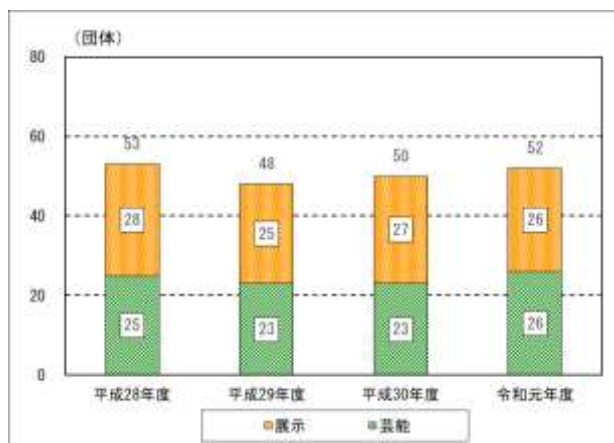
本町では、多くの住民が文化活動に関心を持ち、楽しむことができる環境づくりを目指し、団体・サークルへの支援体制や活動の成果を発表する場の充実を図っています。

そのため、総合文化祭や文化関連団体等の諸行事に支援を行っていますが、本町の芸術文化のさらなる普及発展のため、文化協会等関係団体とより一層の連携を図りながら、今後も充実した取り組みを進める必要があります。

また、先人の歴史や地域特有の文化に対する理解を深めていくための取り組みや、文化振興を充実するための担い手育成の取り組みも重要となっています。

質の高い芸術に触れることは心豊かな生活を送る上でとても有意義なことです。身近にその機会が少ない本町にとって本格的な芸術鑑賞の機会を提供していく必要があります。

■総合文化祭参加団体数



■総合文化祭



【取組の方針】

- 文化協会をはじめ各種文化団体の育成・支援に努めるとともに、文化活動に意欲と関心を持つ人材育成に努めます。
- 各種文化サークルの会員同士の交流を深めるとともに、芸術文化活動の振興に努めます。
- 幅広い世代を対象とした芸術鑑賞機会の充実に努めます。

【目指す姿】

- 様々な芸術・文化そして弟子屈の歴史などに触れる機会が提供され、多くの住民が地域の文化活動に関心を持つ環境が充実しています。

【施策】

(1) 文化団体への支援と人材の育成

文化協会をはじめ各種文化団体の育成・支援に努めるとともに、会員の育成・確保を図るための支援を行います。

また、各個人・サークルの文化活動の成果を地域に還元する仕組みを創出し、文化活動に意欲と関心を持つ人材育成に努めます。

〔主な施策推進事業〕

- 公民館講座事業
- 弟子屈町文化協会活動支援事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	◎	◎

(2) 文化活動の推進

公民館講座を母体とした新たな文化活動サークルの立ち上げを支援するとともに、各種団体の会員同士の交流を深め、住民の文化活動のより一層の振興を図ります。

また、「総合文化祭」の開催や全道全国大会出場者に対する助成など、芸術文化活動の振興につながる支援を行います。

〔主な施策推進事業〕

- 弟子屈町文化賞・文化奨励賞表彰事業
- 総合文化祭開催事業
- 文化振興助成事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	◎

(3) 芸術文化環境の充実

音楽鑑賞会の開催や芸術鑑賞バス事業など、幅広い世代を対象として本格的な芸術鑑賞機会の充実に努めます。

〔主な施策推進事業〕

- 幼児・児童・生徒芸術鑑賞事業
- 芸術文化公演開催事業
- 芸術鑑賞バス事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	○

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 弟子屈町文化協会加盟団体数	団体	14 団体 (R3年度)	14 団体
(2) 弟子屈町総合文化祭参加団体数	団体	52 団体 (R元年度)	55 団体
(3) 全住民に対する芸術鑑賞への参加割合 ※基準値は、H27年度～R元年度平均	%	6.5	10.0

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
第8次弟子屈町社会教育中期計画	令和4(2022)年度～令和7(2025)年度

【関連するSDGs (Goals)】

																
		○	○													

4 文化財の適切な保全と活用

【現状と課題】

本町では、文化財保護及び保護思想の普及啓発に向けて、町に多くある文化財の適切な保存と、住民への公開に努めています。

本町の郷土資料は、令和3年度に摩周観光文化センター内に更科源藏文学資料館を整備し、その移設と一般公開を行っています。そして、更科・種市文献資料のデジタルデータ化を進め、歴史的価値のある資料を一般公開できる状態にすることも必要です。

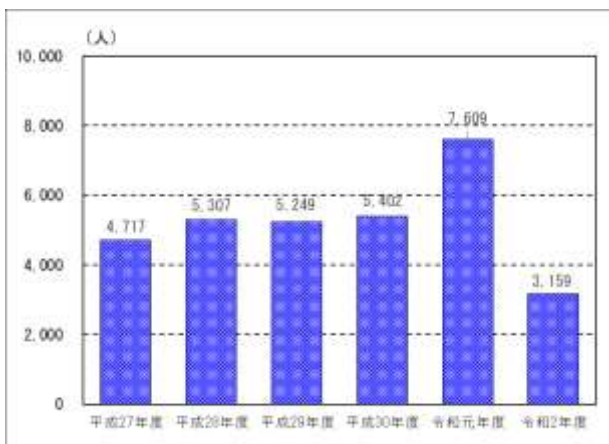
また、収蔵しきれない郷土資料や未整理資料と新たな収蔵先の検討及び資料管理については、てしかが郷土研究会との協働による整理と、文献資料等の電子データ化を進めており、今後も着実に進める必要があります。

本町では、アイヌ新法に基づくアイヌ施策推進地域計画を策定し、アイヌ文化の振興とアイヌの伝統等に関する知識の普及、啓発を図っていますが、より多くの人々がアイヌ文化を理解するよう、アイヌ民族資料館の運営を行っています。アイヌ民族資料館は、アイヌ民族の歴史・文化を後世に伝える施設としてさらなる活用が求められています。施設の老朽化を踏まえ整備を推進する必要があります。

■文化財一覧（※地域を定めない文化財を除く）

種別	内容	主体	指定・登録別	指定等年月日
天然記念物	和琴ミンミンゼミ発生地	国	指定	昭和26年6月9日指定
重要無形民俗文化財	アイヌ古式舞踊	国	指定	平成6年12月21日追加指定
天然記念物	屈斜路湖マリゴケ	町	指定	昭和44年7月11日指定
無形文化財	鑑別獅子舞	町	指定	昭和46年7月31日指定
無形文化財	仁多獅子舞	町	指定	昭和46年7月31日指定
史跡	釧路川流域チャシ跡群 ○ウランコウシチャシ跡、 ○クッチャロシペ第1・第2チャシ跡 ○ピラクニチャシ跡	国	指定	平成27年3月17日追加指定

■屈斜路コタンアイヌ民族資料館入館者数



■屈斜路コタンアイヌ民族資料館



【取組の方針】

- 更科源蔵資料をはじめとする郷土資料の電子データ化と活用を図ります。
- 民俗・郷土芸能の保存団体の活動支援や後継者の確保を図るとともに、埋蔵文化財の保護活動を推進します。
- 屈斜路コタンアイヌ民族資料館の改修と、来館者の増加を図ります。
- 広く各種組織・団体や個人の参加により、新町史発刊に向けた各種準備を進めます。

【目指す姿】

- 本町の歴史と文化等情報発信する体制の確立と文化財の保護と伝承を進めます。

【施策】

(1) 地域の歴史の保全と活用

更科源蔵文学資料館や、移設オープンした郷土資料館「蔵」にある貴重な財産である郷土資料の電子データ化と企画展開催など活用を図り、広く弟子屈町の歴史と文化を発信する体制を推進します。

〔主な施策推進事業〕

- 台帳及び各種資料データベース化事業
- 町文化財情報発信事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 文化財の保護と伝承

国指定の重要無形民俗文化財「アイヌ古式舞踊」や町指定の無形文化財「鑑別・仁多獅子舞」などの民俗・郷土芸能については、保存団体の活動支援や後継者の確保を図り、保存・伝承に努めます。

また、釧路川流域チャシ跡群をはじめとする弟子屈町埋蔵文化財については、関係機関との連携により文化財保護活動の推進を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 弟子屈町文化財専門委員会設置事業
- 埋蔵文化財保存管理事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(3) 屈斜路コタンアイヌ民族資料館の保全と活用

地域の先住民であるアイヌ民族への理解が一層深められるよう、屈斜路コタンアイヌ民族資料館でのアイヌ民族の歴史や文化を伝える資料、展示機能の充実を図ります。

併せて、施設の改修等を実施し、一般来館者の利用はもとより、児童生徒の学習にも幅広く活用されるような内容の充実に努め、来館者増加に向けた取り組みを進めます。

〔主な施策推進事業〕

- 屈斜路コタンアイヌ民族資料館プロモーション事業
(★「ひとづくり」推進事業)
- 屈斜路コタンアイヌ民族資料館増改築事業
(★「ひとづくり」推進事業)

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(4) 弟子屈町史の編さん準備

前町史の発刊からまもなく 20 年が経過することから、新町史発刊に向けた各種準備を進めます。

新町史の準備に向けた取り組みとして各種組織・団体や個人にも参画いただき、漏れなく、正確で、公平、中立を念頭に編さんを進め、わかりやすく、親しみやすい町史となるよう努めます。

〔主な施策推進事業〕

- 町史編さん委員会設置及び編さん事業
- 町史資料収集整理事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	○

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7 年度)
(1) 郷土資料データベース化達成率 ※R4 年度事業開始	%	0.0 (R3 年度)	100.0
(2) 町指定等無形文化財団体の維持	団体	3 (R3 年度)	3
(3) 屈斜路コタンアイヌ民族資料館入館者数	人	7,179 (R 元年度)	10,000
(4) 町史編さん基礎年表完了率	%	35.0 (R3 年度)	100.0

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
第 8 次弟子屈町社会教育中期計画	令和 4 (2022) 年度～令和 7 (2025) 年度
弟子屈町アイヌ施策推進地域計画	令和 2 (2020) 年度～令和 6 (2024) 年度

【関連するSDGs (Goals)】

																
		○	○													



第5章

【基本目標 5】

行動する人を育てる

まち
夢づくり

第1節 協働の推進

1 ネットワークづくりの推進

【現状と課題】

本町では、住民全体が「地域の発展は人づくりから」という共通認識を強く持ち、人材育成に関する様々な取組の成果や、多種多様な才能を持つ人材の活用が十分まちづくりに活かされるよう、仕組みを工夫して、参加の機会や交流の場を拡充しています。

そのため、町の未来を担う若い人材の育成に力を注ぐとともに、老若問わず地域の魅力を発信できる人材づくりを推進し、これからのまちづくりには町民と行政が「魅力ある地域づくり」という目的を共有し、互いに協力して助け合う「協働」の理念が不可欠という認識に立ち、「協働」の視点を持った人材の育成に努めています。

しかし、近年住民主体の活動団体が減る傾向にあることから、必要なアドバイスの提供や制度の周知方法などを再検討し、地域づくり活動支援の取り組む必要があります。

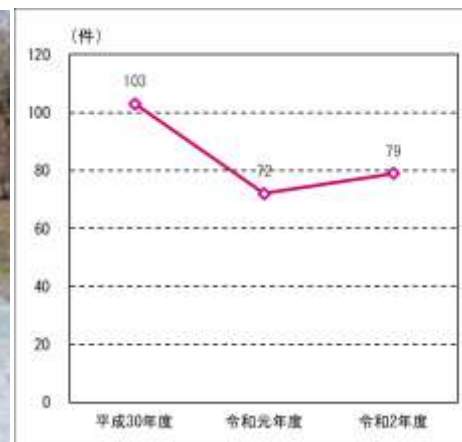
地域おこし協力隊員は、隊員採用の大きな目的でもある定住率が管内でも高くなっているとともに、隊員それぞれの業務や町内の情報発信なども積極的に実施し、町内の若者を中心に交流を進めています。

そのため、協力隊員の活動の仕方について、柔軟に対応し、隊員の活動を積極的にフォローできる仕組みを構築する必要があります。

■地域おこし協力隊



■人材育成支援事業



【取組の方針】

- 地域づくり活動を支援し、人材が自主的に活躍できる機会の創出を図るとともに、多くの住民が「協働による地域づくり」への理解を深め、地域づくりの担い手となるよう育成に取り組みます。
- 本町のまちを学び、紹介・案内できる人材の育成と、住民の地元愛の醸成を図ります。
- 地域コミュニティの活性化、NPO法人等の設立支援、及び地域おこし協力隊員による起業や事業化の支援を図ります。
- 地域で活躍する人材、団体、地域を結びネットワーク化を進めるとともに、都市部からの人材の積極的な受け入れと、本町への定住化を促進します。

【目指す姿】

- まちづくりを進める多様な人材の育成や受け入れが継続的に行われ、まちづくりが活発に行われています。
- 多くの住民が行政との協働に参画し、本町や地域に対する愛着を醸成しています。

【施策】

(1) 人材が活躍できる仕組みづくり

地域づくり活動を支援し、地域づくりの経験をもつ人材を育成するとともに、その人材が自主的に活躍できる機会の創出を図ります。

また、多くの住民が「協働による地域づくり」への理解を深め、地域の課題の発見・解決に必要なノウハウを身につけるため、まちづくり講座等を開催するとともに、「協働による地域づくり」を円滑に進めていくために、ふるさとづくり人材育成事業を推進します。

併せて、町の将来の人材育成のため、児童・生徒への人材育成支援を行います。

〔主な施策推進事業〕

- 地域づくり推進事業
(★「ひとづくり」推進事業)
- 人材育成支援事業
(★「ひとづくり」推進事業)

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	◎	○

(2) 地元愛の醸成の推進

「ふるさと講座」を通じて、住民自らが地域を知る機会を提供し、弟子屈のまちを学ぶとともに、併せて、紹介・案内できる人材の育成などと、住民の地元愛醸成につながる取り組みを進めます。

〔主な施策推進事業〕

- ふるさと講座推進事業
- 弟子屈子どもクラブ事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	○

(3) 地域コミュニティ支援の推進

地域コミュニティの活性化やNPO法人等の設立を支援し、コミュニティの中心的役割を担う地域おこし協力隊員が進める事業化を支援します。

〔主な施策推進事業〕

- 地域コミュニティ活性化支援事業
- 地域おこし協力隊起業・事業承継支援事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	○

(4) 人・団体・地域のネットワーク形成

地域で活躍する人材、団体、地域を結びネットワーク化を進め、さまざまなノウハウを持つ人材・団体・企業などの情報をデータベース化し、活用を推進します。

必要な人材は、都市部からも積極的に受け入れ、域づくりの担い手として活動してもらい、都市部との地域間交流や、弟子屈への定住につなげます。

〔主な施策推進事業〕

- 地域ネットワーク形成推進事業
- 地域おこし協力隊推進事業
(★「ひとづくり」推進事業)
- 人財バンク制度事業
(★「ひとづくり」推進事業)

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
◎	◎	○

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 地域づくり活動支援交付金件数 (累計)	件	10 (R3年度)	15
(2) 弟子屈子どもクラブ参加割合 (延べ)	%	8.8 (R元年度)	20.0
(3) 地域おこし協力隊員の起業件数 (累計)	人	8 (R3年度)	15
(4) 人財バンク登録件数	件	14 (R3年度)	20

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
第2期てしかがひと・まちしごと創生戦略	令和4(2021)年度～令和7(2024)年度

【関連するSDGs (Goals)】

																
			○													

2 全ての住民が活躍できる社会の推進

【現状と課題】

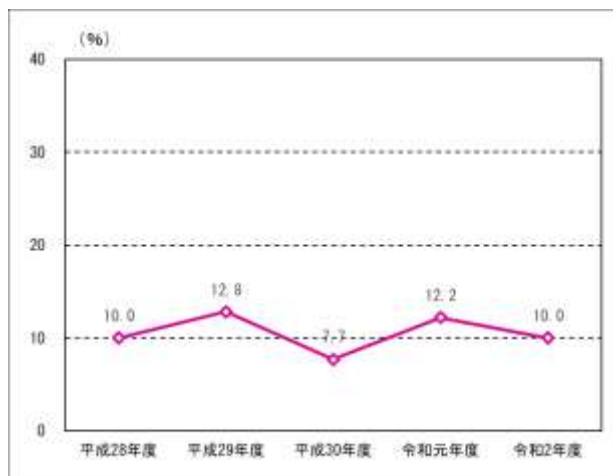
わが国では昭和 60（1985）年に男女雇用機会均等法が成立し、女性が社会進出し活躍のできる体制や環境の整備を図ることとなりました。その後、令和 2（2020）年の改正では職場のパワーハラスメント防止措置が義務づけられるとともに、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント等の防止指針が改正され、社会全体で対応が必要となっています。

こうした中、本町では住民一人ひとりが平等な立場で、互いに尊重しあう地域社会の形成を目指し、女性が社会進出し活躍のできる体制や環境の整備を図っています。そのため、本町では女性団体協議会に対する活動支援を行うとともに、弟子屈町女性団体協議会に対する支援や弟子屈町女性のつどいの開催を通して、男女共同参画社会の推進に努めており、今後もその方針に基づいた取り組みを継続していく必要があります。

また、多様な人材を生かし、最大限の能力を発揮させようというダイバーシティの考え方が広まっていますが、将来的な少子高齢化による労働力人口の減少等に対応した人材確保の観点から、本町でもその取り組みを強化する必要があります。

併せて、本町では、住民の郷土愛の育成と高揚を図るため、住民の模範となるべき住民や関係団体を表彰しており、今後も進める必要があります。

■女性管理職登用率



■住民の顕彰



■表彰者数

	自治	社会	産業	在住	善行	特別	合計
平成 27 年度	—	1	2	74	2	—	79
平成 28 年度	1	—	—	73	4	—	78
平成 29 年度	1	—	—	76	4	—	81
平成 30 年度	—	3	1	100	3	—	107
令和元年度	—	—	—	83	3	—	86
令和 2 年度	1	1	—	85	3	—	90
令和 3 年度	1	1	—	101	3	—	106

【取組の方針】

- 男女共同参画社会の実現に向けた取り組みのさらなる充実と、女性の活躍を支援します。
- 住民の一人ひとりを、本町の地域社会の一員として受入れ、人材として登用し活用できるダイバーシティのまちづくりを推進します。
- 住民の郷土愛の育成と高揚を図るため、本町に功績のあった住民を広く知らせ表彰します。

【目指す姿】

- 男女共同参画社会が大きく前進し、女性も男性とともに社会で活躍しています。

【施策】

(1) 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会を実現するために、固定的性別役割分担意識等の解消に向けた啓発活動に取り組みます。

また、あらゆる分野において女性の活躍が見られるよう、女性の参画機会の拡大に向けた啓発や情報提供を実施します。

〔主な施策推進事業〕

- 男女共同参画推進啓発事業
- 女性団体活動推進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	○

(2) 包摂と共生の社会づくり

社会的に弱い立場にある人々をも含めた住民の一人ひとりを、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、尊厳をもって社会（地域社会）の一員として受入れ、年齢、性別、人種、宗教、趣味嗜好などさまざまな属性の人材を登用し活用するダイバーシティのまちづくりを推進します。

〔主な施策推進事業〕

- ダイバーシティ推進事業
- 人権擁護推進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(3) 住民の顕彰

住民の模範となるべき住民や関係団体を表彰して、住民の郷土愛の育成と高揚を図ります。

〔主な施策推進事業〕

- 弟子屈町表彰事業
- 受賞者管理台帳整理事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	○

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 女性管理職の登用率	%	10.0 (R3年度)	20.0
(2) ダイバーシティ推進計画の策定	策定	未策定 (R3年度)	策定
(3) 表彰者数 ※基準値は、H29～R3年度表彰者数平均 ※毎年一定数の表彰(対象)者がでる町風土(町への愛着等)の指標として設定	人	94	100

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
第2期てしかがひと・まちしごと創生戦略	令和4(2021)年度～令和7(2024)年度

【関連するSDGs (Goals)】

														
				○										

第2節 交流の推進

1 互いに支え合うコミュニティの充実

【現状と課題】

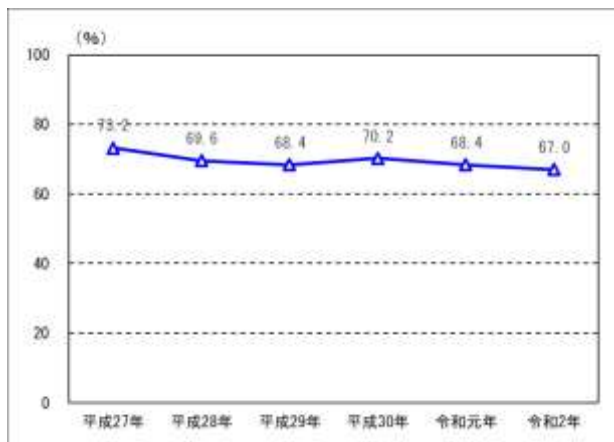
本町では、地域が一体となるよう雰囲気づくりに努め、各地域の事はその地域の住民が中心となって解決していく意識と体制をつくる取り組みを進めており、住民が主役のまちづくりの実現に向け、住民の基底的組織の自治会が行う各種活動に対し支援をしています。しかし、コミュニティ意識が希薄になっている中で、自治会の果たす役割は大きいことから、自治会の加入率向上に努めるとともに、地域住民が中心となり課題解決していく体制づくりを推進する必要があります。

そのため、地域コミュニティの繋がりを高め活性化させるために、利用しやすい施設の管理・運営を行っていますが、自治会活動の中心である各地域の会館施設等を維持管理し地域活動を側面から支援する必要があります。

また、町内に23箇所ある地域集会所は、何れの施設においても老朽化が著しく、大小修繕が複数必要な状況にあり、突発的な設備の故障等による緊急対応も増えてきています。

そのため、弟子屈町公共施設等総合管理計画及び個別施設管理基本計画に基づき、施設の状態を見ながら計画的な補修を実施する必要がありますが、将来的な廃止も視野に入れた取り組みを検討する必要があります。

■自治会加入率



■交流センター



【取組の方針】

- 地域課題の自らが積極的に解決する意識の醸成を図るとともに、地域コミュニティへの参加の機会となる自治会への加入を促進します。
- 各集落に整備されている、コミュニティ拠点施設の適切な管理と活用を促進します。

【目指す姿】

- 各地域の拠点施設で、まちづくりにつながる様々な活動が展開され、住民、行政、地域がそれぞれの役割と責任を持って、まちづくりの課題を解決しています。

【施策】

(1) 地域活動の活性化

地域が一体となるような雰囲気づくりに努めるとともに、各地域のことはその地域の住民が中心になって解決していく意識と体制づくりに取り組みます。

また、地域住民が中心となってまちづくりに取り組めるよう、行政が自治会加入率向上支援をするなどの取り組みを行います。

〔主な施策推進事業〕

- 自治会加入率向上支援事業
- 自治会加入促進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	○

(2) 集落におけるコミュニティ拠点の維持

町内の各集落に整備されている、農村センター、研修センター、交流センター、川湯ふるさと館、その他農業施設等の維持に努めるとともに、各コミュニティ拠点の管理・運営を地域と連携して行い、より一層の活用を促進します。

〔主な施策推進事業〕

- 農業施設維持事業
- 農業施設管理事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 自治会加入率	%	67.0 (R2年度)	70.0
(2) 施設延べ利用回数 ※農村センター等、所管部署が管轄する全ての コミュニティ施設での利用回数	回/年	1,344 (R2年度)	1,400

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
弟子屈町公共施設等個別施設管理基本計画	平成30(2018)年度～

【関連するSDGs (Goals)】

														
										○				○

2 地域間交流の推進と国際化対応

【現状と課題】

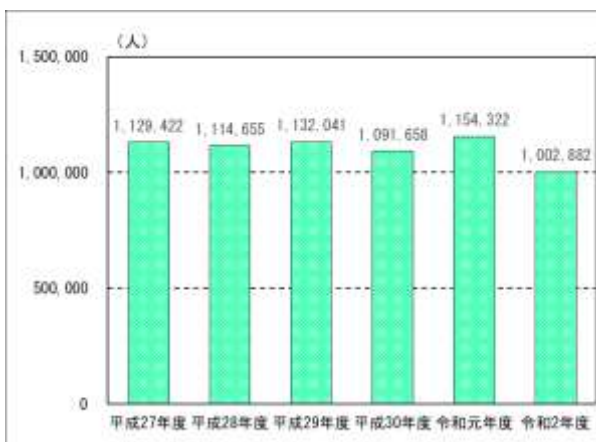
本町では、地域経済の活性化と、国際化時代・交流化時代に対応できる人材の育成を図るため、様々な地域・分野における交流活動を推進しています。

姉妹都市交流による地域間の交流は、それぞれの地域の異文化に触れたり、人的交流を行ったりすることで、さまざまな情報を肌で感じることができ、より視野の広い人間形成に役立つことから、本町では、姉妹都市である鹿児島県日置市への弟子屈高等学校生徒の修学旅行時の物販等などへの支援や、見識を広げ、学校活動の向上に資することから中学生が相互訪問し交流しており、今後もこうした交流事業を継続する必要があります。

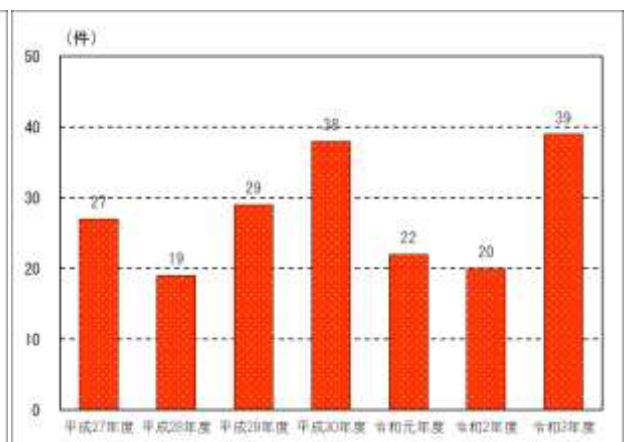
また、これまで多くの人材を町外に送り出している本町では、そのつながりを大切にするため、町出身者による弟子屈ふる里会や札幌弟子屈会との交流も継続的に行っています。しかし、新規の会員があまり増加せず、会員自体も高齢化が進む中、再度会員の増加と交流を進める必要があります。

本町への移住を希望する人が毎年多く本町を訪れ、移住相談を行っていますが、一人でも多くの人を受け入れ人口減少対策に結びつけるため、移住ワンストップ窓口、移住サイト管理、SNSによる情報発信、移住体験プログラムの実施、移住PR、移住アドバイザーによる活動を行っていますが、今後一層その取り組みを強化する必要があります。

■関係人口



■移住相談



■姉妹都市（鹿児島県日置市）中学生交流



■移住相談



【取組の方針】

- 中学生の人的交流を継続して推進するとともに、観光・農業等の経済交流や歴史的経緯による交流を継続し、相互の発展を図ります。
- 町出身者との交流を活発化させ、これまでに交流のなかった出身者との交流を推進します。
- インバウンド（訪日外国人旅行）や、技能実習生等を受け入れる体制の構築を推進します。
- 本町との関わりを持つ人を増やすとともに、その交流機会を増やす取り組みを推進します。

【目指す姿】

- 多くの交流人口（観光客等）や関係人口が本町を訪れる、選ばれる魅力あふれるまちになっています。

【施策】

（１）姉妹都市等との交流の推進

姉妹都市である鹿児島県日置市との交流については、中学生の人的交流を継続して推進していくとともに、観光・農業といった経済交流による相互の発展を図ります。

また、町の歴史上において縁のある岩手県久慈市、三重県松阪市についても交流を図っていきます。

〔主な施策推進事業〕

- 姉妹都市（鹿児島県日置市）中学生交流事業
- 関係都市交流推進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

（２）町出身者との交流の活性化

首都圏の本町出身者を中心とした弟子屈ふる里会や札幌弟子屈会との交流を継続するほか、新たな会員の増加を目指します。

〔主な施策推進事業〕

- ふるさと会支援事業
- ふるさと会活性化事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

（３）国際化対応の推進

観光などで訪れるインバウンド（訪日外国人旅行）や、農業等に従事するため町内に居住する技能実習生等を受け入れるため、体制の構築と、行政情報などの多言語化を推進します。

〔主な施策推進事業〕

- 行政情報多言語化推進事業
- 観光情報多言語化推進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	○

(4) 交流人口及び関係人口の拡大

人口減少対策のため、町と関係するさまざまな取り組みを通し、関係人口を増加させ、移住・定住を促進します。

〔主な施策推進事業〕

- 移住定住促進事業
(★「ひとづくり」推進事業)
- U I J ターン新規就業支援事業
(★「ひとづくり」推進事業)

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7 年度)
(1) 姉妹都市中・高校生交流人数 (累計) ※基準値は、R 元年中学校・R2 年高等学校の合計	人	43 (R 元年度)	120
(2) ふるさと会 (札幌・東京) 会員数	人	206 (R2 年度)	227
(3) 外国人登録数	人	75 (R3 年度)	100
(4) 関係人口数	万人	100.2 (R2 年度)	156.6

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
釧路定住自立圏共生ビジョン	平成 22 (2010) 年～
第 2 期てしかがひと・まちしごと創生戦略	令和 4 (2021) 年度～令和 7 (2024) 年度

【関連するSDGs (Goals)】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
																○	○

3 人権を守る取り組みの推進

【現状と課題】

「人権」とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利、生まれながらに持つ権利」であり、だれにとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものとされています。

本町の住民はその意識を持ち、他の人権を損ねる大きな問題は発生していませんが、差別を受けた住民の相談窓口を設け、対応する体制を整えています。今後、人権意識を育むための教育や啓発活動を進める必要があります。

また、近年性的マイノリティの人を表す総称としてLGBTQという表現を耳にする機会が多くなっています。本町では、LGBTQの方を含め、あらゆる人に居場所があり、いきいきと活躍できる共生社会づくりを進める必要があります。住民への啓発活動や、様々な取り組みを進め、LGBTQの人々と非LGBTQの人々との間に存在する不平等や格差を無くす社会づくりを推進する必要があります。

本町では、当町出身の戦没者を遺族等と共に年に一度慰霊していますが、参列遺族が年々減少を続ける中で、近隣市町村の動向も見ながら、今後見直しを検討することが必要となっています。

■戦没者追悼式



【取組の方針】

- 人権意識を育むための教育・啓発活動に取り組むとともに、誰もが平等に社会活動できる意識改革に取り組めます。
- 性に関する理解と尊重を推進し、トランス・ジェンダーの人権を守る意識の醸成に努めます。
- 住民一人ひとりが平和意識を共有し、平和な社会の継承に努める取り組みを進めます。

【目指す姿】

- 本町で生活する住民だけでなく、より多くの人と平等な立場で社会参加できる、人権尊重のまちづくりが進んでいます。

【施策】

(1) 人権の意識啓発

性差別や国籍等への偏見、差別による人権侵害、子ども・高齢者等への虐待、障害があることへの差別、配偶者やパートナー等からの暴力等、人権意識を育むための教育・啓発活動に取り組みます。

また、差別を受けた住民の相談窓口を開設するとともに、誰もが社会活動できる意識改革に取り組みます。

〔主な施策推進事業〕

- 人権相談窓口事業
- 人権擁護啓発推進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 性に関する理解と尊重の推進

同性愛者や性同一性障害者に対する根深い差別をなくし、トランス・ジェンダー（LGBT=lesbian, gay, bisexual and transgender）の人権を守る意識の醸成に努めます。

〔主な施策推進事業〕

- トランス・ジェンダー啓発事業
- ジェンダーフリートイレ整備事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(3) 平和な社会の継承

住民一人ひとりが平和意識を共有するとともに、恒久平和を願い次世代へ継承していくよう、様々な機会を通して啓発を行います。

〔主な施策推進事業〕

- 北方領土早期返還推進事業
- 戦没者慰霊事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	○

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 人権相談窓口開設回数	回	4 (R3年度)	4
(2) ジェンダーフリートイレ整備箇所（延べ）	所	0 (R3年度)	1
(3) 北方領土返還要求署名件数	件	20 (R2年度)	100

※ (2) について、多機能トイレをジェンダー・ニュートラルトイレとして整備

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
第2期でしかがひと・まちしごと創生戦略	令和4（2021）年度～令和7（2024）年度

【関連するSDGs（Goals）】

																
				○												○



第6章

【基本目標 6】

誰でも参加することができる

まち
夢づくり

第1節 安定した行財政の運営

1 信頼される行政組織づくり

【現状と課題】

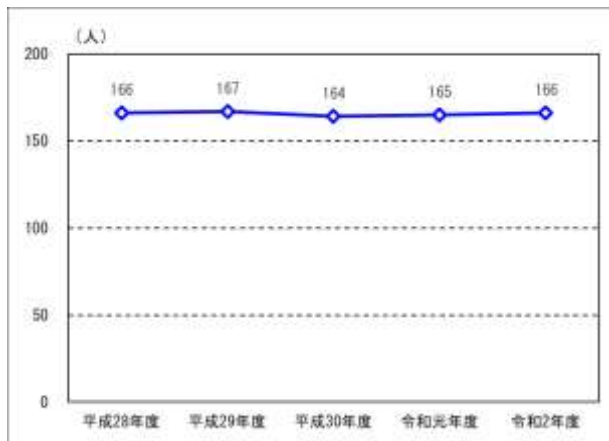
本町では、多様化する行政ニーズ、地方分権の推進、情報化の進展など新たな時代の変化に対応するため、サービスの向上と事務の効率化を重視した行政運営を推進しているとともに、まちづくりを推進する人材である職員の能力向上を図り、行政課題に的確に対応できる組織体制とシステムづくりを進めています。

住民のニーズに応えるために、行政の簡素化、効率化を推進し、人口・財政規模に応じた行政運営を目指していますが、厳しい財政状況の中で経費等縮減や効率的な行政運営を進める必要があります。そのため、時代に即した改革を推進するために、令和元（2019）年に第8次行政改革大綱を定め、その方針に基づき今後も厳しく律した行政運営を進める必要があります。

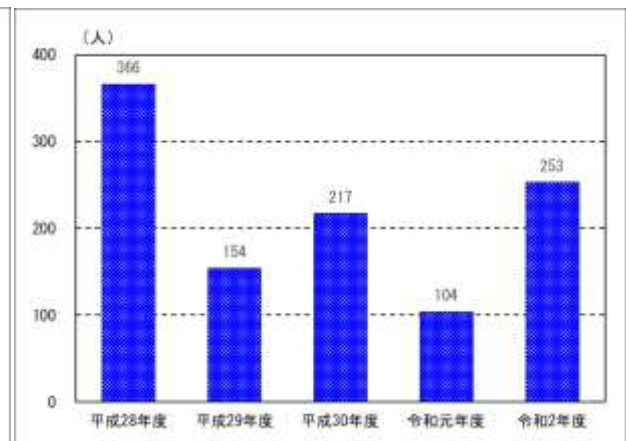
また、役場における対応の向上に向け、住民目線で利用しやすいと感じる窓口づくりを進めています。

さらに、信頼される組織となるために、そこで働く職員の能力向上に向け、毎年職員研修を実施していますが、それと併せて、人事評価制度の深度と理解を深めるための研修を継続的に行い、的確な人事評価を行うことによって、職員の働く意識の向上に努めており、職員の健康管理への意識向上及び職場環境の整備と併せて、さらなる取り組みを進める必要があります。

■職員数（正職員・再任用職員）



■職員研修参加者



【取組の方針】

- 行政需要や財政規模に応じた、より効率的かつ効果的な行政運営の推進に努めます。
- 優秀な人材の確保と若手職員の育成に努めるとともに、明るく働きやすい職場環境を整備します。
- 効率的な公文書の適正管理と、積極的な情報公開及び発信に取り組みます。
- 利用する住民に積極的に応対するなど、利用しやすいと感じる窓口づくりを行います。

【目指す姿】

- その時代の行政規模を見据えた上で、効率的かつ効果的な組織機構となる柔軟な行政組織となっています。
- 誠実で正確かつ迅速に、また常に予算や目的、成果などを意識しながら行政運営にあたる職員で溢れる職場となっています。

【施策】

(1) 柔軟な組織運営の推進

業務の合理化、部署間の業務連携の強化などにより、行政需要や財政規模に応じた適正な組織機構の見直しと適正な職員配置を図り、より効率的かつ効果的な行政運営の推進に努めます。

〔主な施策推進事業〕

- 行政改革推進事業
- 弟子屈町職員提案事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 人材確保と職員の育成の推進

優秀な人材の確保に努めるとともに、若手職員の育成手法を検討し、よりスピーディーな成長に取り組むほか、人事評価制度を適正に運用し、評価結果を生かした職員の育成に努めます。

また、ハラスメントの防止に努めるなど、明るく働きやすい職場環境の整備に取り組めます。

〔主な施策推進事業〕

- 職員育成推進事業
- 働きやすい職場形成事業
- 人材確保事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(3) 公文書の適正な管理と情報公開

町の保有する情報が住民の財産であることを念頭に置き、公文書の適正な管理を図ります。

また、情報公開条例に基づき適正な情報公開を行うとともに、各種統計データなど有用な情報をWEBサイト等も含め積極的に発信します。

〔主な施策推進事業〕

- 文書管理適正化事業
- 情報公開事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(4) 利用しやすい環境づくり

全ての利用者に対し、直接対面のほかオンライン化を推進することにより、各種手続きの簡素化や効率化に努め、利用しやすいと感じる環境づくりを行います。

〔主な施策推進事業〕

<ul style="list-style-type: none"> ● ワンストップ窓口事業 ● オンライン推進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 職員提案件数	件	0 (R2年度)	5
(2) ストレスによる総合健康リスクの高いグループの割合	%	17.6 (R2年度)	0.0
(3) 文書保存・保管状況巡回点検回数	回	0 (R2年度)	2
(4) オンライン手続き件数 ※コンビニ交付を含む	%	0.0 (R2年度)	15.0

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
弟子屈町職員人材育成基本方針	平成 30(2018)年 5月～
弟子屈町ハラスメントの防止等に関する指針	平成 30(2018)年 9月～
弟子屈町特定事業主行動計画	令和 2(2020)年～令和 6(2024)年
弟子屈町特定事業主行動計画(次期)	令和 7(2025)年～令和 12(2030)年

【関連するSDGs (Goals)】

														
		○					○		○					○

2 健全な財政運営の推進

【現状と課題】

本町では、長期的に持続可能な自治体経営を確立するため、的確な財政見通しによる効率的な財源の活用と施設の有効活用に取り組み、財政の健全化を図っています。

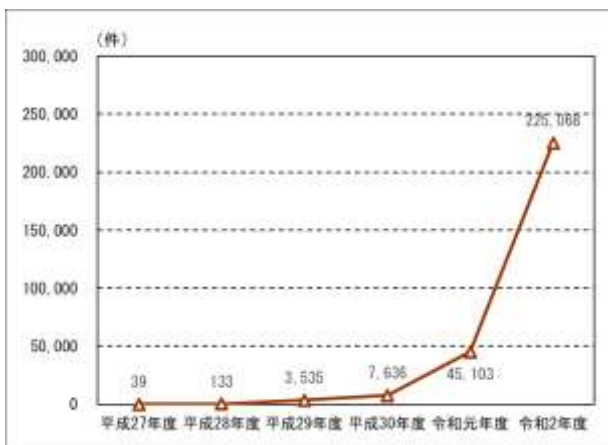
そのため、経常収支比率や実質公債費比率等の、財政健全化指標の向上と適正化に努めるとともに、公会計による経営状況の公表や公共施設更新費用の算出、中期財政計画の策定、当初予算の概要書、各施策評価概要の発行等を行い住民に広く公開しています。

また、税務業務の円滑な執行及び税務行政の公平かつ適正な執行に努め、公平・公正な課税事務を推進するとともに、納付環境の向上と徴収強化による税負担の公平性を維持しています。そして、徴収困難な事案や高額滞納者に対しては、強制的な滞納処分も行っていますが、厳しい滞納処分を執行することにより、滞納者数及び高額滞納案件は減少しています。

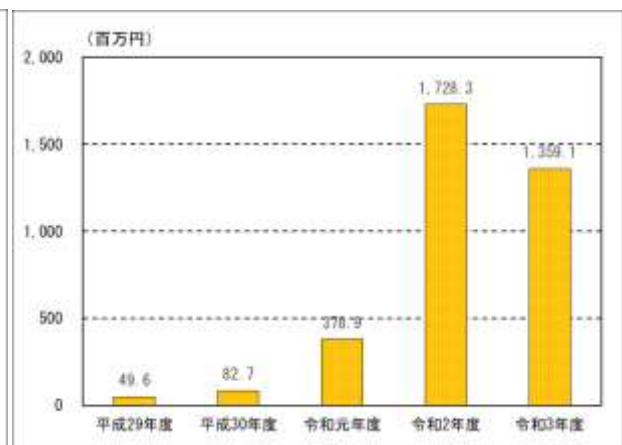
本町が有する公有財産については、その有効活用と適正管理に努めていますが、貸付及び遊休資産売却による財源の確保と老朽物件の除却を進めています。

近年、本町へのふるさと納税寄附件数と寄附金額は増加していますが、制度の先行きにも留意しつつ、納税者に喜ばれる返礼品を提供するとともに、寄附金はまちづくり応援基金に積み立て、本町の活性化に向け有効に活用していくことが求められています。

■ふるさと納税寄附件数



■まちづくり応援基金への積立額



【取組の方針】

- 身の丈にあった安定的な財政運営に努めるとともに、不測な事態にも対応できる財政基盤の構築に努めます。
- 各種使用料や手数料など適正な負担の検討を行うとともに、公有財産の有効活用と売却可能資産の売却処分により財源の確保に努めます。
- ふるさと納税の返礼品のリニューアルや新規返礼品開発、協力事業者の拡充などに取り組み、ふるさと納税の寄附件数及び寄附額の向上を図ります。
- 公共施設の統合や廃止、転用及び有効活用により、適正な公共施設の配置と管理を進めます。
- 納税者ニーズに適した新たな納付方法の推進に取り組むとともに、一層の滞納整理に努め、税務行政の信頼維持に努めます。

【目指す姿】

- 各種財政指標と比較し健全な状態で、身の丈に合った安定した財政運営が行われています。

【施策】

(1) 安定的な財政運営と財政見通しの公表

総合計画との連動かつ社会情勢に柔軟な対応を行いながら、身の丈にあった安定的な財政運営に努めます。

また、コロナ渦による大幅な税収減や災害等の不測な事態にも対応できる財政基盤構築のため、財政調整基金への積極的な積立や財源の重点的かつ効率的な配分に努め、後年に多大な財政負担が発生しないよう財政健全化に努めます。

併せて、中期財政見通しを住民と行政が共有できるよう、毎年作成し公表します。

〔主な施策推進事業〕

- 財政健全化事業
(★「行財政経営」推進事業)
- 財政見通し公表事業
(★「行財政経営」推進事業)

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 自主財源の確保

各種使用料や手数料など適正な負担の検討を行うことにより、住民サービスの維持に努めます。

また、行政運営において必要な財産と行政以外で有効活用すべき財産に分け、公有財産の有効活用と売却可能資産の売却処分に努めます。

〔主な施策推進事業〕

- 遊休施設売却事業
- 町有地売却事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(3) ふるさと納税の寄附件数及び寄附額の向上

ふるさと納税の返礼品のリニューアルや新規返戻品開発、協力事業者の拡充などに取り組むとともに、企業版ふるさと納税事業の検討を行い、寄附件数及び寄附額の向上を目指します。

〔主な施策推進事業〕

- ふるさと納税新規返礼品開発事業
(★「行財政経営」推進事業)
- ふるさと納税新規事業者拡充事業
(★「行財政経営」推進事業)
- ふるさと納税ネットワーク構築事業
(★「行財政経営」推進事業)

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	◎	◎

(4) 適正な公共施設の配置と管理

公共施設の統合や廃止、転用及び有効活用に努めるとともに、適正な管理を行って、施設の長寿命化を実施します。

〔主な施策推進事業〕

- 公共施設統廃合推進事業
- 公共施設個別長寿命化推進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(5) 適切な賦課徴収と納めやすい環境づくり

税負担の公平、公正を期するため、広域組織との連携や、行政サービスの制限の実施など一層の滞納整理に努め、税務行政の信頼維持に努めます。

また、納税者ニーズに適したキャッシュレス納付などの新たな納付方法の推進に取り組みます。

併せて、児童・生徒に税の意義や役割を正しく理解してもらい、生活に必要な税について啓発活動を実施します。

〔主な施策推進事業〕

- キャッシュレス化推進事業
- 税の次世代に向けた学習事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 実質公債費比率 ※基準値は令和2年度決算に基づく	%	16.4 (R2年度)	13.0
(2) 公有財産売却物件数	件	0 (R2年度)	15
(3) まちづくり応援基金	円	1,757,894 千円 (R2年度)	5,000,000 千円
(4) 人口一人当たりの公共施設延床面積 ※弟子屈町の人口一人当たりに対する公共施設の延床面積は18.30㎡(R2年度末現在)。公共施設の統廃合を進め、道内町村平均12.55㎡を目標値とする。	㎡/人	18.30 ㎡/人 (R2年度)	12.55 ㎡/人
(5) キャッシュレス納税利用割合	%	2.6 (R2年度)	5.0

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
弟子屈町公共施設等総合管理計画	令和3(2021)年度～令和8(2026)年度

【関連するSDGs (Goals)】

																
			○				○	○		○						○

3 自治体間連携の推進

【現状と課題】

本町は、釧路市、釧路町、白糠町、鶴居村、厚岸町、浜中町、標茶町に本町を含めた釧路管内の1市6町1村との行政上のつながりが強く、事務の効率化に向け、広域的に取り組むことができる事業を実施し、住民生活の安定化と事務及び経費軽減を図っています。

北海道内で8番目の広域連合として平成14（2014）年に誕生した釧路広域連合は、現在、釧路市、釧路町、厚岸町、弟子屈町、鶴居村、白糠町の1市4町1村で構成されており、構成市町村の可燃ごみの処理を行っています。

今後、人口減少により各自治体単独では成り立っていけなくなる時代が到来することに備え、近隣自治体との連携強化や、管内広域での取り組みがより一層重要となりますが、事務の効率化による住民サービスの向上と、広域行政の推進を図ることで町内住民の生活安定と向上に努める必要があります。

■観光プロジェクト（釧路空港前の花壇植樹）



■森のプロジェクト（木育フェア）



【取組の方針】

- 北海道からの権限移譲事務の受託に取り組むとともに、地方の裁量の自由度が増す取り組みについて、適切に対応します。
- 行政運営の効率性向上や住民の利便性の向上に資する事務事業の、近隣の市町村との連携や共同化を進めます。

【目指す姿】

- 自治体間や事務の権限移譲により、効果的な自治体運営や住民サービスが向上しています。

【施策】

(1) 地方分権への対応

住民の利益になることや行財政の効率化が図られる観点から、北海道からの権限移譲事務の受託に取り組みます。

また、地方分権社会構築のため、地方の裁量の自由度が増す取り組みについて、適切に対応します。

〔主な施策推進事業〕

<ul style="list-style-type: none"> ● 地方分権推進事業 ● 権限移譲推進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 広域行政の推進

行政運営の効率性や、住民の利便性の観点から必要な事務事業は、近隣の市町村との連携を図り、共同化を進めます。

また、財源や事業実施の面で国や北海道と連携します。

〔主な施策推進事業〕

<ul style="list-style-type: none"> ● 広域行政推進事業 ● 釧路管内広域プロジェクト推進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 権限移譲した事務の件数	件	127 (R3年度)	140
(2) 釧路管内広域プロジェクト数 ※一部事務組合等含む	事業	5 (R3年度)	5

〔関係する個別計画〕

関連計画名	計画期間
釧路定住自立圏共生ビジョン	平成 22(2010)年～

【関連するSDGs (Goals)】

																
																○

第2節 住民と行政の新たな架け橋づくり

1 住民に役立つ広報・広聴の推進

【現状と課題】

本町では、住民がまちづくりに参加しやすくするためには、まず住民と行政による情報の共有が重要であるという考えに基づき、町の仕事などまちづくりに関する情報を正確かつ適切に収集し、分かりやすく町民に提供するとともに、町外に対しても積極的にまちの良さをPRしています。

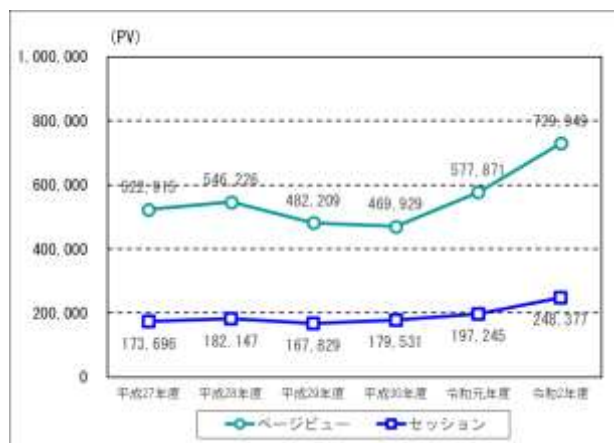
そのため、広報活動指針を策定し、広報や広聴を通じて情報の収集やPRを行うことにより、町民との情報共有を図っています。

本町の広報紙は、毎月1回発行していますが、全編カラー化することで住民の関心と親しみやすさを実現しています。また、住民への情報発信については、新たにYouTube、Twitterをスタートし、LINEなどとも連動させ、即時性の高い情報発信はもちろん、動画による視認性の高い情報発信を行っています。

これにより、町のYouTube公式チャンネルでの動画配信については、今では欠かすことができない媒体となっています。これまでの「ムーブてしかが」に加え、新たに地域おこし協力隊が加わり、動画での町公式ニュースを頻繁に配信しており、「今」の町の動きが動画で提供されていますが、住民にとっても行政の動きはもちろん、町の動きが分かる貴重な媒体となっています。

今後は、町長からの「生の言葉」の配信や、議会の動きなど、内容の充実、地域課題を掘り下げるような問題提起型の配信も進めていく必要があるとともに、町の公式ホームページ更新後の適切な運用や、若年層に浸透するよう広報活動として情報伝達方法（SNSなど）を増やし、ブランドマネジメントの浸透に向け、すべての住民と町外の方に弟子屈町を魅力的に感じてもらえ、伝わる広報活動を全職員で行えることが必要です。

■ 弟子屈町ホームページ閲覧数



■ SNSフォロワー・登録者



【取組の方針】

- 広報紙とホームページの更なる充実に取り組むとともに、本町のシティプロモーション活動を推進します。
- 住民が意見を言いやすい公聴活動を拡充するとともに、住民へのニーズ調査を定期的実施します。また、審議会等の委員は偏ることのないように努めます。

【目指す姿】

- 全ての住民が、紙媒体、デジタル媒体などを通し、高い関心をもって行政情報を得られ、活用できるようになっています。

【施策】

(1) 広報活動の充実

まちづくり情報の中心として広報紙とホームページの更なる充実や、地上デジタル放送、SNSの活用を図ります。

また、行財政の情報を的確にわかりやすく伝えるための工夫に努めるとともに、本町の魅力や良さを町外に伝えるシティプロモーション活動を推進します。

〔主な施策推進事業〕

- 広報活動推進事業
- ホームページ運用事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 住民が参加する行政運営の推進

住民が意見を言いやすい様々な機会を使った公聴活動と、意見を丁寧に扱う行政運営に取り組むとともに、住民の考えをまちづくりに反映するため、ニーズ調査を定期的実施します。

また、審議会等の委員の選出にあたっては、偏ることのない人選に努めます。

併せて、議会に関する情報を、議会だより等を通じて発信し、住民に議会に関心を持ってもらえるよう取り組みます

〔主な施策推進事業〕

- 公聴活動推進事業
- 議会だより発行事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	○

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) 町民広報モニター制度 ※R4年度からの開始事業。R4年度実績に基づき、目標値を設定。点数化を予定。	ポイント	— (R4年度)	—
(2) タウンメールへの回答率	%	100.0 (R3年)	100.0

【関係する個別計画】

関連計画名	計画期間
弟子屈町広報活動指針	令和元(2019)年度～
弟子屈町強靱化計画	令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

【関連するSDGs (Goals)】

																
										○						○

2 デジタル・ガバメントの推進

【現状と課題】

本町では、住民が情報を取得しやすくするために、様々な地域情報基盤の充実に努めています。

町内には難視聴区域がありますが、情報通信基盤設備を活用した難視聴対策及び情報インフラの整備を推進し、令和元年度には、川湯デジタルテレビ中継局維持管理及び地上デジタルテレビ難視聴区域解消を図ることができました。

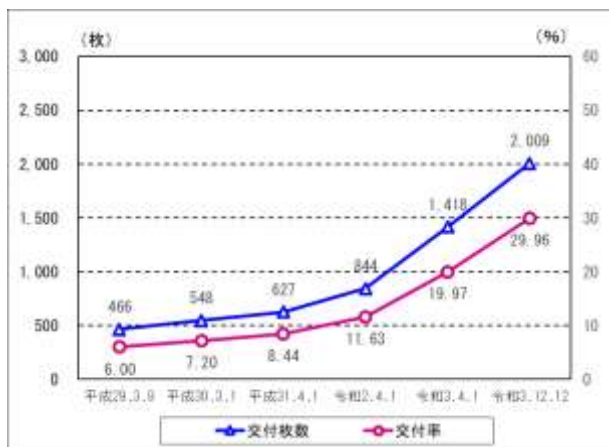
また、マイナンバーによる情報ネットワークを通じ、戸籍関係情報が確認可能となり、将来的に行政手続きにおける戸籍証明書の添付省略や広域交付が出来る様、戸籍情報・附票システムの構築に取り組んでいますが、こうした取り組みを進める上で、データセンター利用による職員の負担減や安全性を確保することが必要であり、現在、6町村（白糠、釧路、弟子屈、厚岸、浜中、鶴居）での戸籍システム共同利用に係るシステムの構築に向けた取り組みを進めています。

今後は、情報システム及び機器を適宜更新するとともに、住民の利便性や安全・安心を図るシステムの導入に向け、老朽化や制度改正など時代の変化に対応した総合行政システムの構築が求められています。

こうした取り組みを進める一方で、国（総務省）は令和2（2020）年12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、この推進計画を踏まえ、令和3（2021）年7月に、地方公共団体が着実にDXに取り組むための「自治体DX推進手順書」も公表しました。

「自治体DX推進計画」は、デジタル社会の構築に向けて地方公共団体が取り組むべき各種施策を着実に進めていくための計画であり、これにより今後多くの地方公共団体が、重点的な取り組みを進めることが想定され、本町においてもその積極的な推進が求められています。

■マイナンバーカード交付状況



【取組の方針】

- 本町の主要業務を処理するシステムの標準化・共通化に向けた取り組みを推進し、本町行政のデジタル化を推進します。
- 行政事務手続きのオンライン化を推進し、マイナンバーカードの活用を踏まえた行政サービスの向上を図ります。
- 利便性の向上が進むマイナンバーカードを、多くの住民が活用できるよう普及を図ります。
- AI・RPA等のICTを活用し業務の効率化を図るとともに、スマート自治体への展開を図ります。
- スマートフォンの不安定受信地域の解消に取り組むとともに、多くの住民が情報化の利便性を認める取り組みを進めます。

【目指す姿】

- 行政機能の強靱化が図られているとともに、デジタル化と既存の窓口業務を並行した住民への利便性向上が図られています。
- 住民一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化社会の実現が進んでいます。

【施策】

(1) 情報システムの標準化・共通化の検討・推進

全職員の情報システムへの理解向上を図るとともに、担当する業務の効率化を推進する上でのスキルの向上を図ります。

また、それを踏まえ本町の主要業務を処理するシステムの標準仕様を検討し、標準化・共通化に向けた取り組みを検討・推進します。

〔主な施策推進事業〕

- 全職員EA研修実施事業
- 業務最適化推進事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(2) 行政手続きのオンライン化の推進

未導入のシステムについて、費用対効果の面から導入を検討するとともに、子育て（15 手続）、介護（11 手続）、被災者支援（罹災証明書）、自動車保有（4 手続）の計 31 手続について、マイナンバーカードによるオンライン手続を検討・推進します。

〔主な施策推進事業〕

- オンライン手続き検証事業
（★「くらしづくり」推進事業）
- システムの検討、更新事業
（★「くらしづくり」推進事業）
- セキュリティ対策事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(3) 情報化推進による住民サービスの向上

デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するとともに、全住民のマイナンバーカード保有を推進します。

また、デジタル化が進むことによる行政手続・サービスの利用方法等に関する助言・相談等を実施し、併せて窓口での適切な対応により、デジタルデバインド対策を推進します。

〔主な施策推進事業〕

- マイナンバーカード普及事業
(★「くらしづくり」推進事業)
- デジタルデバインド対策事業
(★「くらしづくり」推進事業)

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(4) スマート自治体の推進

弟子屈町DX計画を策定するとともに、先行してAI・RPA等のICTを活用した業務プロセスを検討します。

〔主な施策推進事業〕

- 弟子屈町DX計画策定事業
(★「くらしづくり」推進事業)
- AI・RPA対象事業設定事業
- RPA化導入事業
(★「くらしづくり」推進事業)

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

(5) 地域情報基盤の充実

情報化社会において、住民への広報や広聴活動に活用するため、情報基盤の十分な活用が図られるよう、啓発活動や普及活動に取り組みます。

また、携帯電話（スマートフォン）による行政の情報提供を進めるため、不安定受信地域の解消に取り組みます。

〔主な施策推進事業〕

- 地域情報化基盤推進事業
- 難視聴対策事業

〔協働の役割分担〕

住民	団体等	行政
○	○	◎

【指標】

指標名	単位	基準値	目標値 (R7年度)
(1) EA研修職員受講率	%	0.0 (R3年度)	90.0 ※(R5年度)
(2) オンライン手続き検証数	手続	0 (R3年度)	31
(3) マイナンバーカード普及率 ※全住民に対する発行率	%	19.9 (R2年度)	40.0
(4) RPA導入業務数	業務	0 (R3年度)	3
(5) 地域情報化及び難視聴対策における要望への対応率	%	100.0 (R3年度)	100.0

【関係する個別計画】

関連計画名	計画期間
(弟子屈町DX計画)	令和5(2023)年度～

【関連するSDGs (Goals)】

																
							○	○								